

# 阿見町議会会議録

平成29年第3回定例会

(平成29年9月8日～9月28日)

阿見町議会

## 平成29年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	45
◎会期日程	46
◎第1号(9月8日)	49
○出席, 欠席議員	49
○出席説明員及び会議書記	49
○議事日程第1号	51
○開 会	53
・会議録署名議員の指名	53
・会期の決定	53
・諸般の報告	54
・議案第68号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	55
・議案第69号から議案第73号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	56
・議案第74号から議案第77号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	58
・議案第78号から議案第85号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	64
・阿見町決算特別委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	74
・議案第86号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	74
・議案第87号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	75
・議案第88号(上程, 説明, 採決)	76
・議案第89号(上程, 説明, 採決)	77
・議案第90号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	78
・請願第2号(上程, 委員会付託)	79
○散 会	79
◎第2号(9月11日)	81
○出席, 欠席議員	81
○出席説明員及び会議書記	81
○議事日程第2号	83
○一般質問通告事項一覧	84
○開 議	85
・一般質問	85

海野 隆	85
永井 義一	108
井田 真一	122
樋口 達哉	133
川畑 秀慈	141
○散 会	152
◎第3号（9月12日）	155
○出席，欠席議員	155
○出席説明員及び会議書記	155
○議事日程第3号	157
○一般質問通告事項一覧	158
○開 議	159
・一般質問	159
難波千香子	159
倉持 松雄	179
久保谷 充	187
栗原 宜行	196
・休会の件	218
○散 会	218
◎第4号（9月28日）	219
○出席，欠席議員	219
○出席説明員及び会議書記	219
○議事日程第4号	221
○開 議	223
・議案第69号から議案第73号（委員長報告，討論，採決）	223
・議案第74号から議案第77号（委員長報告，討論，採決）	227
・議案第78号から議案第85号（委員長報告，討論，採決）	239
・議案第86号（委員長報告，討論，採決）	243
・議案第87号（委員長報告，討論，採決）	244
・議案第90号（委員長報告，討論，採決）	245

・請願第2号（委員長報告，討論，採決）	246
・意見書案第3号（上程，説明，質疑，討論，採決）	247
・議員派遣の件	249
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	249
○閉 会	249

## 第 3 回 定例会

阿見町告示第215号

平成29年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月22日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成29年9月8日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成29年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	9月8日	(金)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	9月9日	(土)	休	会	・議案調査
第3日	9月10日	(日)	休	会	・議案調査
第4日	9月11日	(月)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第5日	9月12日	(火)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第6日	9月13日	(水)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（総務所管分）
第7日	9月14日	(木)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（民生教育所管分）
第8日	9月15日	(金)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（産業建設所管分）
第9日	9月16日	(土)	休	会	・議案調査
第10日	9月17日	(日)	休	会	・議案調査
第11日	9月18日	(月)	休	会	・議案調査

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第12日	9月19日	(火)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第13日	9月20日	(水)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第14日	9月21日	(木)	休	会	・議案調査
第15日	9月22日	(金)	休	会	・議案調査
第16日	9月23日	(土)	休	会	・議案調査
第17日	9月24日	(日)	休	会	・議案調査
第18日	9月25日	(月)	休	会	・議案調査
第19日	9月26日	(火)	休	会	・議案調査
第20日	9月27日	(水)	休	会	・議案調査
第21日	9月28日	(木)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[ 9 月 8 日 ]

## 平成29年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成29年9月8日（第1日）

### ○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

15番	久保谷実君
-----	-------

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
監査委員	橋本英之君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
交通防災課長	白石幸也君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	井上稔君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

## 平成29年第3回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

平成29年9月8日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 議案第69号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について  
議案第70号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第71号 阿見町介護保険条例の一部改正について  
議案第72号 阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について  
議案第73号 阿見町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第6 議案第74号 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）  
議案第75号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第76号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第77号 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第78号 平成28年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第79号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第80号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第82号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第83号 平成28年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 84 号 平成 28 年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 85 号 平成 28 年度阿見町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 86 号 国交都再第 5-1 号西郷地内排水路整備工事請負契約について
- 日程第 9 議案第 87 号 財産の取得について（消防団第 3 分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第 10 議案第 88 号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 11 議案第 89 号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 12 議案第 90 号 訴えの提起について
- 日程第 13 請願第 2 号 教育予算の拡充を求める請願

午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

13番 難波千香子君

14番 柴原成一君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る9月1日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成29年第3回定例会につきまして、去る9月1日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月28日までの21日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目から3日目までは休会で議案調査。

4日目、9月11日は午前10時から本会議で一般質問、5名。

5 日目、9 月12日は午前10時から本会議で一般質問、4 名。

6 日目、9 月13日は委員会で、午前10時から決算特別委員会、総務所管分でございます。

7 日目、9 月14日は委員会で、午前10時から決算特別委員会、民生教育所管分。

8 日目、9 月15日は委員会で、午前10時から決算特別委員会、産業建設所管分。

9 日目から11日目までは休会で議案調査。

12日目、9 月19日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後 2 時から民生教育常任委員会。

13日目、9 月20日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

14日目から20日目までは休会で議案調査。

21日目、9 月28日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（紙井和美君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月28日までの21日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月28日までの21日間と決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は平成29年度第3回定例会、議員各位にはお忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

それでは、早速であります、報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定によ

り、平成28年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について御報告を申し上げます。

当町における平成28年度決算に基づく各比率につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりとなっております。

なお、財政状況の黄色信号とも言える早期健全化段階にあると判断される早期健全化基準及び経営健全化基準は、お手元の報告書に括弧書きにて記載した比率であり、その上段に記載しております平成28年度決算に基づく当町の各比率は全て基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第68号から議案第90号のほか、教育予算の拡充を求める請願、以上24件であります。

次に、本日まで受理した陳情等は、「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情についての依頼の1件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成29年7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

次に、平成29年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月6日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

議案第68号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、議案第68号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第68号の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年6月16日午後4時45分ごろ、阿見町大室地内の国道125号線において、大室方面から美浦村方面に走行していた車両が、強風により前方に飛び出した同国道に交差している町道4105号線に設置していたバリケードを踏んだことにより、車両下部を破損する損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第68号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号については、原案どおり承認することに決しました。

---

議案第69号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第70号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 議案第71号 阿見町介護保険条例の一部改正について  
議案第72号 阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について  
議案第73号 阿見町立学校設置条例の一部改正について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第69号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第70号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第71号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第72号、阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、議案第73号、阿見町立学校設置条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第69号から議案第73号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第69号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町マスコットキャラクター選考委員会につきましては、国体開催や道の駅開業を控え、町のさまざまな魅力や特性を町内外に効果的及び積極的に発信するために作成するマスコットキャラクターの選考に関し意見を述べる等を行うために設置するものであります。

阿見町認知症初期集中支援チーム検討委員会につきましては、認知症総合支援事業に係る認知症初期集中支援チームの活動内容に関することについて検討・協議するために設置するものであります。

議案第70号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

マスコットキャラクター選考委員会委員、認知症初期集中支援チーム検討委員会委員について、議案第69号と同様の理由により、附属機関の設置に伴い、その委員を非常勤特別職として追加するものであります。

議案第71号の阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護保険条例を改正するものであります。

主な内容としましては、介護保険条例中の過料の規定について「第一号被保険者」を「被保険者」に改めるものであります。

議案第72号の阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、当該法律名を引用している条例の題名及び引用条項の整理等、所要の改正を行うものであります。

議案第73号の阿見町立学校設置条例の一部改正について申し上げます。

本案は、実穀小学校、吉原小学校の平成30年3月の閉校及び本郷地区新小学校の同年4月の開校に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案5件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号から議案第73号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

---

議案第74号 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第74号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、議案第75号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議

案第76号，平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号），議案第77号，平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号），以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第74号から議案第77号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

まず，議案第74号，一般会計補正予算から申し上げます。

本案は，既定の予算額に1億5,546万2,000円を追加し，歳入歳出それぞれ176億3,711万8,000円とするものであります。

2ページの第1表，歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では，交付額の確定により，減収補てん特例交付金を増額。

第11款地方交付税では，交付額の確定により，普通交付税を増額。

第15款国庫支出金では，総務費国庫補助金で，社会保障・税番号制度システム整備費補助金を新規計上，民生費国庫補助金で，国庫補助基準額の改定に伴い，保育所等整備交付金を増額。土木費国庫補助金で，阿見吉原地区街区公園整備に係る社会資本整備総合交付金を増額。

第16款県支出金では，農林水産業費県補助金で，産地改革チャレンジ事業費補助金を新規計上するとともに，農地基盤整備に係る農地耕作条件改善事業交付金を新規計上。国の制度改正に伴い，青年就農給付金を皆減し，農業次世代人材投資資金として新規計上。

第20款繰越金では，財源調整のため，前年度繰越金を増額。

第22款町債では，起債限度額の確定等により，道の駅整備事業債，社会資本整備総合交付金事業債及び消防機械力整備事業債を増額し，臨時財政対策債を減額するとともに，防災行政無線整備事業債を新規計上するものであります。

次に，3ページからの歳出について，主なものを申し上げます。

第2款総務費では，企画費で，本町のPRと地域活性化を目的とした町マスコットキャラクターの選考委員会の設置に係る委員報酬等を新規計上。地域安全対策費で，危機管理監の任用に伴い，職員給与関係経費を増額。戸籍住民基本台帳費で，マイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム改修委託料を新規計上。

第3款民生費では，社会福祉総務費で，給付等の増加に伴う財源調整のため，介護給付費繰出金を増額。福祉センター費で，漏水等の不具合が生じている温水ボイラーの交換に係る維持補修工事費を新規計上。保育所費で，国の交付基準額の改正に伴い，民間保育所整備事業費補助金を増額。

第4款衛生費では、塵芥処理費で、臨時職員の雇用に係る一般事務賃金を増額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、町農産物の6次産業化等に係る産地改革チャレンジ事業補助金を新規計上するほか、国の制度改正に伴い、青年就農給付金を皆減し、農業次世代人材投資資金として新規計上。農地費で、県交付金を財源とし、農地の暗渠排水整備、区画拡大等に係る農地耕作条件改善事業交付金を新規計上。

第6款商工費では、観光費で、本町での自転車イベント開催に係る会場設営費等の増に伴い、町観光協会補助金を増額。

第7款土木費では、道路維持費で、下水道工事との一体的復旧が効果的と認められる箇所の道路路面補修委託料を増額するとともに、新設小学校通学路のスクールゾーン、カラー路側帯等の設置に係る交通安全施設工事費を増額。都市計画総務費で、君島、上島津、上条の各地区の区域指定について、地元合意形成及び茨城県関係機関との調整が整ったことから、図書作成等に係る業務委託料を新規計上。公園費で、阿見吉原地区の街区公園整備に係る公園緑地整備委託料を増額。土地区画整理費で、土地返還請求訴訟に係る弁護士委託料を新規計上。住宅管理費で、入居者の退去が進んだ曙及び上郷第一・第二町営住宅について、安全対策上、速やかな解体が必要であるため、解体工事費を増額。

第9款教育費では、小学校管理費で、新設小学校屋外倉庫及びトイレ建設に係る工事費を新規計上するとともに、統廃合となる小学校の既存図書との調整を図った上で、必要となる図書購入費を新規計上。中学校管理費では、竹来中学校設備改修工事に係る実施設計委託料を新規計上。保健体育事業費で、実施設計に伴い工事費に不足が生じたため、国体会場湖岸等整備工事費を増額。

5ページ、第2表、債務負担行為補正につきましては、国体会場湖岸等整備工事に係る限度額を変更するものであります。

6ページの第3表、地方債補正については、防災行政無線整備事業債を追加するとともに、額の確定等により、道の駅整備事業債、社会資本整備総合交付金事業債、消防機械力整備事業債、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第75号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に975万円を追加し、歳入歳出それぞれ18億5,920万7,000円とするものであります。

その内容としましては、下水道事業費で、社会資本整備総合交付金を活用し、道路事業と一体的に舗装復旧するための工事費を増額するもので、その財源調整のため、一般会計繰入金及び公共下水道事業債を減額し、道路路面復旧負担金を増額するものであります。

3ページ、第2表、地方債補正につきましては、公共下水道事業債を減額するものであります。

次に、議案第76号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に242万円を追加し、歳入歳出それぞれ31億4,896万9,000円とするものであります。

その主な内容としましては、地域密着型介護予防サービス給付費を、実績見込みにより増額。介護予防普及及び啓発事業で、シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会に係る経費を新規計上。認知症総合支援事業で、認知症初期集中支援チーム検討委員会に係る経費を新規計上するもので、その財源調整のため、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額するものであります。

議案第77号、水道事業会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ2,096万7,000円を増額するものであります。

その内容としましては、追原取水井戸の修繕費の追加及び他会計への路面復旧負担金を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） おはようございます。

3点ばかりあるんですけど、いいですかね、3点。

○議長（紙井和美君） はい、どうぞ。

○8番（永井義一君） まずですね、13ページ……。

○議長（紙井和美君） 74号ですね。

○8番（永井義一君） ごめんなさいね。うん、74号です。

今、町長のほうでいろいろおっしゃられたと思うんですけど、ちょっと早かったんで聞き取れなかった部分があるんですけども、この13ページのですね、4番の衛生費の清掃費、これは霞クリーンセンター運営費の一般事務賃金の部分なんですけれども、これは予算で385万3,000円ぐらいがついているわけなんですけれども、これ、今度の102万2,000円の増額の理由をお願いします。これが1点目です。

2点目がですね、16ページ、土木費の中の公園費ですね、1123番、これの業務委託料なんですけれども、これもね、1億4,395万7,000円という予算がついているんですけども、この344万が増えたわけをお願いします。

最後に3点目です。同じページの土木費の中の住宅費、これも1112なんですけれども、ちょっと説明があったかと思うんですけれども、これは予算特別委員会の中で9戸分を計上しているという話があったかと思うんですけれども、今回、そのときに504万円の予算なんですけれども、376万増額したのは戸数等々が増えたのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えいたします。

まず最初の1つ目に御質問いただいたやつですけれども、霞クリーンセンター運営費の一般事務賃金の増額補正でございますけれども、現在、廃棄物対策課の職員がですね、療養休暇中で欠員が生じているためにですね、新たに臨時職員を雇用して事務を円滑にするということで増額補正させていただいているものでございます。臨時職員は1名、月曜から金曜日までの平日で1日7時間勤務ということで新たに雇用する予定でございます。それから、土曜日も午前中やっております。土曜日も臨時職員1名、現状では正職員が2名と臨時職員が1名という形でやっているんですけれども、療休で正職員がですね、ちょっと土曜日もやるとなるとなかなか大変ということで、土曜日でもですね、臨時職員を半日だけですね、1人増やすということで増額補正させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、16ページの公園費についてお答えをいたします。

まず、これは、阿見吉原土地地区画整理事業地内における公園緑地整備、街区公園3カ所と緑地2カ所の見直し事業費が生じたということで補正をするものでございます。当初、予算を計上していたんですけれども、茨城県と阿見町と地元の方とのワークショップの中で、いろんな公園のしつらえについて検討した結果、344万円増額して、茨城県のほうで整備をしていただくというようなことになるということで、委託料という形で計上しているということでございます。

ただし、これは国の社会資本整備総合交付金事業でございまして、その補助裏分については全て茨城県が支出するというようになっておりますので、雑入の中に344万が入ってくるということになります。ですので、町の支出は実質的にはないということになります。

それから、町営住宅の解体工事費376万円でございます。

これは、阿見町公共住宅賃貸再生マスタープラン、これは27年の3月に策定されたわけなんですけど、その中で、曙アパート以外の町営住宅については退去者が出た場合には速やかに解体をして、最終的には廃止をするというふうな形になっておりますので、例年、当初予算の中で組んでおったわけなんですけれども、今回、曙が2棟、上郷第一が1棟、上郷第二が4棟、

吉原東、西が1棟の取り壊しとなったというふうなことで、当初の予算よりもちょっと上回って計上しなければならないということで、その分の補正予算をさせていただくというふうなものでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） ただいま、16番吉田憲市君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は17名です。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） わかりましたけれども、ちょっとその中でですね、最初のクリーンセンターの運営費のそういった療養休暇という話がありましたけれども、その療養休暇は結構、期間は長いんですか、その人は。どうなんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 療養休暇で出ているのがですね、3カ月と、7月の末から3カ月という形で出ております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） それはもう、3カ月でちゃんと復帰できるというようなめどが立っているわけですか。ちょっと療養休暇というので心配だったので。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） 一応、3カ月では出ていますが、実際のところ、3カ月で復帰できるかというのはちょっと不透明なので、その辺はちょっと状況を見て、本人と話を聞かないと、ちょっと今のところはわかりません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） わかりました。

あと、公園緑地、吉原地区のですね、公園緑地の件なんですけれども、これは県よりのお金でできるということなんですけれども、これは実際のところ、県と町と地元のワークショップでいろいろ話し合って、やはりよりよいものにしようというふうな形での話が出て、増額補正になったわけですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） よりよいものといいますか、吉原土地地区画整理事業地内の街区公園等について、こういうふうなしつらえがいいだろうというふうな地元の要望ですとか、町の考え、県の考えも含めてですね、最終的にこういう形にしましょうといった中で、ある程

度の設計をしていきたいと思います。そのときに、事業費としてはちょっと足りなくなってしまうということで補正をさせていただくというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第74号から議案第77号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

---

議案第78号	平成28年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第79号	平成28年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第80号	平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第81号	平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第82号	平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第83号	平成28年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第84号	平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第85号	平成28年度阿見町水道事業会計決算の認定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、議案第78号、平成28年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第79号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号、平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82

号，平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について，議案第83号，平成28年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第84号，平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について，議案第85号，平成28年度阿見町水道事業会計決算の認定について，以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君，登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 議案第78号から議案第84号までの，平成28年度一般会計歳入歳出の決算及び平成28年度国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出の決算につきまして，地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により，監査委員の意見を付してここに提案いたします。

議案第85号，平成28年度水道事業会計決算につきましては，地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により，監査委員の意見を付してここに提案いたします。

なお，各議案の詳細な内容等につきましては，各担当部長から御説明をいたしますので，よろしくお願ひしたいと思います。

慎重審議の上，認定いただきますようお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き，監査委員の監査報告を求めます。

監査委員橋本英之君，登壇願います。

[監査委員橋本英之君登壇]

○監査委員（橋本英之君） 平成28年度阿見町一般会計，特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして，審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき，7月19日及び8月1日から8月17日までの間の延べ5日間審査を行いました。

審査に当たりましては，町長から提出されました各会計決算書，附属書類，健全化判断比率，資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について，法定様式に従って作成されているかを確認するとともに，計数についても関係帳簿，証拠書類などの提出を求め，予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら，必要に応じて関係者の説明を聴取して行いました。

平成28年度各会計の歳入歳出決算について，関係帳簿及び証拠書類と照合し，審査を行った結果，全て正当なるものと認めました。

なお，審査の結果につきましては，柴原監査委員とともに，決算審査意見書を町長に提出しておりますので，申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之同じく柴原成一。

○議長（紙井和美君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第78号について説明を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） それでは、議案第78号、平成28年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について概要を説明いたします。

それでは、平成28年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書を御用意ください。

一般会計決算の概要は1ページからになります。なお、括弧書きにつきましては省略させていただきます。

平成28年度一般会計の決算は、歳入総額169億6,946万9,000円、歳出総額160億2,822万7,000円となり、前年度と比較し、歳入については10億9,982万1,000円の増、歳出については10億1,386万5,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は9億4,124万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2億1,178万2,000円を充てると、実質収支額は7億2,946万円となり、前年度と比較し、4,781万6,000円の増となりました。

歳入の増額の主なものについては、町税が決算額75億9,804万5,000円で1億4,289万2,000円の増、国庫支出金が決算額20億432万2,000円で3億5,562万7,000円の増、町債が決算額19億750万円で5億1,280万円の増となりました。

減額の主なものについては、地方消費税交付金が決算額7億4,215万5,000円で7,942万4,000円の減、地方交付税が決算額7億5,333万1,000円で2,463万3,000円の減、繰入金が決算額6億9,836万7,000円で4,621万7,000円の減となりました。

次に、歳入の増減の主な内容について、まず町税では、給与所得者等の増加に伴う個人町民税4,423万2,000円の増、家屋の新增築に伴う固定資産税4,303万1,000円の増などにより、増額となりました。

地方交付税では、普通交付税4,118万5,000円の減、特別交付税1,378万円の増、震災復興特別交付税277万2,000円の皆増により、減額となっております。

国庫支出金では、新設小学校整備事業に係る公立学校施設整備費負担金2億5,642万5,000円の皆増、地域住民生活等緊急支援のための交付金8,446万5,000円の皆減、地方創生加速化交付金6,336万8,000円の皆増、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金1億1,400万円の皆増などにより、増額となりました。

繰入金では、財政調整基金繰入金9,341万3,000円の減、公共公益施設整備基金繰入金8,123

万9,000円の増、予科練平和記念館整備管理基金繰入金2,537万5,000円の皆減などにより、減額となりました。

繰越金では、繰越事業費等充当財源繰越額3,757万3,000円の減、純繰越金2億17万1,000円の増により、増額となりました。

町債では、社会資本整備総合交付金事業債（都市計画街路整備事業）1億690万円の減、学校施設整備事業債8億1,510万円の増、庁舎耐震化事業債1億2,510万円の皆減、臨時財政対策債4,590万円の減などにより、増額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について、まず議会費では、議員報酬関係経費656万9,000円の減などにより、議会費全体の決算額は1億4,370万6,000円で、876万5,000円の減となりました。

総務費では、庁舎維持管理費1億2,754万1,000円の減、災害対策費2,460万円の減、防災行政無線放送施設整備事業1億607万8,000円の皆減などにより、総務費全体の決算額は15億8,321万3,000円で、3億5,687万2,000円の減となりました。

民生費では、年金生活者等支援臨時福祉給付金1億896万円の皆増、保育所維持管理費7,131万8,000円の減、地域型保育事業6,079万6,000円の増、放課後児童施設整備事業8,285万2,000円の減などにより、民生費全体の決算額は49億7,757万円で、1億515万5,000円の増となりました。

衛生費では、保健衛生事務費9,353万3,000円の減、霞クリーンセンター運営費1,264万4,000円の増、さくらクリーンセンター維持管理費1,672万1,000円の増、牛久市・阿見町斎場組合負担金1,374万6,000円の減などにより、衛生費全体の決算額は11億1,649万1,000円で、1億272万3,000円の減となりました。

農林水産業費では、農地集積総合支援事業2,760万9,000円の減、農業集落排水事業特別会計繰出金1,672万5,000円の減などにより、農林水産業費全体の決算額は2億4,316万9,000円で、3,537万5,000円の減となりました。

商工費では、商工振興事業3,458万4,000円の減、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業1,619万4,000円の減などにより、商工費全体の決算額は4億9,356万2,000円で、4,240万4,000円の減となりました。

土木費では、道路橋梁維持補修事業1億2,768万5,000円の増、公園緑地整備事業3,898万6,000円の増、阿見吉原土地地区画整理事業1億1,877万1,000円の減などにより、土木費全体の決算額は20億1,370万5,000円で、8,388万4,000円の増となりました。

消防費では、公用車維持管理費2,700万円の皆減、常備消防事業2,687万円の増などにより、消防費全体の決算額は6億4,719万1,000円で、245万3,000円の増となりました。

教育費では、新設小学校整備事業12億8,762万2,000円の皆増、中央公民館維持管理費2億

1,451万5,000円の減、町民体育館維持管理費1億291万9,000円の増などにより、教育費全体の決算額は33億8,349万9,000円で、12億8,518万3,000円の増となりました。

公債費では、元金償還費1億338万2,000円の増、利子償還費2,024万7,000円の減により、公債費全体の決算額は13億7,952万4,000円で、8,313万6,000円の増となりました。

諸支出金では、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金61万3,000円の増などにより、諸支出金全体の決算額は4,659万7,000円で、19万3,000円の増となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が64億2,884万8,000円で1億743万5,000円の増となり、歳出総額の40.1%を占め、その内訳については、人件費が事業費支弁職員分の減などにより9,651万8,000円の減、扶助費が年金生活者等支援臨時福祉給付金の皆増などにより1億2,081万7,000円の増、公債費が給食センター整備事業債、臨時財政対策債に係る元金償還費の増などにより、8,313万6,000円の増となりました。

物件費については、需用費で、消防車両修繕費の皆減、小学校教育設備教材費の減などにより7,145万円の減、委託料で、地域再生計画策定業務委託料の増、霞クリーンセンター焼却炉運転委託料の増などにより5,041万7,000円の増となり、3,017万5,000円の減となりました。

普通建設事業費については、新設小学校整備事業12億8,653万円の皆増、町民体育館耐震補強等工事1億800万円の皆増などにより、10億7,887万1,000円の増となりました。

維持補修費については、中学校施設整備事業479万円の減などにより、877万円の減となりました。

補助費等については、土浦協同病院移転新築事業補助1億円の皆減、プレミアム付商品券事業補助金4,371万9,000円の減などにより、1億5,218万6,000円の減となりました。

繰出金については、療養給付費等負担金繰出金1,124万1,000円の増、介護給付費繰出金1,267万9,000円の増などにより、1,949万3,000円の増となりました。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を説明しましたが、詳細につきましては、阿見町歳入歳出決算書の9ページから391ページを御参照ください。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

会議の再開は11時5分いたします。

午前10時56分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第79号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） それでは、議案第79号、平成28年度国民健康保険特別会計の決算について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の45ページから49ページを御参照いただきたいと思います。

平成28年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額63億8,985万2,000円、歳出総額58億5,252万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については7,873万7,000円の減、歳出については1億1,197万8,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は5億3,732万6,000円となり、3,324万1,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国保税が決算額11億6,794万3,000円で、前年度と比較し、2,606万1,000円の減、国庫支出金が決算額11億9,115万4,000円で3,871万3,000円の増、療養給付費等交付金が決算額1億4,832万8,000円で6,447万1,000円の減、前期高齢者交付金が決算額13億5,689万2,000円で3,113万5,000円の増、県支出金が決算額3億3,974万9,000円で5,177万3,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が決算額34億4,125万2,000円で6,591万1,000円の減、後期高齢者支援金等が決算額7億1,759万1,000円で2,440万2,000円の減、介護納付金が決算額2億7,021万9,000円で1,013万1,000円の減、共同事業拠出金が決算額12億5,595万7,000円で197万7,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の393ページから435ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第80号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第80号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の51ページから53ページをごらんください。

平成28年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額22億2,817万4,000円、歳出総額22億246万3,000円となり、前年度と比較し、歳入については3億2,248万2,000円の減、歳出につきましては2億9,618万3,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は2,571万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として

1,413万円を充てると、実質収支額は1,158万1,000円となり、前年度と比較し、1,242万5,000円の減となりました。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金が決算額550万円で61万6,000円の減、使用料及び手数料が決算額6億7,195万2,000円で225万8,000円の減、国庫支出金が決算額4億4,497万8,000円で1億2,602万8,000円の減、県支出金が決算額1億9,971万9,000円で417万円の増、繰入金が決算額5億7,577万9,000円で388万円の減、町債が決算額2億5,890万円で1億3,820万円の減となりました。

歳出の主なものにつきましては、下水道費が決算額14億9,308万円で3億4,000円の減、公債費が決算額7億938万3,000円で382万1,000円の増となりました。

以上で、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計決算の概要についての説明を終わりますが、詳細につきましては、決算書の436ページから460ページを御参照願いたいと思います。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第81号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第81号、平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページをごらんください。

平成28年度土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額2,169万7,000円、歳出総額55万9,000円となり、前年度と比較し、歳入については79万7,000円の増、歳出につきましては54万1,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は2,113万8,000円となり、前年度と比較し、25万6,000円の増となりました。

歳入の主なものにつきましては、繰越金が決算額2,088万3,000円で134万8,000円の増、諸収入が決算額81万2,000円で55万円の減となりました。

歳出につきましては、事業費が決算額55万9,000円で54万1,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明をいたしましたけれども、詳細につきましては、決算書の462ページから473ページを御参照願いたいと思います。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第82号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、引き続きまして、議案第82号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明をいたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから61ページをごらんください。

平成28年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額1億3,964万円、歳出総額1億3,817万3,000円となり、前年度と比較し、歳入については2,575万3,000円の減、歳出につきましては1,116万5,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は146万7,000円となり、前年度と比較し、1,458万8,000円の減となりました。

歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金が決算額46万2,000円で103万5,000円の減、使用料及び手数料が決算額2,474万5,000円で16万2,000円の増、県支出金が決算額669万2,000円で483万8,000円の減、繰入金が決算額7,746万円で1,631万4,000円の減、諸収入が決算額72万6,000円で344万5,000円の減、町債が決算額1,350万円で200万円の減となりました。

歳出の主なものにつきましては、管理費が決算額5,859万2,000円で698万8,000円の減、公債費が決算額7,354万4,000円で79万2,000円の増、積立金が決算額603万7,000円で496万9,000円の減となりました。

以上で、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計決算の概要についての説明は終わりにいたしますけれども、詳細につきましては、決算書の474ページから497ページを御参照願いたいと思います。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第83号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 続きまして、議案第83号、平成28年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の63ページから67ページを御参照いただきたいと思います。

まず、制度施行から17年目を迎えた平成28年度の施行状況ですが、要介護認定者は制度施行直後の平成12年4月末の491人から平成29年3月末では1,714人と、3.5倍に増加しております。これに伴いサービス利用者数も増加し、保険給付費は前年に比べて3.8%の増となっております。

このような状況を反映し、平成28年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額30億7,543万7,000円、歳出総額29億7,671万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億4,669万5,000円の増、歳出については1億3,205万円の増となり、その結果、歳入歳出差し引き額は9,872万5,000円で、実質収支額が同額となり、前年度と比較し、1,464万5,000円の増となりました。

歳入の主なものについてですが、保険料が65歳以上の第1号被保険者数の増加に伴い、決算額7億8,699万5,000円で3,173万8,000円の増、国庫支出金が介護給付費負担金の増により、決算額5億7,893万6,000円で1,384万6,000円の増、県支出金が決算額4億1,390万6,000円で30万5,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が居宅介護サービス給付費等の全体的な伸びにより、決算額27億4,518万2,000円で1億146万1,000円の増、地域支援事業が権利擁護事業費や包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費などの増加により、決算額5,724万3,000円で390万2,000円の増、基金積立金が決算額8,000万円で363万3,000円の増、諸支出金が決算額2,269万5,000円で1,653万円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の498ページから545ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第84号について説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第84号、平成28年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の69ページから71ページを御参照いただきたいと思います。

平成28年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額8億303万円、歳出総額8億169万2,000円となり、前年度と比較し、歳入については3,566万7,000円の増、歳出については、3,606万2,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は133万8,000円となり、39万5,000円の減となりました。

歳入の主なものについてですが、保険料が決算額3億2,236万4,000円で、前年度と比較し、1,816万8,000円の増、繰入金が決算額4億7,003万3,000円で1,636万円の増となりました。

また、歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が決算額7億6,425万4,000円で3,388万5,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の546ページから563ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（紙井和美君） 次に、議案第85号について説明を求めます。

産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） それでは、議案第85号、平成28年度阿見町水道事業会計決算

について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の579ページをお開き願います。579ページでございます。

それでは、御説明をいたします。

給水件数は、前年度の1万6,235件から285件増の1万6,520件、給水人口は、前年度の4万702人から96人増の4万798人となりました。

年間総配水量は404万7,168立方メートルで、前年度より11万8,532立方メートル減少し、また、普及率は前年度より0.2ポイント増えて、86%になりました。

収益的収支は、水道事業収益12億1,492万3,574円に対し、水道事業費用9億9,097万7,771円となり、1億9,079万1,540円の純利益となりますが、純利益のうち1億2,109万1,087円につきましては、長期前受金戻入分となりますので、戻入分を除いた6,970万453円が積立可能額となります。

事業収益中の主なものは、給水収益の9億9,695万3,044円で全体の82.1%を占めております。

事業費用中の主なものは、受水費の3億2,668万8,239円で全体の33%を占めております。

次に、資本的収支であります。資本的収入3億1,442万7,600円に対し、資本的支出は6億7,887万7,104円であり、資本的支出の主なものは、施工監理及び実施設計委託料7,692万1,212円、工事請負費5億6,517万2,840円、企業債償還金2,864万122円であります。

以上、決算の概要について御説明をいたしましたけれども、詳細につきましては、決算書の570ページから596ページを御参照ください。

以上で説明を終わりにいたします。

○議長（紙井和美君） これより質疑を行います。なお、本案8件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号から議案第85号については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員は、全員協議会室において、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は決算特別委員会の委員長，副委員長が決まり次第，再開いたします。

午前11時24分休憩

---

午前11時32分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き，会議を開きます。

---

阿見町決算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告

○議長（紙井和美君） 決算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を行います。  
事務局長に報告をしてもらいます。

○議会事務局長（吉田衛君） それでは，御報告いたします。決算特別委員会の委員長は吉田憲市議員，同じく副委員長は樋口達哉議員です。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 以上で，決算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を終わります。

決算特別委員会では，付託案件を審査の上，来る9月28日の本会議において，審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

---

議案第86号 国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に，日程第8，議案第86号，国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは，議案第86号，国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は，西郷地区の排水路整備を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から平成30年3月30日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

#### 議案第87号 財産の取得について（消防団第3分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、議案第87号、財産の取得について（消防団第3分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第87号の財産の取得について（消防団第3分団消防ポンプ自動車購入）についてであります。その提案理由を申し上げます。

本案は、消防団第3分団の消防ポンプ自動車が22年経過しており、老朽化に伴い更新するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成30年2月28日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げました。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、

質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

---

#### 議案第88号 阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（紙井和美君） 次に、日程第10、議案第88号、阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第88号の阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者の中から、議会の同意を得て町長が選任することとなっております。

監査委員の橋本英之氏は、平成9年7月に就任、5期20年の間、委員として卓抜なる識見により、公正で合理的かつ効率的な行政運営の確保に尽力されてこられました。本年9月30日をもって任期満了に伴い退任されることになりました。20年という非常に長きにわたり、そして、私も議員のとき監査委員と一緒にやらせていただき、阿見町が公認会計士の監査委員を就任したという、それだけで町が非常に有名になったというか、阿見町でそういう監査委員を選んだなという、それだけでも阿見町の地位向上になったのかなど。そしてまた、20年の間、真摯に阿見町の会計を見ていただき、いろんな意味で、本当に視点を変えながら、いろいろな意味で意見をつけ加えていただき、本当に健全な会計になったんじゃないかなど、非常に橋本先

生には心から御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

つきましては、識見を有する監査委員に、新たに佐藤修一氏を選任いたしたく、御提案を申し上げるものでございます。

佐藤氏は、人格高潔ですぐれた識見をお持ちの方で、関東信越税理士会竜ヶ崎支部長からの推薦もあることから、監査委員の最適任者であると考えております。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第88号については、原案どおり同意することに決しました。

---

#### 議案第89号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（紙井和美君） 次に、日程第11、議案第89号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第89号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年10月12日に任期満了となる教育委員会委員の田邊勉氏を再任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、人格・識見ともにすぐれ、また地域住民からの信頼も厚いことから、委員として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号については、原案どおり同意することに決しました。

---

#### 議案第90号 訴えの提起について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第12、議案第90号、訴えの提起についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第90号の訴えの提起について提案理由を申し上げます。

本案は、町の所有権に基づく土地返還を求める訴えを提起するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第90号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（紙井和美君） 次に、日程第13、請願第2号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月28日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

散会の宣告

○議長（紙井和美君） それでは、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時44分散会

第 2 号

[ 9 月 11 日 ]

## 平成29年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成29年9月11日（第2日）

### ○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
税務課長	菊池彰君

町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
---	-----

危機管理監 (交通防災課副参事兼課長補佐)	押切俊樹君
環境政策課長	柳生典昭君
子ども家庭課長兼 児童館長	山崎洋明君
国保年金課長	小林俊英君
都市計画課長	林田克己君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野栄君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成29年9月11日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

平成29年第3回定例会

一般質問1日目（平成29年9月11日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 海野 隆	1. 阿見町のふるさと納税受入れは茨城県内最下位。取り組みの現状と対策について 2. 統合され廃校となる小学校の利活用についてどのような考えでいるのか	町 長 町 長
2. 永井 義一	1. 国民健康保険制度の県への移管について 2. 阿見町の待機児童の解消について	町 長 町 長
3. 井田 真一	1. 荒川本郷地区の土地活用について 2. 人口増加策について	町 長 町 長
4. 樋口 達哉	1. 阿見町危機管理監の職務について 2. 北朝鮮が発射したミサイルに対する対応について	町 長 町 長
5. 川畑 秀慈	1. 公益事業について	町 長

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、9番海野隆君の一般質問を行います。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） おはようございます。今日は2001年、今から16年前にですね、アメリカの国防総省、ニューヨークの世界貿易センタービルが同時テロの標的となって、世界に衝撃を与えた日であります。私も、この様子をテレビで見えておりましたが、日本時間では、多分、夜の10時ごろだったと思いますけども、何が起こったのか、瞬時には理解できないままでした。

それ以降、世界中で戦争とテロが日常化し、現在に至っています。今日の日本周辺の国際情勢はテロとは異なりますが、中国、韓国、ロシアとそれぞれ領土問題、歴史認識問題を抱え、特に、北朝鮮による核兵器の開発、弾道ミサイルの発射など、極めて憂慮すべき困難な事態であると言わざるを得ません。

去る8月29日には、Jアラートによる国民保護情報、北朝鮮によるミサイル発射が早朝の6時2分に発表され、同14分には、同じくミサイル通過情報が発表されました。さまざまな情報を総合して、防衛大臣は北朝鮮が核兵器を配備している、保有していると、明言をしております。核シェルターの整備など、国は国民の生命と安全を守る具体的な対策を考えざるを得ない事態にあるのではないかと思います。

また、北朝鮮が国家として、日本人を拉致したことを認めながら、日本国はいまだに解決をすることができないでおります。2013年7月14日議会主催で行った拉致集会での、横田めぐみさんの御両親の訴えは深く心に響くものでした。現代における最も苛烈な人権問題であると思います。こうした情勢で極めて困難な交渉となってしまっていますが、私たちが拉致問題に関心を持ち続けることが、ますます重要であるということを申し上げたいと思います。

また、8月10日から17日間にわたって行われてきた茨城県知事選挙の結果は、大井川和彦さんが当選をされました。任期中に直面するだろう東海第二原発再稼働問題や隣接自治体への協定拡大問題なども含めて、過たない判断で県政をリードしていただきたいと思います。さらに、特に、公約として強調されていた茨城県の魅力度アップの取り組みにも期待したいと思います。県議会は協力的に運営されるでしょうから、選挙で公約した政策を思い切って進めていただきたいと思います。東海第二原発の再稼働及び20年延長問題については、県民の多くが反対しているという世論をしっかりと受けとめていただき、再稼働反対の決断をされることを期待したいと思います。

また、橋本昌知事には、長い間、茨城県政を担っていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。そのお人柄と同様に、茨城県政は派手な演出こそ少なかったものの、次世代の発展を見据えたインフラを地道に整備し、だんだんと花が開いてきたという感じでした。とりわけ阿見町は県の事業の恩恵を受けてきたことは間違いなく、橋本県政が県民の期待に応えてきたと評価されると思います。

さて、前置きが長くなりましたが、一般質問に入ります。

そこで、議長にお願いしたいのですが、一般質問に関連する資料を配付していただいてよろしいでしょうか。

○議長（紙井和美君） はい、どうぞ。

○9番（海野隆君） はい。まもなく資料が配付されると思いますが、第1の質問は、これまでに一般質問や議案質疑等を通じて、何度もふるさと納税制度に積極的に取り組み、制度の持つプラス面を生かして、歳入、寄附金を増やし、地場製品の育成につなげるよう提案してまいりました。

しかし、残念ながら、執行部は制度の持つ問題点を挙げつらうばかりで、寄附金を増やそう、歳入を増やそうとする、具体的で積極的な努力取り組みをしようとする態度を見ることができませんでした。その結果、平成28年度における阿見町のふるさと納税——寄附金の受け入れ金額は、茨城県を含めた45自治体の中で最下位ということになってしまいました。

問題なのは、その間、阿見町民が他の自治体への寄附、ふるさと納税を行うことで、本来阿見町に納税されるべき金額が、他の都道府県、区市町村に移転するということが、年々拡大し

てきたということでございます。その差額は、平成28年度で4,000万近くに拡大しているということになっております。これはゆゆしき事態であると考えます。

ふるさと納税制度は、都市部は寄附金の流出、地方は寄附金の流入という制度設計だったと言われております。実際、東京や横浜など大都市圏は大幅な流出になっています。どちらかといえば、地方にある阿見町が大幅な流出となっていることは何が原因なのか。このままでいいのかという問題に直面していると思います。

そこで、1、阿見町のふるさと納税受け入れは茨城県内最下位となったが、取り組みの現状と対策について、以下6点伺いたいと思います。

- 1、2016年度のふるさと納税寄附金の状況。
- 2、県内の状況と阿見町のランキング。
- 3、過去9年間の推移。県内のランキングも含めて。
- 4、町民の他自治体への寄附金額。推移も含めて。
- 5、ふるさと納税取り組みへの基本的な考え方について。
- 6、具体的な取り組みについて。

以上、残余の質問は質問席で行います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ふるさと納税の取り組みについての現状と対策についての質問にお答えをいたします。

1点目の、2016年度のふるさと納税の状況についてであります。

町のふるさと納税の寄附金受け入れは13件で、72万8,000円となっております。

2点目の、県内の状況と阿見町のランキングについてであります。

県内市町村の受け入れ額上位は、境町の17億2,115万、日立市13億4,719万円、守谷市6億1,603万2,000円、古河市5億230万3,000円、土浦市3億7,587万円となっております。町は、県内44市町村で最下位となっております。

3点目の、県内のランキングを含め過去9年間の推移についてであります。

ふるさと納税が創設された平成20年度が1,531万5,000円で県内2位、平成21年度は399万7,000円で同4位、平成22年度258万4,000円で9位、平成23年度43万1,000円で29位、平成24年度69万8,000円で22位、平成25年度27万7,000円で31位、平成26年度32万で39位、平成27年度63万1,000円で42位となっております。

4点目の、町民の他自治体への寄附金額についてであります。

町民がふるさと納税の対象となる他自治体への寄附金として申告された額は、平成20年は132万7,000円、平成21年は156万円、平成22年は225万円、平成23年は1,244万円、平成24年は179万4,000円、平成25年度は141万1,000円、平成26年は517万8,000円、平成27年は2,538万3,000円、平成28年は3,800万2,000円です。先ほど、資料をいただいたとおりであります。

5点目の、ふるさと納税の取り組みへの基本的な考え方についてであります。

平成28年度第2回定例会における栗原議員の一般質問に対して答弁したとおり、返礼品として特産品等を用意し、町外からの寄附を促す取り組みについては、継続して調査研究してきましたが、この間には大きな環境変化がありました。本年4月となりますが、総務省から返礼品調達額の目安を3割以下とする通知がなされ、全国の自治体において見直しが進んでおります。これにより、状況が大きく変わりつつあります。こうした状況をもって、安易に拡大し取り組むものではないとの考え方に変化はありませんが、県内市町村において、最下位であることのこの状況を改善していきたいと考えております。

6点目の、具体的な取り組みについてであります。

このことについても、栗原議員に対してお答えしたとおりであります。道の駅運営予定事業者とともに取り組むことができないかを模索しております。道の駅運営予定事業者では、現在、道の駅で扱う商品の掘り起こしを進めております。ふるさと納税に関しても、商品の掘り起こしが課題となっていますので、こうした取り組みの中から、返礼品として扱うことのできる商品が生まれ、生産者を初めとする関係者との調整が整い次第、実施したいと考えております。以前に申し上げましたが、議員各位におかれましても、町の返礼品となる商品がございましたら、ぜひ御紹介をいただき、積極的な御提案が出てくるような状況を期待しております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） はい、御答弁ありがとうございます。答弁の中で、これはね、3ページの下から8行目ぐらいなんですけども、本年4月にね、その総務省から返礼品調達額の目安を3割以下とすると通知がなされて、全国の自治体において見直しが進んでいると。これにより状況は大きく変わりつつあるというふうに答弁されておりますけど、状況はどのように大きく変わりつつあるんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

まず、本年のですね、4月1日付の総務大臣から各都道府県知事に出された通知でございますが、ふるさと納税に係る返礼品の送付等についてというような、そういった内容でございます。

ちょっと長くなりますけども、概要説明させていただきますと、まずですね、この通知の趣旨がですね、各地方団体が独自に取り組んで行っていた返礼品につきまして、地方団体間の競争の過熱、趣旨に反する返礼品送付等の問題があり、このような状況が続くと国民の信頼を損なうほか、地方団体間で好ましくない状況になりかねないために、良識ある対応を厳に徹底するようお願いするといった、そういった趣旨でございます。厳にっていう「厳しい」という漢字を使いまして、大変厳しい表現での通知となっております。

また、文末にはですね、総務省では個別に地方団体における返礼品送付の見直し状況について、今後、随時把握する予定であることを申し添えるというような、個別指導を実施していくと明言しております。

その内容でございますが、町長答弁にもありましたように、まず返礼品につきましては、寄附額に対する返礼品の割合が3割を超えないもの、それから、趣旨に反する返礼品は送付しないものとしまして、金銭類似性の高いもの、例えば換金性ですね、プリペイドカードですとか、商品券、電子マネー、ポイント、マイル等。それから、資産性の高いものということで、電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等。それから、価格が高いもの。そういったことについては、返礼品として送付しないというふうに言っております。それから、当該地方団体の住民に対しては、趣旨から返礼品を送付しないというふうなそういった内容でございます。

こういったことからですね、これまでは、ここ二、三年で、急にふるさと納税の額が上がってきたわけなんですけど、返礼品のですね、還元率といいますか、魅力ある返礼品のほかにですね、還元率が大変問題となっております。

1万円ですね、中には、8,000円程度の返礼品を送ってもらえるというような、そういったことがございました。28年度で全国1位になりました宮崎県の都城市につきましては、宮崎牛ですね。こちらが1万円1.5キロの切り落とし、8,000円相当が返礼品としていただけるというような、そういったことがございました。また、近隣自治体でも、1万円25キロの米を返礼品としていただけるというような、そういったことでですね、この返礼品の還元率、それがエスカレートしていった結果、こういうふうには、何て言うんですかね、通信販売化されたっというような状況がございます。

そういったことから、総務省としましては、大変それは趣旨に反するというので、そういった形で、返礼品の割合を3割としたものでございます。そのように通知したところでございます。で、こういったことからですね、やはり、それを見直す自治体が、当然、総務省の通知ですので、今されようとしております。

ということで、例えば、都城市につきましては、28年と比較しまして、同月で3分の1に落

ちたというようなそういった状況もございますので、この辺につきましては、還元率等の見直しがあった中で、それから、換金性の高いプリペイドカードですとか商品券等もなくなってまいります。それから、あとは資産性の高いものとしまして、電気製品等もございますので、この辺は見直しが行われまして、当然、最初の趣旨であります地方のですね、特産品、そこについての、もう一度ですね、その辺が見直された中で、状況が変わってくるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） あんまりよくわからないんですけども、状況が大きく変わりつつあるというようなことで、返礼品の見直しということのことを言ってるってということだというふうに理解しました。

それとですね、もう1つ、阿見町としてということだと思いますが、安易に拡大して取り組むものではないとの考え方に変化はないと。しかし、最下位であるとの状況を改善していきたいと考えていると。こういうふうに述べておりますが、具体的には、どういうことをこれは答弁してるんですか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 28年度までのですね、そういった過熱した返礼品の状況を指しまして、安易に拡大するものではないというようなことで考えております。ですから、その原則的なですね、町の特産品につきまして、これからその辺を掘り出して、返礼品として取り上げていこうというような、そういったことでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） だって、そもそも取り組んでないのに、何で安易に拡大して取り組むものではないってということになるんですか。何か具体的に取り組んでるんですか。農産物とか、その特産品とかそういうものを、返礼品としてそろえていくと。そういうことをやっているんですか、そもそも。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 前にも海野議員にもお答えしたとおり、それであるならば、そういうやりたい人を議員が連れてきてくださいよと。そうすれば、幾らでもやりますよって言っても、海野議員は、随分阿見町全体を回ってて、そういう農家も知ってるわけですから、そういうのを紹介していただければなど、そういう思いはしておりました。

やはり、ふるさと納税、余りにも過熱しすぎたと。そして、やはり地元ふるさと納税をするという、その本当にすばらしい意識を持った人が、きちんとした納税をしていくっていうな

らいいですよ。これはあくまでもね、高額所得者、高額納税者の本当に優遇税制ですよ。前々から言ってるとおり。それはいいですよ。それで、やはり、バブルが崩壊っていうね、これ8月23日の新聞ですよ。これを見ても、余りにも過熱をしすぎた。ネット販売と同じような状況をつくっていたっていうそういう状況を考えたときに、阿見町はね、この競争に乗らなくてよかったなど。そういう思いです。

今後は、やはり阿見町が持っているものを、地道にやっぱりやっていかなければいけない。しかし、農業にしても何にしてもですよ、スイカにしたって何業者います、10業者、15業者いるのでしょうか。また、ハスにしてもですね、それだけの業者がいるわけですから、そういう人たちとよく話し合っ調整しなければ、なかなかできないと私は思っています。そういう調整も非常に大事だなど思っておりますし、今後は、ようやく正常になった、このね、ふるさと納税に対して、阿見町が取り入れられるそういう状況にきたのかなと、非常にいい方向に来てんなという、そういう思いをしています。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） はっきり言ってね、何言ってるかさっぱりわからん。申しわけないけどね。

だから、なぜね、安易に拡大して取り組むものではないとの考え方、これだって、安易に拡大って言ったって、今、何もやってないんでしょう、これ。やってるんですか。安易に拡大するってのはどういうこと。どういう意味で言ってるの、これ。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 返礼品につきましては、今、これまでですね、平成20年から予科練記念館のほうで寄附を受けてましたので、その関係で、返礼品と言えないんですけども、招待券を送付してるところでございますので、返礼品としてはやっていないというようなことでございます。

拡大の趣旨でございますけども、これにつきましては、昨年の栗原議員、それから海野議員の御質問にもお答えしたかと思いますが、阿見町がこれからですね、その返礼品を設けてですね、参入していくためにはですね、後発参入となりますので、いろいろ検討してきました結果、3つの条件をクリアするというような、そういったことでお答えしてるかと思えます。

まず1点目がですね、後発参入とするためにはですね、相当数の魅力ある返礼品を集めていかなければならないというような形でございまして、量よりもまず質というような形で、今、町長が答弁されましたように、内容をですね、じっくり吟味した中でやっていかなければならないといったような、そういったことからでございます。

そのほか、あとは事務処理の問題ですとか、それから、事業の内容等でございますが、そう

いったことからもろもろのということで、やみくもに言いますか、そういうようなことで考えたわけでございます。

ちなみに、ちょっと御説明したいと思いますが、確かに物をですねっていいですか、額を多くすることを目的であればですね、その趣旨に反した内容でいろいろできるかと思います。先ほども申し上げましたように、還元率を増やしていくというようなところで、80%以上の還元率があれば、送料ですとか、それから、事務手数料を加えますと、果たして本当に、実際に事業に回せるお金が残るんだろうかという、そういった疑問もございます。

それから、いろいろな理由です、例えば、今年ちょっと参考までにですね、御説明いたしますと、境町17億2,000万ございました。17億2,000万ですね、平成28年度。返礼品としましては、地場特産品の常陸牛、それから、豚肉とか米ということで、一般的でございますが、常陸牛ってということで、本当に茨城県内の自治体ほとんどがやられてますが、これが大変人気があったということでございます。で、ほかに変わったところと申しますと、銀座の有名料亭でのおせち料理ですとか、銀座の有名すし店の食事券、それから、東京向島の料亭で芸者つきの宴会、連携協定等との関連アイデア品としまして、道の駅のセレクションのアンコウ鍋ですとか、それから、いろいろございます。きわめつけっていいですか、ハワイの友好親善都市を目指したワイキキの有名ホテルの宿泊券とか、そういったことも等々ですね、400種類等ございまして、そういったことでですね、数を増やせば、私どもも、例えば、雪印関連で、北海道のいろんなところの海産物、そういったのも取り寄せることもできるかとわかりませんが、ただ、趣旨としまして、やはり地元の特産品ということで考えますと、安易なそういったことではないかというように答弁になったということでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 極端な例をですね、挙げてね、今、答弁されておりましたけれども。

それではですね、再質問をいたしたいと思えます。

まずね、この表をじっくり見ていただいて、このね、20年から28年度、総計でね、阿見町への寄附金額は2,498万1,000円。他自治体の寄附金額は8,934万5,000円。川田町政、天田町政というふうに、2つに分けておりますけど。天田町政の中でね、約8,000万円のね、歳入がほかの市町村、都道府県につけ替えられていると。こういう現実、これははっきりしてるわけですね。

川田町政、天田町政合わせてもね、やっぱり6,500万ぐらい。大変な金額ですよ。歳入で1年間に1,000万円のね、増収をするっていうのは、大変な苦労があると思えます。そういう事態を見てね、しかも、県内順位は2番目から45、ついに今年ですね、茨城県を含む県内45自治体の最下位になっちゃったんですよ。こういう現実を見てね、感想をお聞きしたいと思

ます。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） ふるさと納税の20, 21, 22年というのは、やはり、予科練平和記念館の建設ということで、非常にお金が集まったんじゃないかなという気がします。

私がこういう立場に立たしていただいて、私の趣旨が役場の職員の皆さんに行き届いたんじゃないかなと。余りにも過熱したふるさと納税、そして、ふるさと納税の趣旨っていうのはどういう趣旨なのかっていうことを考えたときに、何でもいいんだと、金を上げればいいんだというそういう意識には、私はなれませんでした。そういう中で、やはり、ふるさと納税の趣旨を考えたときに、価格競争してまでやる必要はないよと職員にも言いましたし、それが1つの原因で、金額が少なくなってるかと思います。

じゃあ、少なくなったからって、阿見町がなくなるわけではありません。町はそれなりの努力をいろんな面でしております。やっぱりそういう面を捉えてみれば、決して私は間違った選択をしたとは思っておりませんし、その金額が全て町から出ているわけじゃない。その額に対しての、やっぱり保証っていうのは、国でしていただいているわけですから。それはもう、海野議員もわかってるとおりだと思うんですよね。全額が全てなくなってるというそういう趣旨じゃないと思うんで。その点は、十分、私は私の意識の中でやってきたということだけは、はっきり言わせていただきます。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 済いません。誤解のないように、ちょっと申し上げたいと思います。

海野議員が資料を出していただきましたこの内容で見ますと、まず、平成28年ですね、他自治体への寄附金額ということで3,800万2,000円がございます。これは、あくまでも町内の方がですね、税額が3,800万減るということではございません。ふるさと納税というようなことで、そういった額を、例えば、通信販売額としますと、それを購入した金額ということなんです。実際の税額ですけども、これにつきましてはちょっと御説明しますと、単純に差し引きが税金の赤字額ということではございません。

それは、昨年質問にも御説明したかと思っておりますけども。

○議長（紙井和美君） 続けてください。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい。あのですね、実際に他自治体に寄附された方の税金の控除額、これにつきましては、総務省の調査結果等から3,800万2,000円ではなくてですね、総務省の結果では約1,760万円というふうになっております。ですから、これが控除額ですね、これが町に税金として入らなくなったというような、そういった金額でございます。

ただですね、これにつきましては、赤字となった場合には、その額に対しまして75%が交付税措置されるというような、そういったシステムもございます。ということですので、平成28年度につきましては、そういった赤字補填等のシステム等を考慮しますと、実質約420万円の赤字というようなことでございます。誤解のないように、この辺はちょっと申し添えさせていただきます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 今、室長は購入額って言いましたか、この3,800万。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、今ですね、そういうふうにネット通販化されてるようなことですので、3,800万円は、これがここでは寄附額というようなことになってますけども、寄附ではなくて、あくまでもそれは使用した額ですので、阿見町としての税金がこの3,800万そのまんま、同じ額が税金として減額されるということではないというような、そういったことを説明させていただきました。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうじゃなくて、先ほどね、購入額って言いませんでした。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あなたは自分でほら書いてあるじゃないですか、寄附額って。28年阿見町は72万8,000円寄附額ですよ、3,800万2,000円か。寄附額ですよ。あの、あれですよ、私がもしも、2,000円の地方県民税払ったとしたら、1万買ったって、それがなくなるだけなんですよ。それ以上買ったら税金は控除されないんですよ。だって、自分の税金の範囲のほかに控除されないんだから。そうでしょう。自分の控除される金額っていうのは決まってるですよ。それ以上の寄附をしたからって、自分の税金は控除されないということだけは、これは理解してるんじゃないですか。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 今、町長は1万までなんですか。その控除される金額は。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 例えばの話をしてるのに、そういうことでやるんじゃないすよ。あなただって、幾らって自分の控除額、金額。私なんてふるさと納税やってないから。自分の税金こんだだけあれば、こういうものを買えば、これだけ控除されますよ、そういうことやってないですよ。自分がそういうことはまずいって思ってるんだから。ただ、例えば、私が2,000円の金額の税金を払ってるとしたら、そういう計算になりますよという、そういう話ですよ。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） よくわかんなかったんですけど、次に進みたいと思います。

この自治体景況アンケートってのがありますね。これは、共同通信だと思えますけど、茨城新聞に出ておまして、そのアンケートではですよ、ふるさと納税が地域経済の活性化に一躍かっているケースが自治体アンケートで目立ったと。寄附した人への返礼品を納入する地元企業が売り上げを伸ばして、雇用を拡大していくと。こういう報道がされております。

また、さらにですね、4月にね、総務省から都道府県を通じて、市町村にということ、通達というのかな、あったようですけども。安倍内閣の総務大臣にですね、就任した野田聖子さん、8月11日のこれは、多分、共同だと思えますけども、茨城新聞。ふるさと納税の返礼品競争が過熱していると、こういうね問いかけにですね、野田さんは何て言ってるかと言うと、行き過ぎた返礼品があったというけれども、地場産業、農林水産業の需要を生んでいると。一罰百戒のような形で、寄附増加の流れをとめるのは問題だと。極端な例だけで、抑制するのではなく、家電や商品券、さっきおっしゃってましたね、こういう転売をどうとめるのかを考える必要があるんだと。こういうふうですね、述べています。インタビューに答えております。

こういう状況から考えるとね、ふるさと納税制度の枠組みに、基本的なね、変更はないんですよ。総務大臣がこういう発言をしてるっていうことは。基本的な枠組みに変更はない。むしろ、ますますですね、制度の拡大が続くのではないかと私は思ってるんですけど、どういう認識ですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私はふるさと納税をね、だめだとは言っていないですよ。確かに、自分の町のために納税をしてくれる。ただ、余りにも過熱しすぎちゃって、これではまずいだろうと、こういうことでしょう。ふるさと納税が転機を迎えている、そのとおりじゃないですか。転機を迎えてるんじゃないですか。総務省が獲得に走る自治体に待ったをかけ、一時の過熱感は一服。高額返礼品で話題を呼んだ自治体の実入りは減り始めている。今後は、見返りよりも地域のためになるお金の使い方をアピールできるかが鍵になる。そんな当たり前の教訓を自治体は活かせる。

これを阿見町は活かしていこうって、今から考えてるわけでしょう。ふるさと納税をこれはだめだとは言っていない。けど、今までのやり方はまずいでしょうと。そういうことで、今後は、やっぱり阿見町にとってのふるさと納税っていうのはどういうものかというのをきちんと考えてね、商品とはどういうものが必要なのかっていうことも考えて、やれるところからやっていくっていうことが大事かなと。過熱しないような状況でね、やっていきたい。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 町長がね、何か新聞記事なのかどうかわかりませんが、読んでいま

すけども、それはどういうものですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これはね、日経。日本経済新聞の8月23日の関東版に出てたやつです。これ見てもらえば。こういうことです、コピーありますか。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それはね、あくまでもマスコミなんですよ、マスコミね。メディアでしょ、メディア。私が先ほどね、紹介したのは、つまり、基本的にこの流れ、制度の根幹はこのまま続くと言ってるのは、総務省の野田聖子さんが言っていることを私は引いたんですよ。総務大臣ですよ。この方が言っていることを紹介しているのに、町長はメディアのね、感想記事かなんかわからないんだけど、そのことをね、もって、違うんだというのはね、どうもね腑に落ちないなと私は思っているんです。次に、進みます。

これまでね、議会の一般質問では、これずっと前、よくわからないんですけども。私が議員になってからですけれども、平成25年3月でね、浅野栄子議員、26年6月、27年6月、28年6月ということで、私から質問させていただきました。28年の去年の6月議会では、栗原議員も質問をしていると思うんですね。その中でね、先ほど室長がね、3つの条件がそろふ必要があると、こういうことを言っておりますよね。過熱した市場に後発参入する勝算がなければいけない。つまり、相当数の魅力的な個性的な商品がそろふ必要があるんだと。それから、事務処理を行うことのできる体制確保がなされなければならないと。これについては、地域内の資金還流による地域振興を目指すのであれば、安易に町外業者へ委託することは避けるべきだ。こういう話をしました。

3番目、さっき町長も言っていましたね。寄附金を充てようとする事業が、多くの方々より支持が得られることと。予科練平和記念館のような多数の方々に賛同いただける事業を提示することが大切だと、こういうふうに答弁しております。

これも、町長、室長へっていうように、道の駅運営予定事業者とともに取り組んでいきたいと、そういう方向づけをしたと。ただし、準備としては今年度。今年度っていうのは平成28年6月ですから、28年度に着手していくと、そういう方針でございますと、こう答弁してますね。まず、道の駅運営予定事業者は、栃木県のね、県外の業者ですよ。これ決定して、準備を進めていると思います。

事務処理を行うことのできる体制確保という面から考えると、事務処理は一体誰が担うのかという問題がね、解決されてないんですね。事務処理の体制確保はどういうふうにするんですか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

その寄附の手続ですね、それを、昨年、海野議員、それから、栗原議員の質問のときにいろいろ調べましたところ、大体3割程度がですね、そういった手続の費用にかかっているというようなことがわかりました、平均で。1万円の寄附で3,000円ほどがそういった費用にかかってしまうと。大手のポータルサイトがほとんどですので、そういったことから、せっかく地元、当該市町村に寄附金をいただいたのに、その3割は町外にまた出てしまうというのは、それはやめるべきだろうというような形で、いろいろその町内の業者にやっていただくのが、一番というような形で、理想では商工会とか農協かというような、そういったお話をさせていただいたかと思えます。ただ、なかなか議員も難しいというようなことでということで、道の駅の予定管理者に協議して、そういった形でやっていけばっていうふうには、そのときお答えしたかと思えますが。一応、道の駅の予定管理者のファーマーズ・フォレストが、今、確かに栃木県が本社ですが、ここに阿見町に事業所を置く考えでおります。ということですので、そこでやっていただければってというのが、一番理想ではないかというふうな考えで、そういった答弁をさせていただきました。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） わかりました。要するに、本社機能を置くっていうことですか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 本社かどうか。事業所は、その辺はちょっとまだ定かではありませんが、事業所として、ここに置いていただくってというような、そういったことですので考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 事業所を置くと、いわゆる地域内の資金還流による地域振興を目指すのであれば、安易に町外業者に委託することは避けるべきだということとの整合性はあるということですか。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） こちらの事業所ですね、設置していただきまして、それで、いろいろな処理に対する雇用が生まれるかと思えます。当然、マンパワーでやっていきますので。そういった形で、しいてはその地域ですね、雇用のことで人件費等が、町内に還流するということから考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） はい。じゃ、次にいきたいと思えます。

28年度からね、準備をするんだということで着手すると、準備としてはね。そうすると、平

成28年度及びですね29年度、今日までの取り組みについて、準備として着手した具体的なもの、道の駅運営予定事業者とともに取り組んだものについて、具体的にどのような取り組みが行われたのか教えてください。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） 運業者もですね、今年ですね年度でいきますと、昨年度の後半に決まりましたものですから、そこから、いろいろな協議を進めております。で、具体的にはまだそういった取り組みは行っておりません。ただ、今月末にですね、道の駅の出品予定者の説明会等がやっとう入りますので、そういった説明会等をですね、利用させていただきまして、そこからですね、その商品ですね、掘り起こし等に入っていけるかと考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 28年6月の議会の答弁よりは少しおくられていると、こういうふうに理解していいですね、はい。

次にですね、3点目、さっき条件の3点目ね。これは、要するに、予科練平和記念館のような多数の方々にね、その賛同をいただける事業を呈することは大事だと、こういうふうに言っています。これね、平成20年度だったかな、市町村のアンケートをとったときに、大洗町がね、これも一度議会で言ってるんですけど、阿見町のようなテーマを持ったふるさと納税をやらなければならないと。こう高く評価して、その後ね、大洗町はそういう取り組みをしたのかどうかわかりませんが、大洗町は右肩上がり、寄附金を集めております。

それで、先ほどもね、何か商品競争やらないんだと。私は商品競争じゃないと思いますよ。石岡だって相当、地場のね、農産物から加工品を相当メニューをそろえて、それで、返礼品に取り組んでいると。たった1つしかない事業所だって、やっぱりその特産物というふうになればね、やっぱりそれに取り込んでいくと、そういうことをやっていると思いますが。

では、阿見町ではね、その後、予科練平和記念館に相当するようなテーマを持った設定、それから、その提示、これがどのように検討され行われてきたのかを教えてください。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） これがないから、なかなか難しいと言ってるんじゃないですか。そして、先ほども、何かふるさと納税を私はだめだと言ってるようなね、総務省が、野田聖子さんが言ってることをだめだというようなことをあなた言ったけど、私はふるさと納税は決して悪いことではない、ただ、やっぱり手法を間違えるとまずいですよという話をただけであって、なかなかそんなにね、大きなテーマがその地域地域で、各地方自治体で、そんだけの大きなテーマがあるなら、これはもう大したものなんですけど、なかなかそんなにはないと思います。今の状況の中で、阿見町でこれをやっといこうという、そういうテーマは今のところありま

せん。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 去年だけ聞いたならばね、そういう話はね、なかなか難しいんだなって思いますよ。しかし、これね、これ見てください。23年度の予科練平和記念館の設立が終わって、22年2月でしたっけ、オープンしたのはね。……だと思えますね、それで、次の年はね、43万1,000円、寄附金額ね。それで、他市町村への寄附金額が1,200万。ここでね、本当新たな設定をしなければならなかったんじゃないですか。それをね、やっぱりね、率直に認めないと進まないんですよ。それで、浅野さんは25年の3月だったっけ、25年3月。私も、26、27、28と今回入れて4回やってるんだけど、同じ答弁をしてるんですよ、同じ答弁を。ね、テーマってというのは、予科練平和記念館だけじゃないですよ、違いますよね。犬猫の殺傷処分をゼロにするとか、いろんな取り組みがあると思います。だから、新たなテーマの設定は、どうなっているのかっていうことを聞いてるんですよ。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だから、先ほども言ったとおり、新たなテーマは今のところ見つかってないって言うてるじゃないですか。このときがね、これだけの寄附があったからって、そんなに簡単に見つかるものじゃないでしょう。小さいテーマ、小さいテーマっていうけど、そんな簡単じゃないですよ。殺傷処分のときに、じゃあ、3,000円くださいって言うんですか。そうはいかないでしょう。やっぱり、そういうものじゃないんじゃないですか。やっぱり、大きなテーマの中でやっていくっていうことが大事だと、私は思いますよ。

だから、今、そういうものが見つかってないってだけの話であって、今後は、やっぱり地道な形で、阿見町の特産品または何か行事に向けて、そういうものの参加費とか、そういうものに対してのふるさと納税、そういうことも考えていけたらいいなとは思ってますけど、今の状況の中ではこれだけの大きなテーマがあって、これに対してふるさと納税をやりたいという、そういう思いは今ありませんし、私が先ほどから言ったとおり、やはりふるさと納税は、納税者が快くこの阿見町のためっていう、そういう思いのふるさと納税を大事に使わしてただけるっていう、それが大事だと、一番の基本だと思いますけど。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） だから町長、大きなテーマ、テーマを持ってやればいいんじゃないですか。農産物を集めたり、メニューをそろえるのはだめだって言うてるんだから。それをテーマを持たないで、ずっとずるずるとしちゃ失礼だけでも、2年も3年も考えるようなことですか。もっと設定したらいいんじゃないですか。せめて、そのことをやっぱりやらないっていうことが、こういう状況になっていると私は思います。時間がないので、次に移ります。

答弁の最後にね、議員各位におかれましても、町の返礼品となる商品がございましたらぜひ御紹介くださいと。積極的な御提案が出てくるような状況を期待しておりますと答弁されているんですけども、例えば、浅野議員はね、25年3月議会で阿見町にも特産品があるじゃないかと。レンコン、ヤーコン、スイカ、メロン、予科練クッキー、お米、トマト、こういうのがありますよと。なぜこういった地域の特産物をメニューにそろえて、返礼品っていう形でやらないんですかっていうのを述べています。

執行部からね、平成20年6月議会で特産物開発の成果としてね、予科練の町クッキー、湯苺やグリーンメロンのスイーツ、ヤーコンドレッシング、サツマイモタルト、南高梅及び加工品のジャム、ゼリー、ヤーコン茶、コシヒカリ、煎餅、レンコンパウダーを使用したしっとりパウンドケーキ、ヤーコンとレンコンの粉末を活用した乾麺などが挙がっております。

私もですね、阿見町には魅力のある特産品は、現在もあると思います。さっき、大玉スイカは何人つくってるんだという話になってますけども、大玉スイカ、何人もいるじゃないですか。一人だっただいいんですよ。例えば、ね、那珂市なんかではね、いわゆる柳沼さんという方がね、たったこれ1事業者ですよ、つくって、それを大々的にやっぱり売ってますよ。売ってるっていうか、大々的に返礼品でですね、加工品も含めてメニューにそろえてます。

干し芋、ヤーコン、メロン、レンコン、タケノコ、阿見産コシヒカリ、南高梅、ブルーベリー、その他多くの農産物加工品があります。工芸品では、草人形がありますね。最近では、阿見産米を使用した煎餅、阿見の將軍、ヤーコンコーヒーなどもあるようです。

加えて、町内に進出しているですね、雪印メグミルクの阿見工場産のチーズ、それから、日本を代表する漢方薬のツムラの商品、キンレイの鍋焼うどん、マルカンの酢などもあります。自衛隊グッズっていうのもマニアには受けるかもしれません。また、屋外スポーツではですね、最近、阿見町にですね、乗馬クラブ、これ開設しましたね。乗馬券、これもいいかなと思いますよ。それから、レンコン堀体験、タケノコ堀体験というのも人気になると思います。ざっと思いつくままに挙げましたが、これだけのラインアップでもね、相当、魅力的なものだと私は思います。

さらに、先ほどから言って、なかなか出てこないんだという魅力あるテーマ、こういうものもね提示できれば、本当に他の自治体と遜色ないレベルだと思いますよ。で、守谷市はね、非常に今年度寄附金額を上げました。これはね、メニューをそろえたんですよ、やっぱりね、メニューをそろえた。先ほど言ってるようにね、8割も返すとか、何割返すとかってそういう話じゃないんですよ、ね。メニューをそろえることがやっぱり大事なんですよ。

で、そういう意味からすると、要するにね、真剣に早く取り組むことが大事なんですよ。改めてね、これは町長が答弁するのかな、ふるさと納税、寄附への取り組みについての決意をね、

この県内最下位という事態を受けてね、どういう決意で取り組むのかをお伺いしたいと思えます。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もろもろ、随分挙げていただきましたけど、それが全てふるさと納税に当たるかといとなかなか難しいなど。農産物1つとっても、確かに、1社なら十分そのものをつくり上げられる。だけど、大玉スイカも10軒や15軒あるとなると、それをどういうふうにまとめて、また、レンコンも同じです。そういう中で、本当にそういう面での調整が非常に厳しいんじゃないかなという、そういう思いはしております。ただ、やはり、ようやく原点に戻りつつあるふるさと納税に対して、少しでもね、阿見町ができること、また、議員各位にも言っているとおり、皆さんに御紹介をいただいて、こういうものがないんじゃないですか、こういう業者がありますよ、紹介をしていただくと非常に助かります。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） もう紹介もしてるし、あとは調整をするのはね、役場ですよ、これ。役場がやるほかないんですよ。誰がやるんですか、こんなの。紹介したじゃないですか、商品について。もう平成25年の3月から、自らだって、大分言ってるじゃないですか。ぜひね、そういうことで、しっかりと取り組んでいただきたいということを申し述べて、第1の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（紙井和美君） はい。それでは、ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時56分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） はい。それではね、第2の質問に移りたいと思えます。

来年ですね、4月に、吉原小学校及び実穀小学校がそれぞれ阿見小学校及び本郷小学校へ統合され、廃校となります。地域住民は自分の家がなくなるように寂しいと、いささかの感慨を持ちつつ、時代の流れだから仕方がないと、廃校を受容しているように思えます。

先日、吉原小学校で展示されている「さようなら吉原小学校 思い出がいっぱいミュージアム」を見学してまいりました。当日は、ちょうど吉原小学校の138回目の最後の創立記念日に当たり、学校は教職員も子供たちもお休みでございました。吉原小学校は、明治8年、1875年に創立をされてですね、138年間続きましたけれども、平成30年4月にその歴史を閉じて新た

な一步を踏み出すということになります。この「さようなら吉原小学校 思い出がいっぱいミュージアム」は、学校の歩みを改めて記憶に残し、学校への思いを深めてほしいという池田直哉校長先生の発案で、空き教室に卒業写真や年表、資料が展示されておりました。学校を閉じるという大役を校長としてやり遂げると。学校が閉校後も、地域のよりどころとなってほしいという願いが込められているということでございます。

また、同じく来年の4月には、本郷小学校と統合し、廃校となる実穀小学校。これは明治13年、1880年、朝日村上小池に小池小学校として創立をされ、この9月2日が創立記念日となっております。朝日尋常高等小学校を経てですね、昭和30年4月10日、町村合併によって、現在の名称である町立実穀小学校となりました。今日まで、137回の創立記念日を数えました。しかし、138回目の創立記念日はありません。

両小学校の廃校はですね、地域にとっては、大変、苦渋の決断だったと思います。都市計画で、市街化区域と市街化調整区域に再編されたことでね、吉原地区、実穀地区は新たな住宅が規制をされた。そういうことによって、人口減少、児童数の減少が進みました。

今議会に、君原地区の区域指定、業務に関する補正予算が計上されておりますが、とき既に遅しの感があります。吉原地区の公営住宅も新たに整備されることはありませんでした。

そうした町の政策も含めて、廃校を受容した地元地域の方々には前向きに統合を考えていただくことができるように、町、教育委員会は廃校となる学校設備をどのように利活用していくのか、地域住民ともじっくりと話し合い、アイデアを提示する必要があると思います。

そこで、統合され、廃校となる小学校の利活用について、どのように考えているか。以下3点お伺いしたいと思います。

1点目、基本的な考え方について。

2点目、地域住民の関与について。

3点目、スケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、廃校となる小学校の利活用についての質問にお答えをいたします前に、実穀小学校、そして、吉原小学校の学区内、そして、その区民の皆様、本当に御理解をいただきましてありがとうございます。実穀小学校等では、統廃合に対しての反対運動等もありましたが、やはり、それは御理解をいただいたなど。今からの阿見町にとって、非常に統廃合は大事なんだっていう、そういう区民の皆様、また、保護者の皆様の御理解のもとに廃校が決まったのかなど。そういう面においても、心から感謝を申し上げます。

それでは1点目の、基本的な考え方についてであります。平成29年第1回定例会における井田議員の一般質問にお答えしたとおりになります。町はこれまで一貫して、地域の意見を優

先しますということを申し上げております。地域の方々が、地域のためになる利活用を考え、町が支援していくという考え方によるものであります。一方、学校施設は公共施設であることから、町としても、これを複合的な形で有効的に活用できるのではないかと考えております。このことについては、施設単体で考えるものではなく、町全体の視点を持って検討を進めてまいります。なお、既に、社会体育施設、避難所としての利用がなされておりますが、こうした利用は継続すべきものと考えております。

2点目の、地域住民の関与についても、井田議員にお答えしたとおりとなりますが、その後の進捗を加えて申し上げます。廃校となる吉原小学校及び実穀小学校については、当該学区の区長さん方と相談し、検討委員会を組織して、利活用の検討に着手し、地域としての意見をまとめることを目指しております。

現在、地域住民に対し、廃校後の利活用についてのアンケート調査を行い、その集計結果を地域の方々にお知らせしたところであります。今後は、地域住民のための利活用が図られている事例等の視察研修を行う予定となっております。

3点目の、スケジュールについてであります。今年度中に、地域の方々が議論し、知恵を出しあって意見をまとめていただくことができるものと想定しており、町においても地域の方々による検討の推移に応じて、具体的な検討を始めたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まずですね、答弁書では2ページかな。廃校後の利活用についてのアンケート調査の集計結果がまとまって、地域の方々にお知らせしたということですがけれども、アンケートの対象者及び日時——日時というか、いつごろってということですね。それから、項目などアンケートの詳細についてお伺いするとともに、どんな調査結果となったのか。さらに、地域住民に対しては、いつごろ、どのような手段で周知したのか説明をお願いしたいと思います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） お答えいたします。

アンケートにつきましては、対象がですね、その学区の全行政区にお住まいの全世帯でございます。世帯数でいきますと、吉原小地区が462戸、実穀小地区が962戸でございます。こちらの方、全戸を対象にアンケートを実施しております。

アンケート期間でございますが、本年の6月1日から30日でございます。多少おくれたところもございますが、この1カ月でございますが、区長さんが班長さんを通して全戸に配布していただき、班長さんから区長さん、区長さんから事務局というような形で、回収しております。

で、その結果をですね、取りまとめまして、その取りまとめをその地域の委員会に諮っております。その結果をもう一度ですね、全戸にニュースというような形でお知らせしているようなところでございます。そのお知らせは、8月になってからでございます。

内容でございますが、選択方式でございまして、跡地への導入が望ましいと考えられる施設機能について、複数3つ選んでくださいというように、そういったアンケートになっております。

で、こちらはですね、両校ともですね、地区公民館がない学区ですので、いろいろ委員会ですとか、それから、ほかの方々の御意見を聞きますと、やはり地区公民館的な機能がいいのではないかというようなそういった御意見も事前に、今、把握しております。そういった中で、アンケートの設問を協議した中でも、そういったところをまず聞いたらどうかと。それから、そのほかに、複合的なものとしまして、子育て支援ですとか、それから、高齢者の福祉、あとはボランティア支援施設、それと面積、広大な校庭がございまして、公園。あとはですね、売却、それから貸し出し等によりまして、企業を誘致というような、ほか事例もございまして、そういったことも参考に、6点からの複数3つの選択というような形をとりました。それともう1つは、その他としまして、具体的にどういったものがよろしいかというような記述式でとったものでございます。あとは、その以外に、何でもよろしいですので、具体的な御意見をお聞かせくださいというような形で、質問は設定してございます。

その結果ですね、吉原小学校、実穀小学校とも、傾向が同じでございました。最初に申し上げましたように、やはり、地区公民館がないものですから、圧倒的にですね、地域交流の拠点施設ということで、地区公民館的な機能を有する施設っていったのが8割ですね、8割の方がそういった形を望んでおりました。順に、あとは高齢者の福祉施設、子育て支援施設、この3点で、複数ですので、回答者の5割以上になっております。そのほかは、順番では、公園、ボランティア施設ですとか、または企業誘致というような形で、この辺は少ないですけども、圧倒的に地区公民館的な地域交流の拠点施設、それから高齢者福祉支援施設、子育て支援施設という、この3点が回答者の50%以上を超えているというようなことでございます。

で、その他の意見としましてはいろいろございましたが、ただ、やはり多く意見としましては、やはり、校舎の規模が大きいですので、やはり、いろんな1つの機能施設にかかわらず、いろんな複合的な施設を誘致していいんじゃないかというような、そういった御意見が多数ございました。

内容は以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ありがとうございます。私が質問する直前にね、この跡地利活用検討委

員会ニュースと、吉原小学校と実穀小学校のをいただいて、今、見てるんですけど、同僚議員でも見てる方少ないのかもしれませんが、後でお配りいただくとよろしいかなとは思いますが。

あらかじめですね、1から6まで施設機能、それから、イメージを並べて最後に7としてその他と、そこから3点選択すると。こういうやり方でね、アンケートをとったということで、傾向としては同じような傾向と。こういうことになっているようですけれども、地区公民館のような施設というのは、いずれの地域でもね、トップになっているようです。これは、井田さんがですね、3月だっけ、この前、前回ですね、利活用について聞いたときにですね、基本的な考え方は、地域の意見を優先するんだと。それから、地域の方々が地域のためになる利活用をするんだと、こういうことを答弁してました。

3月の議会かな、井田議員が具体的にね、高齢者の学校、道の駅、こういうアイデアではどうかとこんな提案をしてですね、やりとりをいたしましたね。私はね、ちょっとこのアンケートのとり方で、少し選択肢が少ないのかなという感じがしないでもないんですけども。県内とかですね、全国の廃校になったですね、学校の利活用ということについては、考えられる3つの利活用があるというふうに伺っています。

1つは、公共的な施設の利活用。例えばね、阿見町には歴史民俗資料館がございません。例えば、そういった歴史民俗資料館に使うとか。それから、これは2番、3番、4番、こういった類いのもですね、役場関連の施設とか、高齢者とか、教育とか、公益活動とか、こういったものに使う。これが1つあると思うんですね。

それから、もう1つは、公共的な施設以外の利活用。これはね、6番目に売却等による企業誘致と、こういうことが選択肢として書いてありますけれども、県内を見てもですね、幾つか、県南でもですね、野菜工場とかね、あるいは、私立学校かな、大学だったかな、利根町は大学だったかな、そういった事業展開してですね、施設の貸与、交換、売却を含めた活用をすると。

3番目というか、ここにはないんですけども、将来のまちづくりのためにね、種地として残すと。これからね、いろんな多様化する行政需要があると思います。先ほど、少し大きい施設なのでということがありましたけれども、今後ね、その新たな公共施設が整備、これ1番目に言った歴史民俗資料館等も入るのかもしれませんが、弾力的に対応ができるように、保有地、種地として確保していると、こういうことが考えられるというふうに思います。

ここから質問になりますけれども、検討委員会組織について伺いたいんです。

答弁ではね、地域の意見を優先するっていう考え方をね、持ちながら、町全体の視点を持って検討するっていうことになっていると思います。そうしますとね、地域住民の意見だけでなく、町民を代表するっていうかな、町全体の意見を集約するような検討委員会になりはしな

いかと、こういうふうを考えるんですけども、これ具体的に成るかどうか分からないですけども、その委員会のメンバーとか事務局、議会の関与など、検討委員会組織について、現段階でね、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（紙井和美君） 町長公室長篠崎慎一君。

○町長公室長（篠崎慎一君） お答えいたします。

まず、町長が答弁されました、町全体の視点を持って検討を進めるというようなことはですね、途中でですね、やはり施設の規模が大きいってことで、複合的な、そういったこともあり得るだろうというような、そういった御意見がございました。当然、その地域の要望だけでは全部が、何て言うんですかね、埋まらないということもありますので。それ以外についても、町が全体的に、今、議員がおっしゃいましたような公共施設的なもの、それから公益施設、あと種地とかってというような、そういったことをにらんだ中での、そういった町長の答弁でございます。

それで既にですね、社会体育施設、それから、あとは避難所というふうになっておりますので、これにつきましても、継続していくってというような形で、これは、地域の皆様にもお示ししてございますので、そういったことからの答弁でございます。

それから、委員会のメンバーでございますが、こちらはですね、一番最初ですね、何度も申し上げているように、まずは地域の意見を優先するというようなことから、地域としてのメンバーを選出させていただきました。

初めはですね、昨年度ですね、28年度からですね、その対象とする学区の区長さん、両方も6行政区でございます。6行政区の、最初は役員の区長さんと話しまして、それで結果的には、本年度29年度から、組織して委員会を設置して始めたわけでございます。

メンバー的にはですね、吉原小学区はいろんな層っていいですか、年齢層から御意見をいただきたいというようなことがありましたので、ふれあい地区館がでございます。ふれあい地区館は区長さんが顧問として頭にございまして、その後に副区長さんですとか、それから年齢層で下はですね、青少年育成ということで、子ども会等の父兄の方も入っております。あと女性部会もございまして、それから、上はシニア世代ということで老人会的なメンバーもありますので、そういったことを活用してですね、ふれあい地区間の中から成立したってということで、あとはその各行政区をバランスを考えながら、その中で選出させていただきました。その結果、吉原小地区は1名多いんですけども、19名ですね。女性が5名おります。実穀小地区は、ふれあい地区館の中で、高齢者の部会がちょっとなかったものですから、ということで、それではっていう形で、区長さんなどが話されまして、6行政区から3名ずつ選出するってというような形で18名ということになっております。うち女性が2名ということでございます。

そういった中で、まずはですね、地域としての、まず意見を取りまとめて、それで、町に対して要望を出していこうという、そういった形になりました。で、あくまでも地域の意見の集約ですので、今後、予算等もございますので、全てが全て受け入れるということは確約できませんので。そういった中でですね、とりあえずは集約までを委員会で取りまとめていくっていうような、そういった目的で組織したものでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 大変よくわかりました。既に検討委員会、これは跡地利活用検討委員会というのかな、が組織されていて、それぞれ、18名、19名のメンバー、地元の行政区、世代もいろいろと多様にわたって組織しているということで、とりあえず、まず地元の要望を確定するというのかな。そういう形になるというふうに理解をいたしました。

それでね、この実穀小学校それから吉原小学校、吉原小学校よりは実穀小学校のほうがグラウンドも少し大きいし、教室も多いような感じがしますけれども。町としてね、地元の意見をね、集約するということはもちろんなんだけれども、町としてこういうものはどうですかと。これ、イメージはわかったんだけど、そういう具体的なものを提示するという考えはないんですか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、町長公室長もお話ししたとおり、まず、地元の意見がどういうものが出てきて、それに対して、今後、町がっていうことでありますから、まず、その話がなくては、町から提案というのは、やっぱり、まず差し控えたのがいいと私は思っておりますし、前にも浅野前議員にもお話ししたとおり、やっぱり地元の皆さんの御意見等をよく聞いてっていうことでありますから、それがまず最初じゃないでしょうか。それがある程度の形になってきて、じゃあ、これでは、まだまだこの校舎の使い方がまずいんじゃないかっていうことになって、阿見町としてこういうことも考えてますよ、そういうものを持って、また地域の人たち、また全体的に皆さんと一緒に話し合いをしていくっていうことが、やっぱり寛容かなとそう思っています。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 私もですね、6月の議会終わった後ですね、地域でチラシ配布をしたんですけれども。この実穀小学校地区もですね、歩いたんですね。その中で、やっぱり、これは少し高齢の方なので、自分はそこを卒業したということで、ここがどういうふうに使われるのかなということについては非常に関心をお持ちになっていて、私は私の個人的なね、こういうふうに使ったらいいんじゃないですかなんて話をしたんですけども。それはさっき言った歴史民俗資料館。で、これはやっぱり機能として、実穀の近くにですね、あれは町史編さんをした

ときに、相当な資料がね眠っているというかね、あるので、そういうものも収容して、にぎわいとかね、そういうものを含めた——駐車場も広いので、そういうことで使ったらいいんじゃないかなというふうにお話はしたんですけども。なかなかいいアイデアじゃないかなっていう話でね、話が盛り上がったんですけども。

いずれにしてもですね、先ほど申し上げましたけども、廃校をね、苦渋の決断で受容したこの地元地域の方々にはですね、前向きに統合を考えていただくことができるように、町はですね、廃校となる学校設備をどのように利活用していくのか。拙速にならずにですね、じっくりと話し合っ、こちらからアイデアもですね、ある段階で提示をしていくと、こういう必要があるかと思えますけれども。ぜひね、いい利活用ができるように希望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、9番海野隆君の質問を終わります。

次に、8番永井義一君の一般質問を行います。

8番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の永井義一です。

質問に入る前にですね、1問目の質問のタイトル、これのちょっと訂正をお願いします。担当課長とヒアリングしたときにですね、国民健康保険税の県への移管と書いてあると思うんですけども、これをですね、国民健康保険制度、「税」を「制度」に直してください。国民健康保険制度の県への移管と。税の移管ではなく、制度の移管ということです。済みませんけども、訂正をお願いします。

よろしいですか。それでは、質問に移らせていただきます。

平成30年度から国民健康保険の保険者が都道府県に移管されます。以前にもお話ししましたが、この国民健康保険が制定されたのは戦前の1938年です。その後、1959年に新しい国民健康保険法が施行され、国民皆保険制度が確立し、市町村が保険者となつての国民健康保険が現在に至っています。

今年の7月に、茨城県国民健康保険運営方針が出されました。その中で、策定の目的として、小規模保険者において財政が不安定なことや被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きい。また、この医療機関の偏在等によって医療給付費の格差が生じているなどが言われています。そのことにより、保険給付は全国共通であるものの、保険料は市町村ごとに大きく異なっています。そのような中で、県が主体となつて運営に当たるわけですから、この財政基盤をですね、国の財政責任において確立することが必要であり、国に対して必要な措置を求めていくことが大事になります。

そのことで、以下のとおり質問いたします。

まず、第1回茨城県国民健康保険制度移行準備委員会における議論で、国保事業費納付金の算定ガイドラインでの3つの算定方法が出されたかと思えます。その中で、阿見町はどの算定方法を選びましたか。

また、それを選んだ理由をお聞かせください。

また、その選んだ算定方式で計算すると、現在の国保税と比較してどのようになりますか。

次に、第2回移行準備委員会で、市町村の財政負担が急激に変化しないように、激変緩和措置についての検討が話され、準備委員会の意見書では、被保険者の保険料負担が急激に増加することのないよう有効に機能する措置方法を検討されたいとなっています。阿見町では、この件はどのようになるのでしょうか。もし、阿見町で被保険者の保険料負担が増加することがあった場合は、どのような措置をとるのですか。

最後になりますが、都道府県の移管でどのようになるかわかりませんが、現行制度での均等割について質問します。

現在、均等割では、子供の分も1人当たり2万5,000円で課税されています。そのため、子供の多い世帯ほど国保税が高くなります。子育て世代の経済的負担を軽減するためにも、子供の均等割の免除を求めます。

以上です。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 国民健康保険税の経営の移管についての質問にお答えをいたします。

平成30年度から国民健康保険制度の財政運営に、都道府県が責任主体となる大きな改革が実施されます。市町村から都道府県に納付する国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の仕組みは都道府県が財政運営の責任主体となる上で、最も重要な要素となります。

1点目の、本年3月に行われた第1回茨城県国民健康保険制度移行準備委員会の議論についてですが、納付金算定方法について、昨年4月から市町村と県において議論を踏まえて、平成29年7月に市町村長に対して意見照会結果を検討したものであります。

算定方法として、3つの方法による比較とし、現状に一番近い算定方法で、基本的な算定方法、同じ所得ならば同じ保険水準とする算定方法となる県内統一の保険料水準とする算定方法、二次医療圏ごとの統一の保険料水準とする算定方法の3つからの選択となりました。

町が選択した算定方法は、取手・竜ヶ崎医療圏での統一の保険料水準とする、二次医療圏ごとの統一の保険料水準とする算定方法です。

選定の理由としては、国保制度改革の趣旨を最大限反映するには、県内統一ということが理想ですが、県でも考えているように、時期尚早であり、前段として現状よりも進めて、二次医療圏で統一してからとの判断からです。金額的な面でも考慮する材料があればよかったです。制度が判断する材料となるほどでないため、金額ではなく、将来の保険料統一に向けて進めればと考えて選択したものです。その後、7月に行われた第3回国民健康保険制度移行準備委員会において、県として納付金算定方法は、基本的な算定方法とするとの方針が決まったところです。

2点目の、激変緩和措置についてであります。各市町村の国民健康保険事業費納付金が算定されると、保険税必要総額もあわせて算出され、この金額が急激に増加することがないように激変緩和措置が検討されているところです。この適用については、市町村で判断するのではなく、県が決定するものであり、市町村は決められた金額を納付していくことになり、納付するために保険税率等を決定していくこととなります。

3点目の、国保税均等割についてであります。国保税は応益割を50%程度にすることとされています。このため、子供に限らず、所得が全くない方に対しても、一定の負担が発生します。この負担を軽減するために、地方税法703条の5に低所得世帯に対する国保税の減額が規定されています。国保世帯の所得及び被保険者数に応じて、応益率が7割、5割、2割軽減され、この軽減に対しては国等からの補助金が入ります。

法定の制度以外に、町独自で均等割を軽減すると、その財源は国保税の値上げ、または一般会計からの法定外繰り入れとなりますが、法定外の繰り入れを行うことは国民健康保険制度が特別会計で運営されている本来の目的を失い、さらには一般会計を圧迫してしまうということになります。

このような状況を考慮し、安易な法定外の繰り入れは避けなければならないと考えております。このため、現時点では、均等割に対し町独自の軽減策は考えてはおりません。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 濟いません。先ほど冒頭質問したときにですね、ちょっと金額を間違えてしまったので、ちょっと訂正をお願いしたいんですけども。

最後のほうにですね、均等割の金額、これ、私ちょっと2万5,000円って言ってしまったんですけど、これ2万3,000円ですので、ちょっとその訂正をお願いします。口頭で言った部分ですので。それでいいですか。

いいですか、続けて。

○議長（紙井和美君） はい。

○8番（永井義一君） 大丈夫ですか。濟いません。

それじゃあ、再質問しますが、今回、この国保の件で質問させていただいたんですけども、前回は県のほうに移管するというので、どうなんでしょうかということで質問させていただいたんですけども。その段階では、余り詳しくはわかってないということであれだったんですけども、今回、県のほうで準備委員会が開かれているということで、それに沿ってちょっと質問させていただきます。

まず、この算定方法の3つの件なんですけども。これについては回答の中で、取手・竜ヶ崎医療圏での二次医療圏ごとの保険水準とする算定方法を選んだという回答があります。で、ちょっと私も、その辺詳しくわからなかったんですけども、この県内ですもんね、この二次医療圏というのはどういう形で存在してんのか、ちょっと教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

二次医療圏というのはですね、地域の実情に応じた医療を提供する体制を確保するためにですね、各都道府県が設定する地域の単位でございます。日常生活に密着した保健医療を提供する一次医療圏、いわゆる一次医療圏というのは基本的に市町村ということになっております。それから、健康増進、疾病の予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供するのが二次医療圏というふうに言われております。それから、先進的な技術を必要とする特殊な医療に対応するものを三次医療圏というものがございまして、阿見町の場合は、県内9つの医療圏に分かれているんですけども、そのうちの1つとして、取手・竜ヶ崎保健医療圏というところに属します。これは阿見町以外に、美浦村、稲敷市、河内町、利根町、牛久市、取手市、龍ヶ崎市、合わせて8市町村で構成されているということでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 県内に9つあるっていうことでね、結構、そういった形であるのかっていうのが改めてわかったんですけども。この3つの算定方法の中で、阿見町はこの二次医療圏を選択したということなんですけども、先ほど回答の中でも、移行準備委員会の中でね、現状に一番近い医療費水準と所得水準を考慮した算定方法、基本的な算定方法ということで決まったという形の答弁がありましたけども、実際、これ、私も資料でいただいたんですけども、この3つの算定方法、どれをとっても値上げになるんじゃないかっていうことが言われているわけなんですけども。実際、準備委員会のほうで決まったこの基本的な算定方法、これが一番現状に近いんだっていう言い方をしてありましたけども、これについてですね、実際的に、今の国保の税と、これが基本的な方法に変わったときのその上げ幅ですね、それはどのぐらいの上げ幅になるのかお願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 基本的な算定方法ということで、これは市町村ごとの年齢構成の差異を調整した医療費水準、それから所得水準、これを県内全体で考慮して、県に納める納付金を定めるというものでございます。それで、今と幾ら違うかということなんですけども、県のほうで試算というのはあるんですけども、ただ、実際には現時点で、県のほうからまだ納付金の正式な額というのが示されてございません。そして、この試算を行った段階では、国からの公費投入分が加味されていないこと。それから、今後、国においてこの算定システムの改修等が予定されているということございまして、厚生労働省のほうにおいても、この算定については精度がかなり低いということと言われてございますので、現時点で、今と比較してどうなるかというところは、まだはっきり申し上げられないというのが現状でございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） その精度の問題っていうんですかね、正確な数値はわからないということなんですけども。まず、単純に今現在から比べて、上がるのか、上がらないのか。それをちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 一般的には、県のこの試算の表で細かいところまで出ないんですけども、全体的には一人当たりの必要な保険料総額というのは上がるというふうに想定されているところでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） どっちにしろ、今回のこの県の移管に関して、どの制度をとっても上がるということがね、今、話されましたけども。ちょっと担当課とね、あと部長含めて、一般質問でのヒアリングを行った際の話なんですけども、阿見町に関しては所得が高い世帯が結構多いから、上がるんじゃないのかっていう話がありましたけども。

実際のところ、今のこの阿見町での国保の滞納世帯がいますね。で、ざっとこちらのほうでも計算したんですけど、国保世帯の中での滞納世帯が約15%ぐらいあるんじゃないかと思うんですよ。これから、今、国保の金額が上がるっていう前提において、その15%がもしかしたらもうちょっと増えてしまう可能性もあるかと思うんですけども、そういったですね、滞納世帯の人たちをどのように町では救うのかということが1つお聞きしたいんですけども。

その中で答弁書にもあったように、市町村から県のほうに納付するっていう金額がこれ決まって、それは納付しなきゃならないと。そういった中で、その滞納世帯の方々ですとか、または納付に対して、かなり、何ていうんですかね、早くこれをしっかり払いなさいっていうような形で、町のほうで高圧的っていう言い方はあれですけども、そういった滞納処理っていうことも、これから強まるんじゃないかと思うんですけども。そのことについて、まず、これか

ら15%いる滞納世帯がどうなっていくのかと。あとは、納付に対して、町としてはどのような形で、ぜひともね、強く行うっていうことはなしにしていきたいんですけども、どういった形で考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

納付額につきましては、町のほうは、町の医療費が高いというのと所得水準が高いということで、基本的な算定方法でいくと全般的に上がるのではないかなというふうに予想されるところでございます。県に納める納付額ですけれども、これは医療費、今度の制度の改正で、保険の給付費に充てる分については県が全額負担をしますので、医療費が急激に上がったとか、そういったときにでも対応できるように、安定的な財政運営が図れるというのが1つの目標でございます。

この納付額につきましては、そういった基本的な算定方法でいきますと、所得水準と医療費の水準で県のほうで決定していくわけなんですけども、それを納めるのに保険料額が増加する市町村に対しましては、激変緩和措置によりまして、被保険者の保険料負担が急激に増加することのないように、財政措置を講じるということになってございます。

で、あとですね、保険料、そういった納付額の引き上げで滞納世帯に対する対応ということなんですけども、今、申し上げましたように、1つは激変緩和措置がとられるということでございますので、それによって、大分、一気に上がるということは防げるのではないかなと思っております。

それとあわせてですね、医療費の増加。これが、やはり算定をする場合にも算定の基礎となっておりますので、町としても医療費の増加、これを抑制するということが非常に大事だと思います。収入の確保とあわせて医療費の増加を抑制すると。で、この医療費の急激な増加を抑制するというところで、糖尿病のハイリスク者等の方に対して、将来人工透析にならないように、1回人工透析になりますと年間で500万とかですね、かなりの高額な金額が要ってしまいますので、そうならないように生活習慣の改善などの保健指導とか、それから、重複頻回の受診者に対する訪問指導など、医療費の適正化にも取り組みつつ、町としての医療費全体を、まずは下げる努力をしていきたいなと思っております。

で、滞納世帯等につきましては、従来どおり、特にこの制度がなったからといって、新たに厳しいということではなく、従来どおりの懇切丁寧な対応の仕方をしつつですね、今までどおりの対応をしてみたいと思います。ただ、激変緩和措置がとられますので、急激に上がるということはないのではないかなというふうに予想しています。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そうですね。滞納世帯が増えてしまうと、それぞれ大変なんで、激変緩和措置、今、部長のほうで話ありましたけども、ここにも回答が書いてあって、移行準備委員会の中でもね、被保険者に対しての負担がならないようにということで、激変緩和措置って書いてあるんですけども。これ、具体的に激変緩和措置ってどういうものなのか、わかる範囲内で構わないんで、ちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

激変緩和措置、今、申し上げましたように、納付金制度が新たに導入されますので、それによって保険料負担が大幅に増加する市町村に対しまして、被保険者の保険料負担が急激に増加するということを回避するために、財政措置が講じられるというものでございます。これにつきましては、各市町村の保険料で徴収すべき額のうち、県のほうで納付金というのが各市町村ごとに決められるんですけども、制度改革によって納付金制度が導入されますから、その導入による増加額から一定の額を除いた額について、財源の範囲内で財政措置を行うというものでございます。

納付金の導入による増加額については、平成30年度の保険料で徴収すべき額のうち、平成28年度からの増加額から保険給付費の伸び等による増加額を除いた額とするということになっていきます。要は、通常の保険給付費、医療費、制度の改正がなくても、保険給付費は現在増加する傾向にございます。これについては、激変緩和の措置の対象ではなくて、納付金制度の導入に伴う増加分のうち、そこから一定の額を除いた額について財政の範囲内で財政措置を行うというものでございます。だから、ちょっと言葉で説明すると、ちょっと非常にわかりづらいんですけども、財源としては県からの法定交付金の一部、それから国庫補助金を原資に、県に積み立てた国保財政安定化基金を用いることとされているところでございます。ちょっとわかりづらい説明で申しわけございません。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） そう、わかりづらかったので。なかなかちょっとね、パッととはわからないんですけども。要は、その県に納付する金額がありますよね、仮にこれを100とします。で、その中で100が大変だからということで、県のほうから、そのうちの10は見ますよ、補助しますよというような感覚で考えていいんですかね。これ、回答の中で県が決定するとね、書かれてましたけど、そういった考え方でいいんですか。ちょっとお伺いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） そうですね。表みたいのがあれば、ちょっとわかりやすいん

ですけれども。今現在が、平成28年度ベースに考えているところで御説明申し上げますと、平成28年度の医療費が、例えば、ここら辺までだと。平成30年度制度改正はこれぐらいまでだとしますね。議事録だとわかんないと思うんですけど。この増加した分ですけども、自然に医療費の増加分がある程度あります。それは、激変緩和の措置の対象ではなくて、制度の改正によって全く医療費水準が変わらなかったとして、制度の改正によって上がる部分が見込まれます。これについて財政支援措置を行うということなんですけども、その分が100%ではなくて、若干、財政の状況に応じて、市町村にも全てではなくて、例えば、その100%のうちの何%か分、ちょっと上乘せをして市町村で払ってもらおうと。残りの分を激変緩和措置をしていくということとでございますので、それが毎年毎年、どんどんどんどんいくと、というような感覚でございますので、ちょっとわかりづらくて申しわけないんですけども、要は、本当に自然の医療費の増加分以外の部分について、県のほうで財政支援措置を考えていくということとでございます。

具体的な額とかがわかれば、ちょっともう少しね、うまく説明できるんですけど。今まさにそこら辺についても、県の中で今後の医療費の動向等を勘案しながら検討していくという段階でございますので、まだ具体的なものが示されてございませんので、なかなか説明がうまくできなくて申しわけございませんけども。また、これ制度改革ということで、これから県のほうから、納付金とかある程度、具体的に決まってくると思いますので、その都度その都度、丁寧に御説明は差し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） なかなか具体的な数字がない中で話をするというのは難しい部分だと思うんで、ある程度しようがないのかなと思いますけども。

ここで冒頭、朝お願いした資料を配りたいんですけども、よろしいですかね。

あとですね、あと2分で12時になってしまうんですけども、大体あと10分ぐらいで終わると思うんですよ。ですから、変なタイミングでお昼よりは、できればそのぐらいまで許していただければと思うんですけど、どうでしょうかね。

○議長（紙井和美君） はい。じゃあ、お配りください。

○8番（永井義一君） いいですか、はい。配ってる間に。じゃあ、そうしましょう。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今、それぞれのところにお配りしているんですけども、回答書の中で、応益割ってというのがありまして、この中で応益割を50%に近づけたい、そういったニュアンスのところがあるかと思うんですけども。根本的に私の考えとしては、国保税を下げるっていうことはもちろんあるわけなんですけども、いかにその割合として、低所得者の方々に目を向けた、低所得者の人に負担を軽減するような形での割ができないかということ。今、大体配ら

れたかな。

この国民健康保険算定で、ちょっと私のほうで県の資料を見ながらつくったんですけども。この中で、この資料をですね、これは阿見町のモデルケースで、お父さん、お母さん、子供と3人の家族で、年収が300万、50万というようなモデルケースですね。このモデルケースで計算しました。で、この阿見町の医療分、支援分、介護分ということでやってるんですけども、同じような算定でやっているのが県内で7市町村あります。その中で近いところということで、牛久と美浦を挙げました。

この中で、応能分と応益分っていうのがあるわけなんですけども、先ほど答弁の中でね、50%に近づける。これは厚生労働省のほうの指導だとは思うんですけども、やはり先ほどピアリングの中で、阿見町は比較的所得の高い人が多いって話も担当課長のほうから聞いたわけなんですけども。その中で、やっぱり低所得者、厳しい部分の人をどうにかしていただきたいということで、この応益分、均等割のところです、これの子供のほうをなくせないかという話をしたんですけども。回答は残念ながらね、そういった回答ではなかったんですよ。その回答を見ながらですね、昨日これをちょっとつくってみたんですけども。

要は、今現在、阿見町では応能分が68.8%、金額で27万3,400円、応益分が31.2%、12万4,000円という金額になります。これのですね、割合を変えるっていうことも1つの方法じゃないかと思うんですよ。で、隣の牛久市さんとあと美浦村さん見ていただいてもわかるんですけども。応能分が7割を超えている、応益分が3割を切っているというような形で、金額のいろんな動かし方があるかと思うんですけども、そういった中で、低所得者層の人々になるべく目を向けていただきたいというふうに思って、ちょっとこの表をつくったんですよ。ですから、なかなか国保のね、金額っていうのは非常にわかりづらい部分があるんで、私も今回いろいろ勉強しましたけども、こういった中でですね、低所得者層に対して目を向けるっていう方法は、町のほうでどのように考えているか、ちょっとお願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

貴重な資料作成ありがとうございました。参考にさせていただきたいと思います。

低所得者対策でございますけれども、世帯の所得に応じて、現在7割、5割、2割の軽減措置、議員御承知のように実施をしているところでございます。こういうふうに、所得の段階に応じた軽減の策とあわせてまして、災害等により保険料を納付することが著しく困難であると認められる場合には、減免規定を設けておりますので、現在の制度プラス新たな町独自の減免等について考えは、今のところないというのは答弁書のとおりでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） ですね。ここに書いてあるところは、その減免制度に引っかからない部分だと思うんですね。ですから、もちろん、前回一般質問の中で、国から出てる1,700億円の話の中で、7割、5割、2割の話がありまして、そういった形で、国のほうとしてもね、30年からは3,400億円財政出動するということなんですけども、やはり、それは全国的な話になりますので、じゃあ、阿見町ではどのぐらいになるのかっていうのは、たかが知れてるかと思えます。

その中で、やはり町独自で、ここにも書いてありますけども、一般会計からの繰り入れですか、あとは基金の繰り入れ、そういったことは、私のほうとしては、この間ずっと言っていて、一般会計の法定外繰り入れも必要なんじゃないかと私自身は思っているわけなんですけども、そういった回答がなかなか前向きにならない部分。でも、やはり日常的にそういった低所得者の人たちも生活していくと。ですから、引っかからない部分の中で、どうにか子供が多い家庭っていうんですかね。ですから、単純に言ってしまえば、この均等割の中で子供がもし3人いれば、2万3,000円が3人分かってしまうというのはこれは事実だと思うんですよ。ですから、そうならないように、はっきり言って牛久さんなんか見るとね、均等分のところが定額で1万4,000円、ベースがですね、というようになってますし、美浦村さんでも1万6,100円と、これだけでも非常に助かるわけですよ。2万3,000円から比べれば。ですから、そういったところをですね、ぜひとも低所得者層のほうの方に向けてお願いしたいと思うんですけども、その辺もう一度、回答をお願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

今は、低所得者層とあわせて子供の均等割ということで御質問いただいているかと思えますけども。国民健康保険制度自体が、加入者全員が医療費に係る費用をお互いに負担しあうという相互の扶助制度ということでございますので、子育て世帯のみについて新たに減免を設けるといのは望ましくないのではないかというふうに考えておりまして、全員を対象とするということで、7割、5割、2割の軽減措置が行われているというところがございますので、現行制度の中で対応していきたいということでございます。

それと、県への納付金の額等が示された場合に、町としてそれを納付する場合に、町の保険料率を決定していくことになるんですけども、その方法等については、今後検討していくものでございますので、今の段階でまだ申し上げられません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） なかなかね、町単独でやるっていうのは、大変なのは重々承知してい

るわけですが。私も、この間ずっと一般質問の中で、税金の使い方の問題、これをいろいろお話しさせていただいてます。やはり低所得者層、生活が厳しい部分に目を当てる中で、そういう人たちをどう引き上げていくのかっていうのがね、やっぱりこの町として、これはずっと続く課題じゃないかと思えます。

そのね、質問の冒頭でも述べましたけれども、その財政基盤、これをね、国が責任をおいて確立することが重要な前提であるかと思うんですよ。

その中でね、町としてもやっていただきたいんですけども、この前、いつですか、8月31日ですか。来年度の概算要求、これがね、出されました。その中で、軍事費が6年連続で毎年度上がっていると。その中でね、2015年から4年連続で過去最高となっていると。これは国の概算要求ですけども、そういった新聞報道があります。そういった中でですね、その一部をこの福祉や暮らしに回す、これは国の制度ですけども、そういったことが必要になってくるんじゃないかと思うんですよ。ですから、町としてもですね、県や国に対していろんな働きかけを行っていくかと思うんですけども、そういった国保のね、これが県に移管する中で、この国の財政基盤、これをしっかりやっていただいて、県のほうでもこういったね、激変緩和措置をしっかりとやっていただいて、急激に被保険者の人がね、保険料率が上がらない、みんなしっかり保険料率も納められる、そういったね、国保にしていきたいと思ひまして、それをお願いいたしまして1本目の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午後 0時08分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） それでは、2問目の質問に移ります。

阿見町の待機児童の解消について。一応、普通の顔、なんて。いいよ、なんて。今の議事録入れなくていいから。

厚生労働省は、今年の4月1日時点で認可保育所などに入所できない待機児童の数を、9月1日に発表しました。今回は、待機児童の定義の見直しなどで、全国の待機児童数は2万6,081人に上り、前年度同期時より2,528人多くなりました。

茨城県での待機児童数は、今年の4月1日現在516人となっており、この阿見町でも県内4番目に多い43名となっています。昨年の4月1日現在では15名だったので、この1年間で28名

増えたということになります。

まず、県内でも高い待機児童の要因はどのようなものが考えられますか。それと、待機児童をなくすために、どのような方策を考えていますか。お願いします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町の待機児童の解消についての質問にお答えいたします。

先ほども永井議員の言われたとおり、現在、待機児童は43名となっております。先ほども、県内でも4番目に多いという、そういう状況であります。県では、待機児童数の要因は女性の就労意欲の向上などによる入所希望者の増加や保育士確保が困難なこととしていますが、入所希望の理由として求職中が増加していることから、町にも同様の理由が考えられます。

県内での順位が高い理由ですが、県の待機児童の発生、19市町村516人のうち、県南7市町村で256人、大体49.6%を占めており、町の立地が県南地区にあり、その中でも就労しやすい環境にあると考えられます。

保育士の確保が困難といった問題につきましては、公立・私立を問わず、そういった状況があり、定員まで受け入れができない施設もあります。理由としては、賃金が希望に合わない、責任の重さといったことが根底にあるようです。待機児童解消のためにも、保育士の人材確保や処遇改善は重要であると考えており、国の処遇改善の動向を注視しながら保育士確保につなげ、受け入れ枠の拡大を図りたいと考えております。

また、待機児童解消の方策としましては、昨年度公募した民間事業者が、平成30年4月1日の開設を目指して保育園の建設に着工しており、来年2月下旬には完成する予定です。今回の整備は、定員150人となっております、この開設をもって待機児童が解消されるものと考えております。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） この待機児童の問題、これも何回か私も一般質問しておりまして、前回の中では、定員の枠があるけども保育士が足りないという町長の答弁がありました。それで今回、この私も入っている、子ども子育て会議の中でも話が出されたんですけども、やはりこの待機児童の問題、阿見町としては、ここに書いてあるとおり43名ということで、結構、歴史的に多い待機児童を抱えているっていうのは1つの問題があるかと思えます。

そういった中でお聞きしたいんですけども、この答弁書にもあるとおり、この県南地域が約半数を占めているということで、この県南地域ですから、東京ですとか千葉県、そういった出やすさや就労のしやすい環境にあるということは言えるかと思うんですけども、それと、やはり同時に保育士不足っていうのも考えられます。

実際のところは、待機児童数の表があるんですけども、この中で県南地域で、最近比較的人口が増えている守谷市ですとかつくばみらい市なんか、あとつくばもそうですけども、TX沿線がかなり多いんじゃないかと思うんですけども。そういった県南地域の中でも守谷市なんかでは、待機児童がゼロという報告が来ております。

そういった中を考えて、阿見町の中でですね、利用希望児童数とあと施設、その辺の割合がどうなっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

利用の希望施設数と待機者の状況ということでございますが、町内には公立保育所3カ所、それから、私立の保育所等もございます。それで、今、待機児童の状況としましては、これ全国的になんですけども、阿見町も0歳から2歳。年齢ごとでいきますと、0歳から2歳までの待機児童が、今年の今の段階で、9月1日の見込みでですね、全体の待機児童の割合からいくと95%ぐらいが0歳から2歳までで占めるというような状況になっております。3歳になれば、幼稚園等にも行くお子様がいらっしゃるということで、0歳から2歳までが、入所を希望されている方が非常に多いという状況でございます。

それで、町としましては、昨年度は小規模の保育事業所1カ所、これは2歳までの受け入れなんですけども、19人定員、これを開所して現在満床ということになっております。

今後としましては、新たに、答弁書にもありましたように、来年4月開設で民間の保育所が整備されますので、それをもってですね、この待機児童は解消されるのではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） その待機児童の中では、0、1、2が95%を占めているということで、これはほかの行政区でも同じ状態じゃないかなとは思いますが。その中で、今ね、部長のほうで、その新しい保育所の話が出ましたけども。待機児童解消のためにですね、私のほうとしても考えますし、答弁書でもこのあるとおりね、待機児童解消のためにも、保育士の人材確保や処遇改善、これは重要であると考えていると答弁書にもありますけども。やはり、人材確保と処遇改善、これは重要な問題じゃないかと思えます。その根底にはね、やっぱり、賃金が希望に合わないとか、あとは責任の重さっていうのがあるかと思えます。保育所、保育園でね、子供が何かあったときには、その保育園自体が非常に困難な状況に陥る。新聞沙汰にもなるっていうことでね、そういった責任の重さなんかもかなりあるんじゃないかと思うんですけども。

それで、来年4月開園の保育所ですね、定員150名の保育所が4月開園予定をしてるわけなんですけども。ちょっとこの前聞いた中で、つくば市との同時開園っていうのを聞きまして。

つくば市なんですけども、これは市独自に保育士の確保っていうことで、処遇改善策ですか、1人3万円の手当を出しているということを聞いてるんですよ。その中で、阿見町とつくば市とで同時に開園ということは、募集してきた保育士の人がつくばのほうにとられてしまうんじゃないかと、非常に危惧感があるんですよ。やはり保育士の賃金が安いっていうことは、前から話が出されて、国でも一応そういった意識があるかと思うんですけども。そういった中で、つくば市のほうが1人3万円の手当を出しているっていうことなんで、非常に心配なんですけども、阿見町としてもですね、独自にその処遇改善策を考えるべきだと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。

今、議員おっしゃられましたように、保育士の人材確保ということでは、これは本当に全国的な問題でございますし、賃金の改善っていうもの——処遇の改善ですね、これは保育の担い手である保育士さんの確保のために、非常に重要であるというふうに認識はしております。

で、国の子育て安心プランにおいては、保育の受け皿を拡大する、受け皿の拡大を支える保育人材確保の1つということで、保育士の処遇改善、国においても検討されておまして、平成29年度におきましては、認可保育所と認定こども園の保育士に対して全職員を対象に、月額6,000円程度の処遇改善を実施を予定しております。あわせてキャリアアップの仕組みを構築しまして、リーダー的な役割を求められる職員に対する研修を体系化した上で、経験年数がおおむね7年以上で技能経験を積んだ職員に対して月額4万円、経験年数がおおむね3年以上で技能経験を積んだ職員に対して月額1,000円の処遇改善が行われるということになっております。これについては、国が2分の1、県4分の1、町が4分の1の負担ということになっております。

先ほど、つくば市の例がございましたけども、都市部の自治体においては、給与の上乗せ補助を実施しているというケースもございますけれども、基本的に自治体の財源の有無にかかわらず、保育士の処遇改善、これは全国的な課題でありますので、国が一律に取り組むべきであるというふうに考えておりますので、町独自での上乗せは現在考えておりません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 今、部長のほうでね、国でも行う処遇改善ということで話されましたけども。一定程度、少しずつは改善されるんでしょうけども、やはり直近の来年4月に開園の部分でいうと、私も心配なんですけども、その辺、つくば市との同時開園ということで、阿見町での新しい保育園の保育士の確保はどういう状況になっているかわかりますか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 募集状況について、直近で確認をさせていただいたところ、今のところ、おおむね順調に応募が来てるというふうにお伺いしております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 要は、阿見町のほうの保育所でもおおむね順調に応募が来てるという形ですね。わかりました。こういった保育士のね、処遇改善というのは、結構、あっちこちのところに出てまして、土浦なんかでも、逆に、親御さんたちがそういった話をね、直接持ってくるなんてこともちらほら聞かれています。

来年ね、4月に定員150人の私立保育園が開園するわけなんですけども、私の考えとして、一定程度のね、この待機児童の解消にはなるかと思うんですけども、やっぱり、根本的な解決にはならないかと思うんですよ。ですから、先ほども何回も申してるとおり、この国の処遇改善、これをしっかりやってね、保育士不足を根本的に改善するということでね、町としてもね、そのことを県や国にぜひとも強く申し伝えることをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（紙井和美君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

次に、3番井田真一君の一般質問を行います。

3番井田真一君の質問を許します。登壇願います。

〔3番井田真一君登壇〕

○3番（井田真一君） 皆さん、こんにちは。通告に従い一般質問を行います。

日本では、少子高齢化、人口減少社会が始まって10年以上たちましたが、この阿見町では人口5万人を目指し、これまで順調に人口が増加してきました。これは阿見町が駅に近く、都心へも車や電車で1時間程度でアクセスできる立地条件とともに、県と協力して、工業団地を整備し、企業誘致や国から指定を受けたCCRC事業に代表されるように、町の努力によることも非常に大きいと感じております。

ただ、全国的な人口減少の流れは一自治体だけの努力では対策が難しく、町でも長期的には人口減少になるおそれがあります。人口減少対策は、国はもとより県の重要政策でもあります。

阿見町総合計画の中にあるように、若者世代や子育て世代の定住を促進し、バランスのよい人口構成にしていく取り組みを国や県とも連携して引き続き積極的に進めていただき、人口増加へつなげていただきたいと思います。

今回は、定住促進の重点地域として位置づけられている、荒川本郷地区の土地活用について

幾つか質問させてください。

1つ目は、荒川本郷地区の住宅、商業地に活用できる土地は全部でどの程度あり、何年後を目標に活用を目指していますか。

2点目は、都市再生機構URから町へ譲渡された土地の中で、今年度はどの程度を公募で決めていく目標ですか。

3つ目に、URから譲渡された土地の管理費用は年間どの程度になっていますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいま16番吉田憲市君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 荒川本郷地区の土地活用についての質問にお答えをいたします。

荒川本郷地区は都市再生機構による土地区画整理事業の中止、撤退後、骨格となる都市計画道路の整備を中心に、地区計画を活用した良好な市街地促進を図ってきたところであります。また、平成26年度から27年度にかけて、URが所有する約39ヘクタールの土地を町が譲り受け、町主導による段階的なまちづくりを推進する上で、定住促進に向けた住宅の受け皿や定住人口増加に伴う公共施設等の種地として有効活用を図ることとしたものであります。

1点目の、荒川本郷地区の住宅、商業地に活用できる土地が全部でどの程度あり、何年後を目標に活用を目指しているのかについてであります。

荒川本郷地区の区域面積は、約187ヘクタールであります。当該区域では、既に民間事業者による住宅地造成事業が行われているほか、あみプラチナタウン事業や保育所建設等の町の策定する計画に位置づけられた事業も進められているところです。町ではなるべく早い時期での土地活用の促進を図りたいと考えております。

2点目の、URから町へ譲渡を受けた土地の中で、今年度はどの程度公募で決めていくのかについてであります。

町では、区域全体を一括して整備することは困難と判断し、都市計画道路等により、任意の11ブロックに分割し、市街地整備の促進を予定しています。現在、町には、土地活用意向のある複数の民間事業者より問い合わせを受けており、今年度のうちに1カ所から2カ所程度の町有地売却に向けて、公募を実施していく予定であります。

3点目の、URから譲渡された土地の年間管理費用についてであります。

URから引き継いだ除草管理業務に加え、住民要望により竹林等の伐採業務を予定していることから、今年度は年間1,800万程度の予算措置を行っております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） 御答弁ありがとうございます。

町内でも約187ヘクタールの土地活用を推進していくことということでしたが、阿見町を含む県南地域では、住宅開発が非常に進んでいます。特に、つくば市等のTX沿線での自治体の住宅開発が活発で、私もその地域にたまに行ったりするんですけども、大規模な開発が行われていると感じております。

町では、つくば市や周辺自治体の住宅開発状況は把握されていますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君） お答えいたします。

近隣市町村の住宅地開発の状況については、町のほうでは把握しておりません。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） 近隣自治体って言ってもたくさんあるんで、なかなか難しいところもあると思うんですけども。ちょっとつくば市さんに私が確認したところ、つくば市では5地区、県やURによって合計1,378ヘクタールの開発が行われています。で、そのうち2地区なんですけれども、776ヘクタールが平成30年度に完成するという予定になっております。776ヘクタールというと、阿見町187ヘクタール、これからやるっていうふうな状況にある4倍になっていて、それが平成30年ということで、ちょっと私としては、想像をはるかに超える大きい面積を開発していくんだっていうふうに感じております。そういう中で、やはりある程度、供給が過剰になってくると、民間業者の動きもやっぱり鈍くなっていくということが考えられると思います。

目標年度を質問しましたが、早い時期にという回答ではありましたけれども、やはり荒川本郷地区のオルティエ本郷でも、20年近く開発がかかっていると聞いております。

難しいことは十分に承知なんですけれども、最終的な、大まかな目標を決めることが開発促進につながると考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） お答えいたします。

荒川本郷地区の187ヘクタールにつきましては、町長の答弁があったように、町のほうで町有地活用のガイドラインを策定をいたしまして、民間の事業者を誘導してまちづくりを進めていきたいと思いますというようなことで、考え方を進めております。その中で、今後、民間事業者の公募をしながらですね、開発を誘導していくっていうふうなのが、基本的なスタンスでございます。

ただし、どうしても需要と供給のバランスもございますので、今の187ヘクタールを道路等

に分けて、先ほど説明したとおり、11ブロックに分けてございます。CCRCですとか、町の民間保育所ですとか、あとは道路ですとか、そういった部分はこれから試しとして、あるいは決まった事業として使うというような方向性の部分は除いてですね、やはり相手側が見つからないと、なかなか公募ができないというふうなところもございます。そういった部分についてはですね、今回、今年度、できれば1地区か2地区、先ほど説明したとおり公募したいというのを説明させていただきましたけれども、これは、やはり相手側のほうから打診があって、そのブロックについてある程度進めていきたいというふうな1つの考え方があるものですから、そういった形で公募していきたいというふうな考え方になっております。

いずれにいたしましても、町としては39町歩で、公共施設ですとか、CCRCですとか、もう決まった土地を除くと約29ヘクタールございます。で、その土地はやはり早目にですね、処分していかなければならないというふうには思っておりますけれども、なんせね、やっぱり需要と供給の関係がございまして、そういった部分も見きわめながらですね、あるいは、その開発事業者あるいは不動産業者に対してですね、情報提供しながらですね、進めていくしかないのかなというふうには考えております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。本当にね、大きい面積なんで、なかなか難しいところもあるんですけども、この2問目の質問に移っていきますけれども、回答のほうで、やはりその中でも11ブロック分けて、まず今年しっかりやっ払いこうという目標をしっかりと示されてるっていうことは、非常にいいことだなと思っております。

その中で、11ブロックに分けて、民間業者へ売却していくことになると思うんですけども、11ブロック全部ということでもいいと思うんですけど、活用目標に達した場合に固定資産税の収入はどの程度見込まれていますか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 固定資産税の部分についてはですね、事業者がどういうふうな事業をしていくかっていうふうなところもやっぱり見きわめなければならぬし、そういった中で、今すぐに固定資産税がどのくらい入るかっていうのを算出するのは、ちょっと困難な状況でございます。ただ、阿見町に譲り受けたその土地ですね、26年以前に、26年度の固定資産税で約1,250万円ほど入ってきたというふうなことがございます。ただ、どうしても開発をした中で、その区域ごとでどういうふうなものが入ってくるか、あるいはその住宅団地なのか、商業施設なのか、いろいろものによっても若干違ってきますので、ちょっと今、全てこのくらいになりますというような試算をしているわけではございません。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番(井田真一君) はい、ありがとうございます。そうですね、実際に、ちょっと将来どうなっていくかとか、本当にどういうのが来るかっていうことで、全然税収が変わってくるとは思うんですけども。今、ほとんど農地山林になっている状態なんで、評価が先ほど言ったように低いと思います。これから道路ができて、宅地ができて、建物が建てば、数倍、場所によっては数十倍となる場所もあると思います。それなので、早期の土地活用を行い、税収増加につなげていただければありがたいなと思っております。

引き続き、3点目の質問なんですけれども、年間の管理費用は現状1,800万円程度ということになっているということで、それが歳出されていると思います。今年、1、2ブロック決めていただけるっていうふうに進めていただければ、引き続き、それが続けば、順調にこの歳出の1,800万円も減っていくことだと思います。

ただ、先ほどから言っているように、土地活用が推進されないと、この毎年1,800万円のそういう歳出が発生しますし、固定資産税の分もですね、先ほど膨れ上がっていく歳入の見込みもありますんで、そういうのがなかなか入ってこないという状況になります。繰り返しになりますが、つくば市に代表されるようにTX沿線では、住宅開発が進んでいます。供給過剰になると、開発業者も積極的に開発しにくい状況になります。無償で譲渡されたという強みを生かし、なるべく価格を下げて公募をかけていき、早期に活用面積をできるだけ増やしていくという努力も必要になってくると感じますが、いかがでしょうか。

○議長(紙井和美君) 町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 不動産鑑定士っていう形でね、やっぱり土地の価格は決めてもらわないと。また、森友学園になっちゃったり、いろいろしたら困ってしまうんで、そういう面。ただ、やはり今、牛久のほうが大抵満杯になってきているっていうことで、まだまだこちらの本郷地区は十分土地があるという、そういう状況なので、何とか土地利用を積極的に進めていって、それでやっぱり土地利用を進めることによってのね、固定資産税、税金等を上げていくっていうこと。これは阿見町にとっては、一番大事な地域に今からなってくんじゃないかな。人口増も、やっぱりその地域じゃないとなかなか進めていけないんじゃないかなと思ってます。今後、やはりライフラインの整備とか、そういう中でね、土地利用ができるような、皆さんが魅力あって、民間の人が参入できるような、そういう状況をやっぱりつくっていくことが一番大事なのかなとそう思っています。

○議長(紙井和美君) 3番井田真一君。

○3番(井田真一君) はい、ありがとうございます。町長がね、今、言われたように、今まで本当にチャンスがあるし、十分に阿見町はすごく魅力がある町なんで、ニーズがあるうちは町長がおっしゃるように大丈夫だと思いますし、町長の答弁にあったように、積極的にやって

いくということなので、それを早期活用ができることを期待して1問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） では引き続き、2問目の人口増加策について質問いたします。

人口増加のためには、先ほども質問しましたけれども、住宅開発等を行いハード面を準備するとともに、ソフト面の住民へのサービス向上や働く場所の充実も必要です。

1点目は、少子化対策には結婚して生活の基盤を町につくってもらう必要がありますが、婚活や結婚支援にはどのように取り組まれていますか。

2点目は、都心からのU J Iターンを促進するためには、働く場所を確保することが不可欠です。町内の工業団地を含む、企業の求人状況はどうなっていますか。

以上2点について質問いたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、人口増加策についての質問にお答えをいたします。

1点目の、婚活、結婚支援はどのような取り組みをしていますかについてであります。

町では、県と茨城県労働者福祉協議会が共同で設立したいばらき出会いサポートセンターと連携して、結婚活動への支援に取り組んでいるところです。町独自の取り組みとしては、平成27年度からNPO法人との協働事業による結婚活動支援事業を進めております。事業内容としては、結婚活動に関する相談窓口の開設と出会いの場の提供として交流会などを開催しております。結婚支援相談窓口については、町民活動センター内に相談員1名を配置して、昨年度の月2回から今年度は毎週水曜、木曜、金曜、土曜、日曜の5日間、午前10時30分から午後4時30分までとし、拡大して相談に当たっております。

また、交流会のカップリングパーティーには、9月16日土曜日と10月29日日曜日の計2回、町内のゴルフクラブやふれあいの森を会場として開催する予定です。さらに、今年度の新たな取り組みとして、「わくわくしゃべらナイト！」と題した婚活レクチャーも兼ねた少人数によるおしゃべり会を、毎月1回、第3日曜日の午後6時から8時まで、町民活動センター内で開催しております。

今後も、いばらき出会いサポートセンターやNPO法人等と連携しながら、結婚を希望される方への支援に努めてまいりたいと思います。

2点目の、町内の工業団地を含む企業の求人状況についてであります。

町では、各種奨励金制度を設け、定住促進を図ってきたところです。特に、平成27年度より一定の基準を満たす町内事業所の従業員が町に転入してきた場合に奨励金を交付する制度を取り入れ、これまで39名の方が町に定住していただいております。

また、企業誘致を推進した結果、圏央道の町内開通等の好条件も重なり、雪印メグミルク株式会社やアイリスオーヤマ株式会社、岩谷瓦斯株式会社等さまざまな優良企業が立地し、阿見東部工業団地は全区画が埋まる状況となりました。

このような中で、町内の工業団地を含むハローワーク土浦管内の最新の有効求人倍率は2.06倍となっており、全国の1.52倍、茨城県全体の1.48倍と比較しても高く、町内事業所にとって、人材確保に苦慮している状況であります。

町としては、企業の人材確保を支援するため、今年5月に茨城労働局と雇用対策協定を締結しました。その結果、首都圏の主要なハローワークで「あみ大好き就活フェア」を周知することができ、今年7月に開催した就活フェアでは、109名の参加がありました。

今後も、茨城労働局やハローワークとの連携により、町外への広報を強化し、町内事業者の人材確保を支援するとともに、UIJターンを促進してまいりたいと思います。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、1点目の再質問に移らせていただきますけれども。答弁にあったように、NPO法人との協働事業を進めているということで、交流会のパンフレット等は回覧でよく拝見しており、出会いの場を増やすように積極的に取り組んでいると感じています。

私も、友人や知り合いの親から相談を、結構、受けることがあるんですけども、そのときに、その相談員の方ともお話しすると、とても親身に対応してくれています。とてもよい協働事業だと思っていますが、これまでの事業実績はどうなっていますか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

NPO法人との、先ほど協働事業ということで、結婚支援相談窓口の開設、それから、出会いの場の提供として婚活パーティーなどの交流会を開催しているところでございます。

平成28年、昨年度の実績といたしましては、相談窓口の開設日数が月2回を基本といたしまして、結果として計17日間、件数で延べ55件の相談がございました。それから、レクチャー講座兼少人数のお話会ということで、相談会ですね、つきましては、開催回数が月1回を基本として、結果として計9回、参加者数が延べ21人ということでございます。さらに、カップリングパーティーということで、これは交流会でございますけども、これにつきましては、昨年度、開催回数が3回、9月の24日、それから、11月の12日、今年のですね、2月25日の計3回開催いたしました。参加者数としましては延べ92人、カップルの成立数が8組というふうになっております。

さらに、本年度の計画といたしましては、相談窓口の開設ということで、先ほどありました

けども、拡大をいたしまして、毎週、水・木・金・土・日曜日の5日間、午前10時半から午後4時30分までを基本として行うということでございます。

それから、レクチャー講座兼少人数のお話会、「わくわくしゃべらナイト！」ということでございますけども、これも毎月第3日曜日の午後6時から8時まで、これは予約制になりますけども、行うということでございます。それから、カップリングパーティー、交流会につきましては、今月9月の16日の土曜日と10月の29日日曜日の計2回を予定しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。

本当にね、業務を拡大していただいているっていうことが、最近よくわかるなと思っております。実際に、私のほうも聞いてみたんですけども、パーティー企画が結構されていますけれども、申し込みがいっぱい、男性はキャンセル待ちが多いっていう状態になってるようです。さらに、NPO法人自体は今年で3年目。2年と少しやってるようなんですけども、実は、その中の会員さんなんですけども、会員の中から、そのイベントとか交流事業以外のところも含めるんですけども、会員で10組の結婚が誕生してるという実績がありますんで、これ結構、私は非常に高い確率、もし交流会以外でもあると思うんですけども。そういう中で、やっぱり担当の方からすると、やっぱりどんな形でもいいから会員を増やしていくことが、いろいろな出会いの機会や前向きな気持ちにつながって行って、結婚という形につながるんじゃないかということをおっしゃっていました。

そういう中で、町として、なかなか難しいことではあるんですけども、会員増に向けた協力とかは何か考えているでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） お答えいたします。

まずですね、県と町の役割分担ということでございます。それで、いばらき出会いサポートセンターの活動に関する町の協力支援ということではですね、啓発活動の協力として、毎年広報あみ、それから町のホームページ、そういったものに掲載して、センター活動を広く周知しているということでございます。また、担当課である町民活動推進課と町民活動センターの窓口パンフレットを置くとともに、結婚活動に関する相談等があった場合にはですね、サポートセンターの事業紹介ともあわせて案内をしているということです。

その運営支援として、毎年、市町村負担金をセンターのほうに支出してございます。それから、サポートセンターからの支援といたしましては、町主催のカップリングパーティー等は

毎回サポートセンターから後援していただいて、チラシやポスターに刷り込みをするとともに、サポートセンターのホームページに掲載され、パソコンとかSNSから情報が得られるように対応していただいております。

茨城県のいばらき出会いサポートセンターは、自治体が運営する結婚活動支援システムにおいては、先ほどありましたけど、大きな成果を上げておりまして、全国的にも高い評価を受けているということでございます。現在、2,600人近くの会員登録数をもって、その中から各自の条件にあう人の紹介、お見合いの段取りまで手厚い対応をして、恋までつなげるという、そういう成果を上げているということでございます。

町は結婚活動に関して、誰もが気軽に相談できる窓口の設置、それから、若い世代の未婚の理由で男女に共通して多い、異性と知り合う、出会う機会がないからへの対応を目的にですね、より身近な相談窓口の設置と出会いの場を身近な場所で提供して、カップリングパーティーなどの企画、開催をしていきたいというふうに思っております。

今後も、県と町、双方の役割を分担してですね、結婚活動をしたい人たちや、その家族への支援に関する利用の選択肢を広げることで、県民・町民の晩婚化への対応、さらには、少子化対策、定住促進へとつなげていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） おっしゃったように、県のほうではかなり結果を出してるということなんで、本当に連携していただいて、どんどんと阿見のほうの会員、茨城県のほうの会員を増やして行って、結婚に成就できるように進めていただければと思います。

結婚はね、最終的に、もちろん当人同士の問題なので、外部がかかわるということには限界があると思います。そういう中で、先ほどからある県とか今回の協働事業だったり、その他のいろんな団体があると思いますんで、町のほうも積極的に協力してさらに成果を上げていただきたいと思い、1点目とさせていただきます。

それでは、2点目の求人状況ですが、2倍を超える有効求人倍率があるということで、働く人にとっては非常によい環境だと思います。

先日、工業会の集まりに参加させていただいたのですが、町内の工業団地に入っている企業経営者の話を聞くと、本当に働いてくれる人がいなくて、本当に困ってるっていう話を聞いて、やはり本当にその切実さが伝わってきました。そういう中で、新規の求人倍率はどうなっているのかと、また、正社員での求人倍率もわかれば教えていただけないでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。

新規求人倍率ですけれども、これは、その月のうちに新たに受け付けた求職者数と求人数によって算出されるものが、新規求人倍率というふうなことになります。これは、全国でですね、これ7月時点でよろしいでしょうかね、済みません。全国で2.27倍、茨城が2.16倍で、ハローワーク土浦管内が4.03倍ということになります。で、正社員のデータはですね、全国、茨城県のところがありませんので、土浦管内で聞き取りをしたところ、7月の部分で正社員は1.94倍というふうなことで聞いております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。

新規で4倍、正社員でも2倍近く倍率があるということは、本当に驚きだと思います。これは、最初にも言いましたけれども、町が積極的に工業誘致を進めて努力した成果が出ているんだなと感じております。

以前は、地方は住みやすいけれどもいい仕事がなくという話がよく聞かれました。しかし、今のデータを聞いたりとか、地元の優良企業さんの経営者の話を聞く限りであると、阿見町にも質の高い仕事がたくさんあるんだなということを本当に感じております。町でも、首都圏の主要なハローワークで、阿見町の就活フェアも実施し、多くの参加者もあったということで、都心の人たちにもU I Jターンの促進に取り組んでいるということで、非常にいいことだなと思っております。ただ、もともと阿見町に住んでいたUターン組っていうんですかね、とは別にしても、都心に暮らす人からすると、まず茨城県、阿見町、まず、なかなかイメージできない人も多いと思います。

そして、仕事がこれいいなと思って阿見に興味を持っていただいても、そういう人たちが阿見町になじめるのかなっていうふうに関心で考える人も多いと思います。今後、さらに都心からのU I Jターンの、厳密に言うとU I Jターンになるのかもしれないですけども、進めていくに当たって、何かいい施策みたいなのは検討されていますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

先ほど町長が答弁したように、町では今年の5月に茨城労働局とも協定を締結いたしまして、雇用の創出、産業の振興、それと移住促進を図っていくというふうなことで、かなり、そういった施策を進めていくというふうなことをございます。そういった中で、町と茨城労働局の中で協議会をつくりましてですね、その中で、もちろんU I Jターンの取り組みも進めていかなければならないし、あと若者、女性、シニア等の雇用対策、あとは雇用創出、人材確保の取り組み等々について、総合的に協定の中で取り組みをしていくというふうなことをございます。

で、そういった中で、5月に就職フェアを開催しましたところ、かつて有効求人倍率が低いときには、どうしても、町内の方々を優先して企業に雇用を働きかけなければならないというふうな1つの施策があったわけですが、こういう有効求人倍率が高くなったというふうなことも含めて、あと茨城労働局との協定の成果ですかね、そういった中で、関東近県、かなり広範囲に阿見町の就活フェアもPRさせていただいております。そういった中で、109名の中で町外の方が48名という半分近い方が来ているというふうな状況もございます。そういった意味合いでは、やっぱりそういう協定の中で町の魅力も発信しながら、UIJターンにつなげるような施策も1つなのかなというふうには思っております。ですので、あとは町ですね、情報発信力、こういった部分についても、十分に力をつけていかなければならないというふうには思っております。そういった中で取り組んでいきたいというふうには思っております。

○議長（紙井和美君） 3番井田真一君。

○3番（井田真一君） はい、ありがとうございます。本当にね、商工関係の産業建設部さんの中での取り組みは非常にやられてると思っております。ただ、やはりそれだけ困ってるっていうこともあるんで、やはり部単位ではなかなか解決していくのが難しいのかなっていうふうなことも私は感じています。私の親もそうなんですけれども、私の親世代ですね、東京や都心から、今から三、四十年前に阿見町へ来た人が多くいます。今、区長さんもそういう転入組の人が多く活躍されていますけれども、そういう人たちの話を聞いていると、本当に阿見町になじみがあって、本当にいい地域だっていうことを感じてられますし、皆さん、この阿見町の居心地のよさを私にも伝えてくれます。私も含めてこのような状況を見ると、今、都心で地方に行きたいと考えている人たちの多くは、この阿見町に来れば、必ず阿見を気に入ってくれると私は確信しています。

ただ、実際に来て経験しないと、それはもう誰もわからないことではありますんで、例えばですね、今、政策秘書課さんとかで空き家の調査をされていて、これから、そういう活用もどうしようというふうな状態になってきたときに、都心から、まずそういう空き家に無償でもらって、阿見町に一、二年住むことで、ここで定住したいなという気持ちが出ていただければ、町内の気に入った場所に住んでいただくのもよいと思いますし、そのような、やはり何ていうんですかねですね、トータルで、やっぱりパッケージとなって阿見町に都心から人を送り込むような施策を考えていかなくては、なかなか本当に各担当の方を聞いてると、非常に積極的にやられてることはよくわかるんで、そういう中で企業さんの状態もありますし、それを積極的に活用できるようなまちづくりを目指していただきたいと感じております。そういうように、これから地域資源をフルに活用して人口増加に取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで3番井田真一君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時からといたします。

午後 1時50分休憩

---

午後 2時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま9番海野隆君、10番平岡博君、11番久保谷充君、15番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は13名です。

次に、5番樋口達哉君の一般質問を行います。

5番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔5番樋口達哉君登壇〕

○5番（樋口達哉君） モーニングアラートが必要な時間帯になってまいりました。議席も大分あきまして、少しテンションが下がっておりますが、気を取り直して頑張ります。

8月4日の茨城県、茨城新聞朝刊に阿見町防災体制を強化、危機管理監採用と記事が掲載されました。その報道内容は、テロや自然災害への防災体制強化を目指し、阿見町は危機管理監を新設、8月3日付で退職自衛官を採用した。任期は採用日から2年間。採用されたのは元陸上自衛隊朝霞駐屯地東部方面総監部監察官室副監察官三等陸佐の押切俊樹さん、54歳。危機管理監は町民生活部交通防災課の副参事、災害時の対応マニュアルを策定するほか、災害対策本部やテロが発生した場合などの対策本部で業務を指揮するというものでした。

思い起こせば、昨年9月の定例会で初めての一般質問をいたしました。防災専門官配置の必要性和可能性について、町長にお尋ねいたしました。町長からは、危機管理監の位置づけや業務内容、処遇等について、設置を前提に調査研究をしておりますという御答弁をいただきました。

あれから1年を経ずして、念願の危機管理監採用配置が早期実現したことは、町民の皆さんの意思でもあり、また、阿見町に迫りくる首都直下地震などの自然災害、北朝鮮の弾道ミサイル等の国民保護関連事案などへの危機意識の高まりの証左であると考えます。何より、町長以下関係各位の御尽力のたまものと感謝いたしております。

また、危機管理監採用に当たり、その条件として防災士の資格に加え、防災マネジャーの資格を追加したことは、今後、国からの補助を得られ、財政上非常に有利であると考えます。

さて、押切危機管理監の今後の御活躍に町民の一人として期待させていただくとともに、阿見町議会議員として、危機管理監を名実ともに阿見町の防災のかなめとして活躍していただくために、どのように運用していくのか。以下について質問させていただきます。

1, 危機管理監の地位, 役割及び具体的な達成目標は。

2, 危機管理監運用の構想は。

以上よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町危機管理監の職務についての質問にお答えをいたします。

押切管理監を採用できたことを非常に喜んでおりますし，ここ地域，地区で防災訓練等ございます。私の地元が最初でしたんですけど，こないだ危機管理監にも来ていただいて，防災訓練をつぶさに見ていただきました。本当にありがとうございます。今後，全区というか，そういう地域をやはり危機管理監には回っていただき，その地域の実情等をよく把握していただきたいなとそう思っております。

それでは1点目の，危機管理監の地位，役割及び具体的な達成目標についてであります。

町では，平成29年4月1日に阿見町危機管理監設置規程を定めており，危機管理監は町民生活部長，交通防災課長の上司の命を受け，危機管理に関する事務を行う地位にあります。また，災害等の緊急事態の発生時には，各課等の長に対し必要な情報の収集及び提供を求めるとともに，事態拡大防止のための必要な措置に関して助言することができます。さらに，危機管理事務を担当する職員を指揮監督し，職務を遂行する権限が付与されております。

危機管理監の役割につきましては，危機管理監は平素から危機管理に関する事務を掌理するとともに，町民生活部長，交通防災課長を補佐し，災害等に対する危機管理に寄与する役割があります。また，間接的ではありますが，町長の危機管理に関する決断，決心等を補佐する役割があると認識しております。

具体的な達成目標についてであります。平素におきましては，防災会議の開催，地域防災計画，国民保護計画，業務継続計画等の各種計画の整備，関係機関等との協定締結，防災訓練の計画及び実施，自主防災組織に対する支援，Jアラート等の情報収集，伝達機器への整備等により危機事象発生の未然防止，危機事象発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を逐次整備するとともに，その実効性を高めてまいりたいと考えております。また，危機事象の発生におきましては，対策本部を迅速に設置して，的確な対応により，被害を最小限にとめるとともに，危機事象収束後に早期に平穏な日常に回復するよう努めてまいります。

2点目の，危機管理監運用の構想についてであります。特に，陸上自衛官としての経験，危険と町の危機管理に活かし，防災減災のための体制整備，緊急事態発生時の的確な対応と町の危機管理のかなめとして，危機管理監を最大限に運用してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） はい、危機管理監の地位、役割、具体的な達成目標等については、平成29年4月1日から施行された阿見町危機管理監設置規程に定められていることを確認させていただきました。平素においては、阿見町危機管理監設置規程に基づき、淡々と職務を遂行され、有事に当たっていただきたいと思います。

それでは、御答弁にもありました災害等の緊急事態発生時、すなわち、有事における危機管理監の地位について確認をさせていただきます。

御存じのとおり、災害等で被災した自治体の混乱や業務の煩雑さは、既に東日本大震災や熊本地震災害等の報道で明らかになっております。特に、自治体も被災し、施設や職員の方々にダメージを受け、その機能が麻痺することが考えられております。

こういった困難な状況の中、町長以下の自治体スタッフは重要な判断を次々と迫られることとなります。町長がいかに強靱な精神と肉体を保持しようとも限界はあります。もしも、町長がけがをして職務を果たせない場合は教育長が、教育長が倒れたら総務部長が、というように有事の指揮序列は規則等で確立されていると思いますが、実際には、担当以外のなれない業務を急遽行うこととなります。さらなる混乱を招くというようなことが、これまでの教訓でわかっております。

さて、1点目の御答弁に危機管理監の地位は、町民生活部長、交通防災課長の上司の命を受け、危機管理に関する事務を行うとありました。さらに、災害等の緊急事態の発生時には、課長と各課長等の長に対し、必要な情報の収集及び提供を求めるとともに、事態拡大防止のための必要な措置に関し助言することができるとあります。

有事において状況が緊迫した状況下でも、町民生活部長、交通防災課長の指揮下で間接的に、町長すなわち災害対策本部長を補佐させるのか、急変し錯綜する災害状況の中、意思決定の段階が多過ぎるのではないかと考えます。

ここで質問ですが、危機管理監が直接、町長、災害本部長を補佐する地位、役割は想定していないのか、お尋ねいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

危機管理監が直接、町長を補佐することの可能性はあることは想定しております。先ほど議員のほうから言いました、阿見町危機管理監設置規程の第5条及び第6条に危機管理監の職務が規定されてございますが、第7条には、その職務のほかに町長は危機管理のために必要と認める職務を危機管理監に兼務させることができると規定されており、この第7条を適用し、危機事象の当時の状況に応じた重要事項の判断と町長を直接補佐する必要性があると判断した場

合には、危機管理監にその地位、役割を付与したいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 危機管理監に直接町長を補佐させる地位、役割を付与するのであれば、どのような職務を付与するのか考えておられますか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

現時点においては具体的に定めてはませんが、元陸上自衛官であったこと等に鑑み、町長の判断や決心を容易にする専門分野ですので、参与や町長の諮問機能のような職務が適当ではないかと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

以上、有事危機管理監の職務を有効に機能させるために重要だと考える点について再質問させていただきました。平素から危機管理監の立ち位置を明確にして、有事の特性である、混乱し想定外のことが起こるといふ点に対処できる体制を整え、迫りくるメガクライシス等に備えていただきたいと思います。

それでは、これらの答弁内容等を受け、危機管理監はどのようなスタンスで危機管理の職務に取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 危機管理監押切俊樹君。

○危機管理監（交通防災課副参事兼課長補佐）（押切俊樹君） ただいまの危機管理監としてどのようなスタンスで職務に取り組んでいくかの質問につきましてお答えいたします。

まず、危機管理監の地位、役割、具体的に達成すべき目標につきましては、先ほどの答弁のとおり、私自身も任務分析、職務分析を行い、深く認識しているところでございます。

また、私の危機管理の認識でございますが、これは当然であります。危機管理とは町民を脅かすあらゆる危機事象を想定し、その事象をもっとも最悪のレベルで見積もり、平素からその対策、体制等を整備して未然防止と被害の軽減を図れるよう備えるとともに、危機事象が発生した有事の際には、迅速な初動、的確な対応により、被害の局限を図り、危機事象の収束につきましては、努めて早期に平和な町に復旧することにあると考えております。

これらの認識のもと、危機管理監として具体的に取り組むべき事項でございますが、当面の脅威であります弾道ミサイル対応、発生が危惧されている首都直下地震、南海トラフ地震等の巨大地震、異常気象等季節的な特性からくる豪雨や台風の頻発、突発的に襲来する竜巻等の危

機事象に対し、現体制により、迅速かつ的確に対処しつつ、平時におきましては、実効性ある各種計画、マニュアルの作成とその検証と逐次の見直し、防災訓練等の計画実施による自主防災組織、役場職員の災害等危機事象に対する対処能力の向上、関係諸機関との協定締結の促進と連携強化、各行政区の防災リーダー等の人材育成等を確実に実行することであると考えております。阿見町の先人の方々が長年積み上げてまいりました危機管理体制を踏襲しつつ、それらをより一層整備し、その実効性の向上に取り組みたいと考えております。

また、災害等の発生時の有事の際におきましては、平時から整備しました体制と実力を遺憾なく発揮し、町長を積極的に補佐し、町長を核心として組織力を持つて的確に対応できるような体制を整備してまいりたいと思います。

突発現実に対処しつつ、短期・中期・長期のレンジで体制を整備し、町民の皆様の安全を確保するとともに安心していただけるよう、陸上自衛官として培いました知見と精神要素を生かし、全体の奉仕者として、危機管理監という職務に精励邁進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。話し方の似ている方にお会いできて非常に心強く感じております。

災害を押し切って、ぜひ阿見町に安全安心を確保していただきたいと思います。

これで1問目の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 次の質問に移らせていただきます。

8月29日早朝、北朝鮮が発射したミサイルへの対応について御質問させていただきます。

皆さん既に御存じのとおり、8月29日の5時57分ごろ、北朝鮮が弾道ミサイルを北東方向に発射いたしました。午前6時5分ごろから7分ごろには、北海道渡島半島、襟裳岬付近の上空を太平洋に向けて通過したそうです。発射された弾道ミサイルの最高高度は約550キロにも達し、約2,700キロ飛んで、午前6時12分ごろ襟裳岬の東1,180キロ付近の太平洋上に落下したそうです。

Jアラート及びエムネットは発射から5分後の6時2分に送信。この際、日本国内への落下のおそれはないとして自衛隊による迎撃措置は実施されませんでした。政府は発射を受け、直ちに北朝鮮に対し、北京の大使館ルートを通じて、厳重に抗議し、最も強い表現で断固として非難したそうです。

また、安理理事長国に対し、国連安保理の緊急会合の開催を要請しました。当日の午前、安倍総理はトランプ大統領と、河野外務大臣はティラソン米国务長官とそれぞれ電話会談を行い、

今回のミサイル発射は、レベルの異なる脅威であることを確認するとともに、日米及び日米間で引き続き連携していくことで一致し、国際社会と連携し、さらなる圧力効果を図っていくようです。

これらに鑑み、関係する国会議員から、多くの国民は避難訓練の経験がないため、警報発令後とるべき行動がわからなかったという指摘や、イージス・アショア、地上配置型SM3の配備のための調査を早期に行うべきとの意見を出しました。

以上のように、懸念していた事項が起きてしまいました。

6月の議会の一般質問で、阿見町のJアラートの準備状況は万全かについて御質問をさせていただきましたが、その際の議論を彷彿させるような事態を目の当たりにいたしました。今回は本事態に直面し、阿見町がとった対応等について、御質問させていただきます。

1つ、8月29日早朝、北朝鮮がミサイルを発射したが、政府から発表された対象地域に茨城県が指定された際、阿見町の対応は。

2、町民からの問い合わせ等があったか。

3、今後改善を要する事項があったか。

以上についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 北朝鮮が発射したミサイルに対する対応についての質問にお答えをいたします。

1点目の、8月29日早朝における北朝鮮によるミサイル発射に伴い、政府が発表した対象地域に茨城県が指定された際の町の対応についてであります。

ミサイル反射直後からエムネット、Jアラート、防災行政無線放送等の各種情報を受信、伝達機器は正常に機能いたしております。

役場職員の対応につきましては、6時25分に町民生活部の交通防災課長以下5名の緊急登庁により、警戒配備体制を確立し、ミサイルに関する情報収集、牛久警察署、阿見消防署及び陸上自衛隊武器学校との通信連絡による被害の有無、相互の体制の確認等を実施して対応いたしました。

2点目の、町民からの問い合わせ等があったのかについてであります。

町民からは7件の問い合わせ等があり、その内容につきまして、Jアラートがうるさい、具体的な対応方法を教えてほしい等でありました。これを受けて、避難行動等の町民への普及徹底につきましては、9月中に各行政区ごと、弾道ミサイル発射時における避難行動等に関するチラシを配布し、周知を図る予定であります。

3点目の、今後改善を要する事項があったかについてであります。

ミサイルが太平洋上に落下したことを確認し、各種の情報から危機事象が収束したゆえの安全情報を町民に提供しなかったことが、改善を要する事項であると認識しております。

今後、町民に対する安全情報の提供について検討するとともに、有事の際に町民が最低限、自分の身を守るべく適切な行動がとれるよう、避難訓練等を計画し、実施し、その普及に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 8月30日の各社新聞朝刊には、北朝鮮の発射したミサイルに関する記事が紙面を覆っておりました。その中で、茨城新聞の朝刊では、近隣市役所職員の情報収集の様子や記事として「生きた想定訓練」という見出しが載っておりました。

内容ですが、1カ月前の7月29日に、ミサイル飛来を想定した住民の避難訓練を行ったばかりの近隣A市は、当日午前6時10分、これはJアラートから8分経っておりますが、庁舎内に対策本部を立ち上げ、被害状況の確認に当たりました。対策本部の職員は、県や警察、消防と連絡をとり合い、収集した情報をホワイトボードに次々と書き込んでおりました。対策本部は午前8時半に解除されました。職員は、「ミサイル発射を想定した訓練が生きた形である。大きな混乱もなく、迅速に情報収集することができた」と話していたそうです。

今回は、ここでの論点は、A市が6時10分に対策本部を立ち上げ、阿見町は6時25分だったというような、緊急登庁の早い遅いではなくて、担当職員自らがいかにミサイルの被害を避けつつ、かつ速やかに登庁体制をとるかというふうな考え、質問をさせていただきます。

そのためには、最悪のケース、すなわち近傍にミサイルが着弾した場合のことを考慮しつつ行動し、なおかつ安全を確保しながら、速やかに災害対策本部としての体制をとる必要があると思います。

こういった観点で、今回の対応がなされていたのかどうかお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

8月29日の北朝鮮による弾道ミサイル発射への対応は、交通防災課長以下5名による警戒配備体制で対応したところでございますが、自宅において、Jアラート情報の第1報、第2報により情報収集するとともに、身の安全を確保した後に緊急登庁した職員が大半であったため、6時25分に警戒配備体制確立となりました。やはり、弾道ミサイル対応に限らず、職員の被災は公助等に重大な影響を及ぼすことから、職員が被災しないことは極めて重要であると考えており、今後も状況判断をしっかりと行いながら、万全な対応がとれるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

2点目の御答弁にあります、町民からの問い合わせ等ですが、7件と非常に少なかった感じを受けます。しかしながら、問い合わせにあった具体的な対応方法を教えてほしいというのは、町民の方々の正直な声であると思います。

一部の方々からは、防災無線の警報音がJアラートのミサイル警報だとわからなかったというような声もありました。（警報音）という警報音。もう皆さんは承知されてると思いますが、政府のホームページからこの警報音を聞いて承知していた人はごくわずかだと思います。

以上の教訓に基づき、9月中に各行政区ごと、弾道ミサイル発射時における避難行動等に関するチラシを配布し、周知を図る予定とありますが、具体的にはどのようなものを配布する予定なのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えします。

9月中に配布予定でありますチラシは、町民から具体的な対応方法を教えてほしい、どこに逃げたらよいのか等の問い合わせが平素から聞かれることから、内閣官房の国民保護ポータルサイトに掲載されております、弾道ミサイル落下時の行動についての内容をもとに、阿見町の地域の特性等を踏まえ、5分以内に得られる最善の身の安全確保や自動車等の乗車時にはJアラート情報は聞き取りにくいといった場合の対応について、より具体的かつ現実的な内容のチラシを作成いたしまして、各世帯にですね、配布したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

3点目の答弁にありました、今後改善を要する事項ですが、危機事象収束宣言ができなかったということですが、これに関して検討の方向性はお持ちでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

今後、具体的に検討することになりますけれども、既存の防災行政無線による放送、あみメール等の複数の情報伝達手段により、町民に安全情報を提供するとともに、既存の情報伝達手段が被災した場合は、役場が保有している拡声器付きのミニパトロールカーや消防団指令車等による町内巡回等あらゆる手段を駆使して、町民に安全情報を提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 5番樋口達哉君。

○5番（樋口達哉君） 御答弁の最後にありました、有事の際に、町民が最低限自分の身を守るべき適切な行動がとれるよう避難訓練等を計画実施し、その普及に努めるということは、非常に重要なことだと思います。

防災の最大の敵は、無知識、知らないことと無関心だと考えています。危機管理監におかれましては、着任後、課題山積みのこととお察し申し上げますが、阿見町の減災防災の充実は、危機管理監の双肩にかかっているといっても過言ではないと思います。

なお、防災に関しては特別なことばかりでなく、安全確保のABCというのを皆さんご存じだと思いますが、A、当たり前のことを、B、ぼーっとしないで、C、ちゃんとやるというようなことにもありますとおり、当たり前のことを当たり前にできる防災体制を目指して、日々淡々と備えていただくことを要望して、本質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで5番樋口達哉君の質問を終わります。

次に、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

12番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。今日5人目の最後の一般質問となります。

今日、前回に続いて公益事業についての質問をさせていただきますが、実りの多い充実した一般質問になるかと期待をしております。

それでは、通告に従い質問いたします。

前回6月の定例会において、公益事業について質問をしました。今回はその続きの質問をさせていただきます。

シュタットベルケとは、ドイツにおいては約150年の歴史を持つ自治体出資の公益事業体です。日本においてはなじみがないため、理解をするのに時間が必要であると考え、前回は深い内容は話をしませんでした。

前回、京都大学大学院の経済学の教授である諸富徹先生の論文の一番初めのところを引用させていただきました。今回も、再度その部分を引用させていただきます。ちなみに、この諸富教授は環境経済学が専門です。要は、環境と経済の関係はどのような相関関係、相互関係であるのか、それを研究した学問です。

さて、福島第一原発事故後、エネルギーが極めて優先順位の高い政策課題となった。国にとっただけでなく、自治体にとってもそうである。特に、再生可能エネルギーは、その賦存が本質的に分散型であるために、あらゆる地域にとって新しいチャンスをもたらす、地域で発電事業に取り組み、固定価格買い取り制度の下で、売電収益を稼ぐというシナリオを描くことも可

能となった。しかし、そうした事業を域外の大手企業に委ねる地域と住民や地元企業が自らが取り組む場合とで、再生可能エネルギー事業が地域にもたらす影響は大きく異なってくる。本校は再エネ事業から生まれる利益を域外に流出させることなく、地域に取り込むにはどうすればよいかを論ずる。その有力な方策の1つは、自治体エネルギー公益的事業体を創設し、地域の再エネ事業の中核に据えることである。本校ではドイツのシュタットベルケを参照基準としつつ、最近、日本で相次ぐ自治体エネルギー公益的事業体の創設に焦点を当て、その意義と今後の展望を考える。これは、執行部にも、また町長にもたしかこの研究論文はお渡ししてあったと思います。

さて、前回、町長答弁の最後には、町にとって何がプラスなのかと、これからさまざまな研究をしていきたいという答弁がありました。その後、7月14日には、茨城大学の水戸キャンパスにおいて、日本一先進地である福岡県みやま市のみやまスマートエネルギーの取り組みについて講演会があり、多数の職員の参加がありました。ちなみに、県内の自治体では阿見町からの参加が一番多かったようです。

また、9月6日には、環境省主催で自治体向けの研修会が開催されました。この研修会は、各自治体1名の参加枠で全国から約80名の枠しかないところを、町から1名参加をさせていただき研修を受けてくることができました。

私もこの研修に参加をしたかったのですが、自治体職員対象のために、一般参加の枠で、もし抽選で当たれば参加できる、そういうことでしたので、ネットでエントリーをして抽選の結果、当日当たりまして参加することができました。私としても、また町としても、この数カ月で多くの情報知識を得ることができたと思います。

さて、この研修会はドイツの日本大使館の参事官川又孝太郎氏が日本の将来を考えたときに、現在の人口減少がまだまだ続く、そして、現役世代の減少による税収の減少、また、将来それに伴い住民1人当たりのインフラ整備に係る負担が大きくなり過ぎ、税収のみで地域社会のインフラを維持することは困難になる。社会全体の持続性がどうになってしまうのか、何かよい方法はないかと考えたとき、この赴任先のドイツのシュタットベルケに学ぶべきであると考え、環境省主催の研修会が開催されました。

当日は、ドイツの環境省の方も来られ、またシュタットベルケを運営している、また向こうの市長の方も来られて、同時通訳を聞きながら、朝から夕方まで丸一日多くのことを学ばせていただきました。

私は、以前、町長に再生可能エネルギーの推進をすべきであると提案したとき、将来この事業を通して地域経済を発展させたいと考えていました。豊かな自然環境に恵まれた地方がなぜ豊かにならないのか。ある勉強会に参加したときに、このようなことを学びました。地方で稼

いだお金は全て中央、東京の本社のある事業体において消費をするために、地域内でお金が循環しない。全て中央に運ばれてしまう。地方は物を消費するにしても、さまざまなサービスを受けるにしても、中央に持っていかれていってしまう。この経済のサイクルを再生可能エネルギーをもとに、地域内循環経済で豊かにしたいと思い、このとき提案をしました。そのときは阿見電気という言葉を使い、工業団地の周りに約80ヘクタールの再生可能エネルギー施設をつくると、町内の一般家庭の電気がほぼ賄える。このような計算をして予測をしました。また、その話を、そのときに町長にしたことを覚えております。

今は、阿見シュタットベルケと言わせていただきたいと思います。日本の社会全体を見ても、これからのエネルギー問題は避けて通れません。ある地域で、集中的にエネルギーを生産していくことから、地域分散型にシフトしていくことは間違いのない方向性です。原子力に依存せずに、持続可能な地域社会を今こそつくり始めなくてはなりません。

以前、勉強会である研究者が言われていたことは、地域でエネルギーと食料が自給できれば、その地域は経済的にも非常に豊かになると言われていたことを思い出します。まさに、地方の町である阿見町は、もっともっと豊かになる可能性を持つてる地域であります。

前回も話しましたが、経産相の電力自由化の改革プログラムにより、昨年4月から一般家庭の電力の供給も自由化になりました。これにより、超高電圧、高電圧、低圧と全ての電力売買が自由化になりました。まさに、電力をめぐる環境が大きく変わったということになります。

私たちの子供を含め、未来を託す若者たち全てに、この問題解決を押しつけていくのか。それとも、今から未来の若者たちの負担となることを避けるために、今生きている私たちが問題解決の先駆けとして挑戦し、新しい事業に取り組むのか。そのことを念頭に入れて、町長を初め、執行部、議会ともに理解が深まることを願い、質問をいたします。

それでは、質問いたします。

公益事業について。

1つ目、公益事業体の発展性をどのように考えていますか。

2点目、町において電力の売買での事業体を推進したときのメリットをどのように考えていますか。

3点目、みやまスマートエネルギー社の事業体における収益により、住民からの要望に応じたサービスを提供することについて、町はどのように捉えていますか。

4点目、この事業を推進するとき、県との連携協力はどのように考えていますか。

この4点を、まず質問をさせていただきます。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） それでは、公益事業についての質問にお答えをいたします。

1点目の、公益事業体の発展性をどのように考えていますかについてであります。

公益事業体とは、地域の自治体や企業が中心となり事業を立ち上げ、地域外に流出していた所得を地域内にとめる経済効果や雇用の創出を図り、公共の福祉の維持向上を目指すものと捉えておりますが、その発展性の鍵は住民本位の視点から、価格競争よりも住民満足度の最大化に着目することが肝要と考えております。今、言ったとおり、やっぱり住民の満足度が非常に大事ではないかなと思っております。

2点目の、町において電力売買での事業体を推進したときのメリットをどのように考えていますか及び3点目の、みやまスマートエネルギー社の事業体における収益により、住民からの要望に応じたサービスを提供することについて、町はどのように捉えていますかについてであります。

福岡県みやま市における公益事業体の取り組みは、自治体や企業が中心となり、電力エネルギーの地産地消に取り組むことにより、経済効果や地域雇用の創出が図られるメリットがあるとともに、公共の福祉の維持向上を図っている好例であると評価しております。

4点目の、この事業は推進するとき、県との連携協力はどのように考えますかについてであります。

公益事業体の取り組みについては、調査、情報収集段階であります。まず、町民の理解を得られるよう、さらなる先進市事例の調査や町に当てはめたシミュレーションを行いながら、県や大学との連携も視野に入れた検討を進めていくことが必要であると考えております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

前回、質問させていただいたときは、まだ理解がなかなか得るのにちょっと難しい、なじみのない事業体でもありましたんで、余り深いところは、話はしなかったですが、今回先ほども話をしました県の研修会にも多くの職員の皆さんが参加することができ、これは町長のほうから押し出しをしていただいて、多くの人を出させてもらった。また、環境省の勉強会においては、本当に、朝から夕方まで丸1日、ドイツ語の同時通訳を聞きながら、こういうことはなかなかふだん経験できないようなそういう勉強会、研修会で、非常にシュタットベルケに関しての理解は深めることが私自身もできました。

ここで再質問させていただきます。そうやっていろいろ研修をし、またお互いに学び合う中で、シュタットベルケに関しても、職員の執行部の皆さんも、多くの理解をされたと思うんですが、まず、このシュタットベルケ、どのような事業体なのか。その辺、ちょっとお聞きした

いと思います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

先ほど冒頭に、川畑議員のほうからもドイツのシュタットベルケということで、触れられていたと思うんですけども、私も、最初ちょっとなじみがなくて、どういうものだからということではわからなかったんですけども、一応調べた中でですね、ちょっとお話しさせていただきます。

ドイツのシュタットベルケは、約150年前からガス供給や上下水道、電力事業、公共交通サービスなど時代の変遷とともに、社会のニーズに合わせたサービスを提供してきた、自治体が出資する公益事業体ということでございます。現在、ドイツには約1,400のシュタットベルケが存在しておりまして、そのうち、およそ900はエネルギー事業を主軸として、市民生活に密着した広範囲なサービスを提供しております。その経営は民間に委ねられており、事業等から得られた収益を地域に還元し、地域経済の活性化につなげている事業体であると認識しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。

シュタットベルケ、約150年の歴史がある。150年前の日本は、ちょうど明治維新ですね。ですから、当時としては、日本が明治維新、徳川から明治にかわるその狭間のその辺のところからシュタットベルケが存在して、公益事業体として、ドイツの場合はずっと存続してきた。さきの第二次世界大戦を通してそれが続き、EUに入ってから、ドイツはそのまま勝ち残って今もいます。

で、1つはドイツが各地域で非常に経済的に安定して強い。EUの中でも、ある意味で一人勝ちなんですよ。で、イギリスあたりは経済的な部分から見ると、ドイツの一人勝ちでもしろくないっていうんで、それだけが原因じゃないんですが、そういうところもあって、離脱の方向にいったということを行っている人もいるようですが、そういう中でシュタットベルケってというのは、その時代の変遷の中でさまざまな事業を行ってきました。

公益的な事業なんで、例えば、初めは公共交通で、かなり路面電車とか交通で儲けてたときは、その利益でほかの事業体をフォローして住民サービスをしていた。今は、エネルギー事業が非常に利益が上がってくる。それにおいて、住民が必要とする足りないところ、サービスがどうしても必要なんだけど、それ単独では運営ができないところへ、この得た利益を回して、それを運用してく。ですから、得た売電、またエネルギー関係で得た利益で、地域の公共交通

を運行したり、また、温水プールの運営をしたり劇場を運営したり、また、さまざまなことをやっています。当然、上下水道、そしてまたガスであるとか熱源であるとか、さまざまなことをまとめて、このシュタットベルケがやっているというのが、ドイツの現状であります。時代の中で、どんどんどんどんサービスの内容も変遷し、変わってきてるといったところも言っております。

さて、次に、これはちょっと話が飛びますけども、基本中の基本で、憲法に定める地方公共団体の役割っていったところは一体何なのか。ちょっとそれを再度。当たり前のことで皆さんわかっていると思うんですが、お聞きしたいと思います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

憲法に定める地方公共団体の役割とは何かということでございます。地方公共団体の役割でございますけれども、日本国憲法におきましては、第8章の中の、すなわち第92条ないし第95条により、地方自治について規定しているところでございます。具体的な地方公共団体の役割そのものは、地方自治法第1条の2、第1項において、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと定められております。ということで、そのことかというふうに思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。まさにそのとおりで、別の言い方をすると、基本的な人権の実現、一人ひとりの幸福を追求する権利、または、そういうことをきちんと担保するのを市町村で行うということになってまいります。

このシュタットベルケが今日の命題なんで、この後に続く質問で、町長にちょっと話は変則的なんですけども、まず、この阿見町は好きかどうか、それをお聞きしたい。と、町の今の現状課題はどういうものがあって、その解決方法として、主にどういうことをやってらっしゃるか。雑駁で結構なので、お話しいただければと思います。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私、最初に町の議員として出てきたときに、青宿区民の皆さんに集まっていたいて、どういうキャッチコピーがいいのかっていろんな話が出ました。それである若手の区民がね、「阿見町が好きです」。あ、これってね、やっぱりピンと来たんですよ。「阿見町が好きです」そのとおりですよ。私も今年で70ってということで、その間、じゃあ、何年ほかに行ってたかっていうと、3年ぐらいなんです。ほかの地域で暮らしたっていうのは。神戸で暮らしたり、東京で暮らしたりっていうのがありますけど。そのほか67年間はこちら

にいたわけですから、やはり阿見町はすばらしい町だなと。本当に、こういう立場にも立たさ  
していただいて、より一層、やっぱり阿見町を阿見町民と一緒にすばらしい町にしていきたい  
など、そういう思いをしております。

やっぱり一番の問題点は、どうやったら懐を——課題はいろいろありますよ。課題はいろい  
ろあったにしても、やっぱり懐ぐあいをよくするか、阿見町の財政をよくするかっていうこと  
が一番大事だなという思いをしております。そういう中で、本当に行革だ何だいろいろやっ  
てきましたけど、これはなかなかね、相当人員も少なくしたり何だりして、いろんなことをやっ  
てきたにしても、今後絞り出すより以上に絞り出そうとしても、なかなか難しい面があるとい  
うことです。

前にも言ったとおり、太陽光発電にしても、町がやればこれだけの利益が出るよっていうも  
のも皆さんにお話ししたりしたけど、なかなかそれは現実にならなかったと。やはりどうやっ  
たら、町の財源をやっぱり多くしていくか、それは先ほどの井田議員の質問においてもですね、  
やっぱり、荒川本郷地区の土地利用を進めて、やっぱり固定資産税等の税率を上げていく。あ  
と、吉原の区画整理事業。東部工業団地においては、全社入りまして、これも5億以上のお金  
が入ってくるんじゃないかなって。今度は、吉原の区画整理事業もようやくダイワハウスが8  
月末に操業しました。まだまだ残っております。この土地利用をやはりここ5年ぐらいでやっ  
てかないと、また売れ残ってしまうんじゃないかなと。そういう面での土地利用を積極的に県  
と一緒に進めていって、やっぱり財源確保していく。

今回の、やはり川畑議員の1つの問題提起をしていただいたのも、これもやっぱり財源をい  
かに町民とともにっていうね、町民を主体とした中で、うまく巻き込んで財源をつくっていこ  
うよ、そういう趣旨で質問されていると思います。

やっぱりできることを、今、積極的にやっていくっていうことが阿見町にとっては大事じゃ  
ないかな。むしろ、最終的には人口減少は必ず起きるわけですから、それに向かって、やっぱ  
り、財源を豊かにしないことには、今後ね、新しいことはなかなかできないけど、補修とか修  
繕、そういうものはどんどんどんどん重なってくると思うんでね、そういう面での財源も必要  
だし、扶助費も年々やはり上がってくる。そのためには財源確保をどうしていくかっていうこ  
とだと思ってます。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。「阿見町が好きですか」って聞いて、町長  
は「好きです」。当然だと思いますね。実は、これは当然、財政上、将来的な推移見ると、間  
違いなく不足をしてきて、じゃ、どこがそれを担うのかというと、その地域のことは、多分、  
地域でやっていかなきゃいけないになってくると思います。

シュタットベルケは、この売電事業に関しては、例えば、電力を安いところから買おうと思うと、ネットで5分もあれば、電力会社幾らでも変更できる。でも、地域住民の7割、8割の人はそれをしないで、その地元の地域の会社から買う。結局、その根幹にあるのは何なのかというと、地元愛なんですね。我が地域は我が地域でやっぱり支えていく。そこから、自分たちが参画して購入することによって、その地域に利益が還元されて、この地域が持続可能な地域になってくるといったところが、このシュタットベルケの1つの存続できる大きな要因になってるって思います。

で、もう1つは、地方自治体が出資する公益事業体。日本だと第三セクターっていうのは、非常に悪いイメージがあるんですが、そういうものでは向こうではなくて、全く出資は自治体が、何割やるかはその市町村によって、日本の場合なんかは違ってますが、経営に関しては、要は、ドイツでは出資はするけども口は出さない。経営は経営のプロに任して、その運営事業をやってもらう。そこからしっかりと利益確保して、必要なさまざまなインフラサービスであったり、さまざまな住民サービスを行うっていうのが、ドイツのシュタットベルケの役割です。

そこは、やっぱり地域の会社にしても、地域に住んでる住民の人たちにしても、この地域愛、郷土愛といったものが、やっぱり根幹になってるんで、やはりそういうところを根幹として、みんなで支えていけば、これは将来非常に大きく発展していくのではないかって聞いてまいりました。

次に、今、このシュタットベルケに関して、県または国の取り組み状況、各市町村の取り組み状況、掌握してましたら、お話ししていただきたいと思います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

エネルギービジネスを活用して地域の課題を解決するため、新たに日本シュタットベルケネットワークが立ち上げられ、注目が集まっているというふうに聞いてございます。このネットワークには、北海道下川町、宮城県東松島市、埼玉県所沢市、愛知県岡崎市、奈良県生駒市、鳥取県米子市、福岡県みやま市など、21の自治体と17の企業が加盟し、新電力を立ち上げようとする事業の計画づくりの支援や、先進的な取り組みの情報共有、政策提言などを進め、再生可能エネルギーの地産地消を進める起爆剤となるのではと考えられております。

また、先ほど川畑議員のほうからありましたけども、県では7月14日に茨城自然エネルギーネットワーク主催で、みやまスマートエネルギー株式会社による講演会が開催され、県内からは阿見町9名のほか、東海村、鹿島市、土浦市、常陸太田市、水戸市、結城市の合計7市町村が参加しました。

国におきましては、今月の6日、環境省地球環境局国際連携課によるドイツシュタットベル

ケのノウハウを学ぶ講演会が開催され、茨城県からは龍ヶ崎市と当町の職員1名、それから、川畑議員のほうで出席していただいたというところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） いいですか。はい、ありがとうございます。今、7月の14日の講演会、そしてまた先日の環境省のこの研修会。ある意味で、県内においては、また周りの近隣の近隣の自治体においても、阿見町としては、ある意味で非常に意識が高い自治体のうちに、私は入ってるんじゃないかと思っております。これは、ある意味で、トップランナーでいろんな事業を進めていくのか、みんながやって後からついていくのかでは、事業の規模、またいろんな効果が全然違ってきちゃうっていうことを考えると、今、さまざまな情報を仕入れながら、検討を進めていく中で、これは、やはり町としてもトップランナーとして私は走っていくと、周りの近隣も大きく影響していけるし、阿見町としても非常に大きなメリットがあるんじゃないかと思っております。

さて、このエネルギー問題に関しては、そもそもが気候変動をどうするかといったところから、再生可能エネルギー、この話が出てまいりました。で、今、冬場の北極海、日本の砕氷船を使うと船が通れます。バキバキに凍ってるわけじゃないです。ですから、石油で中東っていうか、ロシアから、どこからでもいいんですが、もし、運んでこようと思うと、中東を経由しなくても、北極海を経由して非常に短い距離で運んでこれるといような、それくらい、今、気候変動が変わってきている。そういう中において、町においての、この地球温暖化についての今までの対策、またどういうことを考えてやってこられたか。ちょっとお話いただければと思います。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。

現在、化石燃料の大量消費や森林の伐採により、温室効果ガスの濃度は上昇していると言われております。町独自の取り組みといたしましては、住宅用LED補助金制度を行うほか、節電キャンペーンやレジ袋の削減運動等のPR活動、また茨城エコ事業所登録制度など、国や県と連携したCO<sub>2</sub>排出量の削減に向けた対策をですね、行っているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。さまざまな取り組みで、省エネ、再エネ、町は周りの近隣の自治体に比べても進んでいるのではないかと思います。それはここに1つに公益事業体としてまとめることによって、非常に阿見町自体が自給自足が可能な、そう

いうスマートシティになっていく可能性は十分あると私も思っております。今回、茨城エコエネルギーネットワークの講習会にも行き、先日、環境省の主催の研修会にも一緒に行った岡野課長、いろいろと感想はあるかと思うんですが、ちょっと行ってきた率直な思いをちょっとここで話ししていただければと思います。

○議長（紙井和美君） 商工観光課長岡野栄君。

○商工観光課長兼消費生活センター所長（岡野栄君） 先日、東京で行われました研修会に行っていました。9時から5時過ぎまで行いまして、シュタットベルケについて学習しました。

シュタットベルケは、日本でこれから進めようということですが、エネルギービジネスにより一定の収益を確保し、その収益を活用して、地域の抱える課題を解決しようというものでございます。

自治体が出資する事業体ということで、先ほどもありましたが、第三セクターを思い浮かべる人が多いかと思いますが、資本と経営を明確に分離することで、明らかに第三セクターとは違うというふうなことでございました。経営は経営のプロが行うということでございます。

何が変わるかといいますと、エネルギー消費——電気代ですけれども、によりまして地域からお金が流出する仕組みを地域でお金が回る仕組みに変えると、地域内資金循環が進むということでございます。エネルギーの地産地消により新たな地域経済基盤を創出することができるということございました。地域経済の活性化につながり、あわせて地域課題を解決できるということですので、大変魅力的な事業であると感じました。

しかしながら、この事業の損益分岐点が契約電力5メガというふうに資料には書いてございました。本来ですと、公共施設だけでこの5メガがそろえば安定した経営が成り立つということでしたが、町内にまずそのような電力消費があるのか検討する必要があるんじゃないか。また、町民に受け入れられる高い理念を掲げることができるのか。その辺が大きな課題になってくるんじゃないかと感じました。

いずれにしても、まだまだ調査不足ですので、先日設立されました日本シュタットベルケネットワークに加入するなど、関係団体と連携を図り、情報の収集、調査、研究をすることが肝要ではないかと感じました。

以上です。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。ちょっと最後の4点目の質問の答弁と今あわせて、私のほうから一言。みやまスマートエネルギーの収益に関しては、8割が大手の工業団地、工場とか企業体が利益の8割を担っている。で、住民の方からの電気を買っても

らった収益っていうのは2割だそうです。

みやまは、今まで非常に何年もいろんな国の特区を利用したりして、さまざまなことを取り組んできた中で、ほかの地域と比べたらかなり先進的に住民の理解を得、周りの企業の理解も得た中で、急速にここまで、2年間で発展したのかなっていう気はいたします。

そういうところを見てきますと、この阿見町の潜在的な、このポテンシャルっていうのは、この工業団地の企業も一緒になって、どっから電気を買うのも一緒であれば、その地域に立地してるのであれば、その地域のために少しでも役に立てればということで、賛同得られれば、非常にこれは町としても大きな資源になってきますし、その部分を使って住民サービスをするということになると、さまざまなことがこれから考えられてくるとは思いますが、非常に広範で潤沢なサービス提供も、当然これは可能になってくる。今まで税金を投与して、何とか対応しなくてはいけない事業なんかも、ものによっては全部、こちらの阿見シュタットベルケをつくれば、こちらで事業運営をして、町からの財政的な出資をなくして、そちらの運営で賄うということも、これは将来的には、育てていけば十分可能な事業体であると思います。

また、県の施設もあります。国の施設もあります。また、県・国に関しても、この茨城において先進的にこの阿見町が取り組むということになれば、持っていく方によっては非常に大きな協力を得られると思いますし、阿見町発で、この茨城県内の自治体自体も、やはりどんどんどんどん一緒になって豊かになっていけるような、その初めのトップランナーとして走ることも十分可能だと思います。

ちなみに、これはちょっと話ずれますけども、国交大臣が石井啓一さんがやっています。先日もちょっと話を聞きましたら、今、首都直下型地震を考えてみたときに、東京湾、東京近郊に流通の拠点が集まっている。それはやっぱりリスク回避をしなければいけないんで、その拠点をどこに求めるか。そうすると、港湾がある、また高速道路網が発達したこの東京に近い茨城が非常に大きな候補地として上がってきている。ですから、近い将来、茨城がある意味で、その流通網の物の流通の拠点となる時が、間近にこれは来ると思います。そうしますと、高速のインターがあるこの阿見町なんていうのは、非常にそういう部分からすると、その潜在能力、ポテンシャルっていうのは、まだまだ利用価値も上がり、魅力的なところにもなっていく中で、その地域が発展していく。それとともに、この公益事業体シュタットベルケを立ち上げて、ともに今のうちから発展させていくことによって、将来の若者たちへの負担軽減であったり、また、この阿見町の維持、持続可能なまちづくりの礎となるような、今、時期ではないか、こう思っております。

そこで、最後に町長に質問したいんですが、今、岡野課長のほうからも、この日本シュタットベルケネットワークの話が出ました。これは正会員は入会金が50万で、年会費が30万ってい

うのがあんですね。賛助会員は入会金ゼロなんですけど、年会費が15万。で、賛助会員の中で地方自治体があるんですが、これに関しては両方とも無料なんです。登録することで、そこで、一緒になって仲間に入ること、いろいろな情報提供、またいろいろな情報を得られて、この事業を検討し、また進めていくことができると思います。この辺のところ、町長のお考え、どうでしょうか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今もちょっとお話しされたみたいで、日本シュタットベルケネットワークに加入するには、地方自治体はお金がかからない、情報はもらえますよっていう、これ非常に地方自治体にとっては有利だなというそういう思いをしております。

町にとっても、やっぱり前向きに検討していかないといけないなと、そう思っておりますし、やっぱりこれをやり遂げるためには、今言ったとおり企業ですよ。地方自治体、そして住民。やっぱり、いろいろな人を巻き込んで1つの推進する団体をつくっていくと。特に茨大の教授あたりも非常に小林教授あたりはこれの専門家ですから、そういう人も交えてね、やっぱり話し合いを——いろいろな問題点をやっぱり解決していくためには、こうだこうだというものを、1つの机上にそういう委員というか、そういう人たちにやってもらって前に進めていくっていうことが、やっぱりいいのかなと思うんですよ。

まだまだ私たちもわからない点もありますし、そういう面では、本当に町民皆さんにわかるような状況をつくっていただければ、そういう組織をつくって、やってったらいいなとそう思っております。

○議長（紙井和美君） 12番川畑秀慈君。

○12番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。私もこのシュタットベルケ、また阿見でできたらいいねっていうのは、大体、町民の方50人ぐらいに話をしました。皆さん、非常に関心と、また夢のある話だといったところで賛同を得ております。まず、丁寧に説明をしていくことによって、皆さんと一緒にこの事業をみんなで支えて進めていくことができると思いますし、また、このネットワークへの参加長所、今言いましたが、お金がかからない、そういう中で、いろいろな有力な情報を得られるということなんで、ぜひスタートして、未来の若者たちに夢と希望のある阿見町を残していけるような、そういうものを今のうちからつくっていければと思って、今日は一般質問させていただきました。大変にありがとうございました。

以上です。

○議長（紙井和美君） これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。

---

散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。大変に御苦労さまでした。

午後 3時11分散会

第 3 号

[ 9 月 12 日 ]

## 平成29年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成29年9月12日（第3日）

### ○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
交通防災課長	白石幸也君
健康づくり課長	田邊好美君
上下水道課長	坪田博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君
指導室長	前島清君
生涯学習課長兼 中央公民館長	松本道雄君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成29年9月12日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

平成29年第3回定例会

一般質問2日目（平成29年9月12日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 健康増進の取り組みについて 2. 胃がん検診について	町 長 町 長
2. 倉持 松雄	1. 地域コミュニティ形成について 2. 新小学校への通学区域について	教 育 長 教 育 長
3. 久保谷 充	1. スポーツ等の全国的大会に参加する場合の補助制度 と補助金額について	教 育 長
4. 栗原 宜行	1. 阿見町第6次総合計画の重点施策「安心の実感を高 める」の取り組みは進んでいるか 2. 今後の町政運営について	町長・教育長  町 長

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（紙井和美君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、13番難波千香子君の一般質問を行います。

13番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔13番難波千香子君登壇〕

○13番（難波千香子君） 皆様、おはようございます。それでは、通告によりまして、まず健康増進の取り組みについて一般質問させていただきます。

世界保健機関WHOが打ち出しました健康寿命という概念がありますが、7月の27日に厚生労働省から公表されました平均寿命が、男性80.98歳、女性が87.14歳と過去最高を更新しました。しかし、健康で生きられる期間が伸びなくてはありがたみがありません。国では、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義づけ健康寿命とし、直近の公表では、男性が71.19歳、女性が74.21歳、平均寿命どおりに人生を過ごせるとすれば、男性は最後の約9年、女性は約13年、健康でない寿命となってしまいます。

政府は、健康寿命を伸ばす戦略を掲げ、平成26年5月に成立した健康医療戦略推進法に基づき、日常的に介護なしで暮らせる健康寿命を2010年から2020年、平成32年までに1歳以上伸ばすなどの目標を掲げていましたが、今回目標を達成しましたが、平均寿命との差が縮まっています。

戦略では、40歳から74歳の健診の受診率を80%に上げることを目標としております。しかし

ながら、急激な高齢化社会の進展とともに、医療保険や介護保険といった社会保障制度に支えられる医療費や介護費が年々増大し続けております。世代間の公平性や財政の持続可能性の観点から見れば、今後も現在の皆保険制度を維持するためには、保険料や自己負担割合を引き上げるといった改革も避けられないとも考えられます。

しかし、保険料の増額や給付費の削減といった痛みを伴う改革だけではなく、もう少し前向きな取り組みも同時に進めていかなければなりません。すなわち健康を維持し病気を防ぐことができれば、医療費や介護費の削減にもつながります。そのためにいわゆるヘルスクエアが重要であります。もちろん必要なときに適切な医療を受けられるというのが皆保険制度の趣旨でありますから、いたずらに医療費削減のみを目的にすることがあってはなりません。

町民一人ひとりが生活習慣病予防や介護予防など健康づくりのための自助努力に取り組んでいただくことが大変重要であり、行政においては、そのための意識の醸成や環境づくりを積極的に推進していくことが必要であります。さらに、健康増進や予防に取り組んでいる方々を後押しする何らかのインセンティブ、いわゆる動機づけが必要であると考えます。

既にこうした取り組みを進める自治体も増えており、自治体で実施する特定健診やがん検診等の受診、また、各種保健事業、スポーツ教室、健康関連イベントなどに参加することに対しポイントを付与し、健康グッズを納めるというさまざまな商品や運動施設利用券などと交換できるというような取り組みも行われております。

平成27年9月の一般質問でも健康増進策について質問いたしました。 「当町においても、平成26年度から第2計画について作成しているところで、健康マイレージを含め検討していきたいと考えております」 との答弁でありました。

健康づくりに関する町民認識の向上、健康増進と予防の後押しとなるようなインセンティブ付与等の効果的な事業を積極的に展開するべきと考えます。また、行政として、元気な高齢者が社会貢献活動ができるような新たな仕組みづくりをどのようにお考えか、以下7点についてお伺いいたします。

1点目、健康増進事業の現状と参加者の推移及び状況。

2点目、健康マイレージ、健康ポイント事業の今後の取り組みについて。

3点目、町内店舗、企業等との連携についてどのようにお考えか。

4点目、他自治体の実施例に対する評価及び所見について。

5点目、高齢者の閉じこもり予防策の町の現状について。

6点目、いかに楽しみながら外出する機会をつくり出すかという観点と健康増進の両面の効果を期待する仕組みとして、高齢者に限定した先進事例の坂東市で実施しているようなポイント付与の導入についての所見。

7点目、プラチナタウン事業と連携した考え方についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

健康増進の取り組みについての質問にお答えをいたします。1点目の健康増進事業の現状と参加者の推移及び状況についてであります。

健康増進のために実施している事業としては、各種健診、健診後の結果説明会や健康相談、訪問指導、骨粗しょう症予防のためのカルシウムアップ教室、女性の健康づくり教室などがございます。

その中から、がん検診の受診者数の推移についてですが、肺がん、胃がん、大腸がんについては、ここ数年減少傾向にありますが、乳がん、子宮がん検診については増加しています。しかしながら、県平均の受診率と比較しますと、ほとんどが下回る状況にあります。

結果説明会や教室参加者の状況については、実施方法や回数が変動しているものもありますが、周知方法や実施方法を工夫したことで、やや増加している状況です。

2点目の健康ポイント制についてどのように考えているか、3点目の町内店舗・企業との連携についてどのように考えているか、4点目の他自治体の実施例に対する評価及び所見について、6点目の高齢者に限定したポイント付与について、あわせてお答えをいたします。

健康ポイント制度は、住民の健康増進の一環で市町村が実施する健診事業や健康づくりに関する行事に参加したとき、あるいは日ごろ自分自身でウォーキングや運動している場合に、市町村からポイントが付与され、ポイントの点数に応じて商品や賞金がもらえるという制度です。

ホームページから得た情報では、現在、県内で9市町村が実施しているようです。先駆的に開始した自治体の状況を伺ったところ、順調に参加者数は増加していますが、健康面での効果については評価が難しいという回答がありました。また、住民から「インセンティブとして実施するだけでよいのか」との意見を受け、効果判定を考慮し、各自の目標設定を条件づけたところ、参加者数が減ってしまったとの回答や、事業を一時休止するという自治体もありました。

町としましては、健康ポイント制度は健康への無関心層を取り込む1つのきっかけづくりとしては有効な方法の1つだと考えておりますが、実施に当たっては、事業の費用対効果の判断が難しい点や、かなり予算を要する事業となるため、見返りのプレゼントがなくても住民が自ら健康を維持増進できるような働きかけをあわせて行っていく必要があると考えております。

高齢者に限定したポイント付与についてですが、町では、高齢者のみに限定したポイントと

しての実施については考えておりません。町では、全町民の健康づくりを推進するため、あみ健康づくりプラン21を策定しており、その計画に基づいて健康づくりのための事業を実施しております。

本年度は、その中から特に町民の皆さんに知っていただきたい項目を健康あみ5つのあいことばとしてまとめ、町ホームページや広報あみ、さまざまな健診や教室、学校や町内企業などを通して広く発信をしていく計画となっております。既に開始しているところです。

健康あみ5つのあいことばとは、1つ、毎日体重をはかろう、2つ、減塩をしよう、3つ、毎日両手いっぱい野菜を食べよう、4つ、今より10分でも多く体を動かそう、5つ、禁煙をしよう、以上の5項目です。町民の皆さんがこの健康あみ5つのあいことばを当たり前を知っていて、自分や家族の健康づくりのためにその情報を役立てていただけるようになることが目標です。

健康マイレージ事業の実施については、商工会や企業等との連携も含め、今後も先進事例を参考にしながら調査研究してまいります。

5点目の高齢者の閉じこもりの予防策の町の現状についてであります。閉じこもりとは、1日のほとんどを家で過ごし、週に1回も外出しないことです。閉じこもりがちな生活が続くと、筋力や食欲が低下し、認知症やうつなどになりやすくなります。町では、シルバーリハビリ体操指導士会と協働し、福祉センターまほろば、さわやかセンター及び各地域の地区集会場等においてシルバーリハビリ体操を実施しております。これは難波議員も積極的に参加しているようです。

7点目のプラチナタウン事業と連携した考え方についてであります。あみプラチナタウン構想の基本コンセプトとして、中高齢者が地域の住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送る地域づくりを目指すことがあります。

町では、あみプラチナタウンの運営会社と町の地域の実情に応じた生涯活躍のプログラムづくりについて、どのようなプログラムが町にとって必要で、どのように実現していくのか、今後具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） ただいま10番平岡博君、16番吉田憲市君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 大変に御答弁ありがとうございました。

それでは、引き続き再質問をさせていただきます。

それでは、まずもって、阿見町の各種検診率ですね、県平均をほとんど下回る状況にあるとの御答弁でございましたが、特定健診、がん検診等の検診受診者、また、受診者率、また、そ

の県内順位の直近3年間の推移と、また、教室などの参加状況を教えてください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、それではお答えいたします。まず、がん検診についてお答えいたします。

胃がん検診につきましては、平成26年度で1,743人で全体の6.3%、27年度が1,626人で5.8%、平成28年度1,464人で5.2%でございます。大腸がん検診につきましては、平成26年度2,756人で10%、27年度2,822人で10.1%、28年度2,568人で9.1%となっております。肺がん検診につきましては、平成26年度3,266人で11.8%、27年度3,221人で11.5%、28年度3,143人で11.1%でございます。乳がん検診につきましては、平成26年度1,394人で8.1%、平成27年度1,299人で7.5%、平成28年度が1,644人で9.4%でございます。子宮がん検診につきましては、平成26年度1,582人で8.1%、平成27年度が1,254人で6.4%、平成28年度1,410人で7.2%となっております。

全体的に県平均より下回るものが多い状況でございますけれども、その中でも、乳がん、それから子宮がん検診については受診者数が増加している状況でございます。

それから、各種教室ということでございますけれども、骨粗しょう症予防のためのカルシウムアップ教室については、平成26年度17人、平成27年度16人、平成28年度34人が参加しております。それから、県立医療大学と連携して行っている女性の健康づくり教室につきましては、平成26年度延べ131人、平成27年度延べ101人、平成28年度220人の参加がございました。

それから、次に特定健診の受診率でございますが、平成28年度の特定健診の受診率は、全体として36.2%で、集団健診は人間ドックを含めてとなりますけれども、割合として95.9%、個別健診の割合は4.1%となっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。県内順位というのは、統計で私もちょうど県のホームページで載ってたんですけど、お願いします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、ああ、済みません、答弁が漏れました。平成25年、25、26、27の順位をお知らせいたします。

まず、平成25年度でございます。肺がん検診が県内40市町村のうち、平成25年度、肺がん検診が29位、胃がん検診が14位、大腸がん検診が19位、乳がん検診が24位、子宮がん検診が28位でございます。

続きまして、26年度でございます。肺がん検診が34位、胃がん検診が16位、大腸がん検診が

22位、乳がん検診が28位、子宮がん検診が27位でございます。

最後は27年度でございますけども、肺がん検診が39位、胃がん検診が19位、大腸がん検診が25位、乳がん検診が34位、子宮がん検診が32位ということになってございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 特定健診のほうはいかがでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 特定健診につきましては、先ほど28年度のデータをお答えしたんですが、今ちょっと手元にございませんので、ちょっと後で用意させていただきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、よろしく願いいたします。かなり低いというところもあるし、本当に頑張っていたいただいているのは承知しています。

次の質問に移りたいと思います。御答弁の中に、大変御努力で訪問指導を取り組んでおられる。どういった、具体的に教えてください。

○議長（紙井和美君） 健康づくり課長田邊好美君。

○健康づくり課長（田邊好美君） お答えします。がん検診の要精密になった方とか、特定健診の結果ですと、要医療になった方などについて、こちらで基準を設けまして訪問や電話などで連絡をいたしまして、きちんと受診していただいているか、その結果どのような指導を受けているか、治療につながっているかということを確認し、次の指導につなげるというような対応を実施しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 済みません、先ほど答弁が漏れました特定健診なんですけども、先ほど、平成28年度36.2%、29位ということで、このとき、で、平成27年度が35.6%、平成26年度が36.8%となっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。私も、今回、阿見町がこれほど受診率が低いということで、私自身も心を痛めまして、今回全ての検診率でトップクラスの境町に、どうしてそうなるのかと今回教えをお伺いいたしました。お聞きしましたところ、総合健診対象者を全て5歳刻みで、まず希望を聞いているということです。そして、赤ちゃんの健診時に

若い親御さんにもその場で希望を聞いて受診勧奨をしているということでありました。そして、さらに今回、健康マイレージもスタートさせているところでもあります。そういった健康に非常に関心が高い町になったということをお聞きいたしました。

阿見町も決して低いとは言いません。看護師さんに日ごろから大変に敬意を表しているものでもありますけれども、さらにまたお願いしたいなど、もう一歩何らかの取り組みをお願いしたいなど思っております。また、阿見町の健康づくりと一緒に頑張るって私自身もまいりたいなど思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

そしてまた、国民健康保険医療費の総額の阿見町の伸び率、また、1人当たりの療養給付費、医療費の推移及び状況、国と県との比較、直近5年間お教えください。

○議長（紙井和美君） 大丈夫ですか。

○保健福祉部長（飯野利明君） ちょっと手元に、通告にございませんでしたので。

○議長（紙井和美君） 通告に……。

○保健福祉部長（飯野利明君） ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきますと思います。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） 今回こういった質問をさせていただくのは、健康増進という意味で、阿見町の事前に皆様にお話はしてありません、担当課にはこういう再質問をしますよとは話ししてはございませんけれども、やはり大変にこういったことを、ぜひ阿見町の状況ということで、今回、健康増進の中で、私自身も手元にありますけれども、再度、今年はあるんですけども、5年間どういった状況で阿見町はいるのか、さらに詳しく教えていただきたいなど思っただけで質問させていただきました。

○議長（紙井和美君） 難波千香子君に申し上げます。通告に従って質問をお願いしたいと思うので、よろしくお願ひします。

○13番（難波千香子君） はい。それではですね、健康ポイントを実施している市町村をまずお教えください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 健康マイレージ実施しているところで、把握しているところで県内の状況でございますが、水戸市、それから結城市、北茨城市、笠間市、つくば市、稲敷市、神栖市、それから東海村、境町で実施しているというふうに把握してございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、わかりました。今現在、さらに2市、水戸市が増えて11ということになるのでしょうか。

それで、1点、保険者の国民健康保険の努力義務ということで、今回、経済界や医療関係団体などをつくる日本健康会議によると、予防、健康づくりについて、一般住民を対象とした中でインセンティブを推薦する自治体を2020年までに800市町村以上にするとしています。昨年6月時点では約400市町村に拡大し、今後実施予定の自治体も158市町村あると。

で、ここで伺いたいのは、これから保険制度の変わる平成30年には県単位になるということもありますけれども、徐々に、マイレージについても県単位で既に行っているところもたくさんございます。そういった中で、保険者の国民健康保険の努力義務とペナルティ的なことも御存じだと思いますけれども、その辺のところをお教えてください。

○議長（紙井和美君） 大丈夫ですか。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 国民健康保険の保険者努力支援制度についての御質問だと思いますけれども、この制度の趣旨としましては、医療費の適正化に向けまして保険者の取り組みを支援するために、国が一定の評価指標を設けまして、当該評価指標に対する保険者の取り組みの状況に応じて財政支援を国のほうが行うというものでございます。

で、この評価の指標ですけれども、個人へのインセンティブへの提供の実施、これも評価の対象に入っておりますけれども、それだけではなくて、糖尿病の重症化予防ですとか、後発医療品、ジェネリックの使用促進、それから特定健診の受診率向上なども含めて、全体的に医療費適正化に関する取り組みの実施に対して財政の支援措置が行われるというものでございます。制度の内容はそういう制度となっております。

で、町におきましても、こういう個人へのインセンティブの事業というのは非常に重要だというふうには認識してございますが、この国保の被保険者だけということではなくて、取り組む場合には、町全体として取り組みについて検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。ぜひできるものと期待するものでございます。

それでは、健康増進を促すポイント制度は、ちょっとここで御紹介したいと思います。アプリでの参加も各地に広がっております。関心、健康に余り関心のない無関心層が多いと言われるターゲットというか、対象が20代から50代の青年・壮年層をいかに取り組むかが課題であり、今回、ICTの活用で楽しく継続して健康づくりに取り組めるようになっております。また、パソコンやスマートフォン、そしてまたタブレット、QRコードからウォーキング、特定健診などでポイントを獲得し、抽選で交換品を獲得する、また、対象者は国保加入者というところもあります。先着5,000名を参加費無料としている、そういった東京の大田区が一番発祥地の

1つでございますけれども、県内の実施市町村の状況をお聞きしてまいりました。

また、水戸市は、対象が20歳以上で、平成24年から、みとちゃん健康マイレージということで、特定健診全員必須、がん検診は40歳以上必須と、また、歯の健康、また、健康に関する教室、イベント、7項目の中から3つ以上実施すれば、協賛した企業から商品が当たる抽選に応募抽選できる。はがきの応募が10月から11月、また、予算は、チラシ、ポスター、当選の結果通知等、数万円の低予算、一度も受診したことのない方々にきっかけづくりとなっているというものであります。

また、境町、対象は18歳以上、9月からポイントに対して換算できるICTシステムで始まっております。ここは、企業の化粧品、健康食品製造販売のDHCが、本店は東京ですが、提供するサービスを活用、パソコンやスマートフォン、タブレット端末から専用サイトで利用できる。また、ポイントは食事、運動、健診、健康イベントに参加など、ここでは約50項目でそれぞれ付加、獲得ポイントに応じてDHC製品に交換できる。今後、町の特産品も検討しているというものです。脳卒中や認知症のリスクを下げるとされる葉酸サプリメントを65歳以上希望者に配布、開始して1週間で60人の登録、健康に先ほども話しましたがけれども関心が高いと自負しておりました。

また、龍ヶ崎市でございますけれども、対象はここは40歳以上、12月からICTシステムで開始する予定でございます。ウォーキングと、ここは健康受診をインターネットサイトで管理し、1ポイント1円でポイント化し、入浴施設の入場券やイオンの電子マネーWAONなどと1ポイント0.8円で引き換えられます。ウォーキング1日当たり6,000歩で6ポイント、7,000歩で8ポイント、8,000歩以上で10ポイント、健診は500ポイントと、市内団体にポイントの寄附もできると。健診は自己記入、スマホがなくても、歩数計でカウントしパソコンや保健センターのタブレット端末に入力すればポイントがつく。業務委託の受託者を公募型企画提案プロポーザルによりフェリカポケットマーケティング株式会社を選定しております。健診とウォーキングに絞ったシステムにし、初期投資も300万円、運用コストも月20万円、特定健診の受診率が県内でもかなり下位であり、健診に関心のある市民を増やして生活習慣病の予防や改善につなげたいと担当者が熱く話されておりました。

また、つい最近では、昨年ですね、NHKの科学文化部の昨年の調査で、参加した40代以上約1,700人の1年間の医療費は、参加しなかった人と比べた結果、1人当たり約4万3,000円抑えられたことが新たにわかり、医療費の抑制の効果が初めて立証されました。調査には1万2,000人余りが参加、今回の結果をもとにシミュレーションをすると、全体で約5億円の医療費の抑制効果があり、健康ポイント制度の事業費を3億円余り上回るということでございます。国の委託を受けて調査した筑波大学の久野教授は、健康ポイントによる医療費の抑制効果を裏

づけた調査はこれまでに例がなく、自治体が導入する動きが加速するだろうという話でありました。

先進事例を御紹介させていただきましたが、県内、現在は11市町村で実施、健康マイレージについて改めて御見解をお聞かせください。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） いろんな事例をいただきました。確かに、昨日の海野議員の質問にもお答えしましたが、余りものものというんじゃないかと、いかにやっぱり健康づくり課、また、国保の課がそういう健康に対してね、きちんとした体制で町民に向き合っているかという、今の状況の中で、健康づくり課においても保健師が非常に足りないという状況ですよ。今年度また10月1日に1人、来年度に4人というね、やっぱりこれはもう健康づくり課を充実させて、いかに訪問等をしながらね、検診率を上げていくかという、やっぱり人的資源をやっぱりきちんと入れてやっていく、まず最初それだと思っております。

来年度は、どういう状況になるかわかりませんよ。でも、やっぱり部長を初め、田邊課長も相当力を入れてやるので、随分改善ができるんじゃないかなという大いに期待はしてるところです。まずそういう面では、人的な、やはりそういう人をね、きちんとその中で育てていって、町に対しての健康増進、やっぱり寝たきりじゃない、最初言われたとおり、寝たきりでは大変ですよ。やっぱり健康寿命をどうやって上げていくかということが、阿見町にとっての医療費の削減につながるわけですから、そういう形でやっぱりやっていこうっていう、そういう意識で、今回、保健師をね、10月1日から1人、来年度から4名という、4名も、試験受かってちゃんと卒業できないと、まあ、そういう人もいたんで、昨年ね。だから、それは4名全員が入れるかどうか、まだ、その資格が取れるかどうかっていうのはまだわかりませんが、まず大体4名、十分そういう能力のある人たちだったんでね、それは大丈夫じゃないかなと。

5名という非常にね、急激に多くなりますけど、やっぱりそれだけ町は健康づくりに対して力を入れていかないといけないっていう、そういう意識でもってやるつもりでいますので、どうか御理解をいただきたいと思えます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。町長のお強い御決意と、また、健康ということに大変期待するものでございます。そういった意味と、また、人員的增加、そしてまた、今、現代的な20代、若い人がとにかく受けないということに、ちょっとまたその辺を絞っていただくと見えてきますので、阿見町にとってもかなり低いと看護師さんから伺って、どんなに呼びかけても大変というところを、今回は楽しく、ほとんど若者はタブレット、もうスマートフォン、楽しんで使っておりますので、そこに人的ものは一切委託されて、あとは原資でございますけ

れども、ちょっとそういったところも考えると、かなり受診率も増えるのではないかなと思いますので、十分先進事例を研究されて、そういったところもあれば、ぜひぜひお願いしたいなと要望させていただきます。ありがとうございます。

それではですね、ちょっとあれなんですけど、答弁のほうで余りなかったもので、町内の店舗や企業、今まで阿見町も大学等から商品の提供等、また、そういった協賛、どういったことがあったのか、ぜひお教えいただきたいなと思います。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） まず、健康づくり課のほうでは、毎年小学生を対象に健康標語を募集してございます。この健康標語の表彰のときに、飲み物ですとか、一部日用品等をですね、御提供、平成27年度からなんですけども、御提供いただいているという状況がございます。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。1カ所だけなんです。なかなか厳しいんでしょうかね。こういった提供とか、阿見町に対して企業からのそういったいろんな、これからも、アイリスオーヤマが1月に、また、いろんなツムラ、ピジョン、MCフード、雪印、また、各そういった大きな企業がありますけれども、何かそういうところと提携というのはなかなか今までも余り阿見町としては難しいという状況なんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 今、保健福祉の部門で健康づくり課でやっている部分についてちょっとお答えしましたけども、町全体でしましては、例えばスポーツ大会ですとか、そういった時にもですね、いろんなところ、町内の企業から商品等の提供いただいているというようなお話は聞いてございます。

今後また健康づくりとかで、そういうやっぱり町民の方に表彰する際にとかですね、特定の企業に限らず、例えば企業連絡会で事前に説明をして公募したりとかですね、広く働きかけは今後行っていきたいなというふうには考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ぜひそういったところも、健康づくり課と、いろんな部署もそうですけれども、協働のまちづくりで活性化のためにもお願いしたいなとここで要望させていただきます。

それでは、先ほど、健康あみ5つのあいことばということの御答弁、もう少し詳しく教えてください。

○議長（紙井和美君） 健康づくり課長田邊好美君。

○健康づくり課長（田邊好美君） はい、お答えいたします。健康あみ5つのあいことばとい

うものを今年度からPRを始めています。町では、町民一人ひとりが自分の健康に関心を持っていただいて、健康づくりに対して町民自らが主体的に取り組んでいただきたいということで、それを目標に健康づくりプラン21という計画を策定しております、それに基づいた事業の展開をしているところです。で、この5つのあいことばについても、このプラン21に基づいて広めていこうというところで、子供から高齢者までどなたでもわかりやすく、町民の皆さんに広く知っていただいて役立てていただきたいということの狙いがございます。

これについては、健診、大人や子供の健診についても、また、教室、健康づくり課の教室、町内企業などにも配付依頼ということをしているところで、町のホームページにも掲載させていただきまして、ホームページでは、この5つのあいことばについてさらに詳しく説明をさせていただいているところです。それをみんなが知っていて話題にさせていただく、そして声をかけ合ってお互いの健康に気を配りながら、みんなで健康なまちづくりというところにつながっていけばいいなというふうに期待しているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ぜひ新たな取り組みということで期待するものであります。これは私も体操指導のときに、皆さん一緒に読み合った経緯もございます。健康あみ5つのあいことば、浸透すると期待できる効果はどのようなところでしょうか。

○議長（紙井和美君） 健康づくり課長田邊好美君。

○健康づくり課長（田邊好美君） お答えいたします。阿見町の死亡原因の第1位がですね、がんなどの悪性新生物、第2位が心疾患、第3位は脳血管疾患となっております。そこから、がんと循環器疾患に対する対策が必要ということで、重点的な取り組み事項として、血压管理、喫煙対策、血糖値管理ということを挙げて活動しているところです。

この5つのあいことばの5項目は、循環器疾患やがんの予防につながる項目で、町民が取り組みやすく示したものです。この5つのあいことばを子供から大人まで町民みんなが知っていて行動に移していただくというところで、一人ひとりの健康が保たれる、予防ができるというところと、町全体の健康というのにつながっていくということを期待しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。さらに皆さんが関心を持って、健診に行ったり、そういったことになっていただければうれしいかなと思うんですね。

それで、次に行きます。高齢者の質問で、閉じこもり予防策についてですけれども、御紹介させていただきたいと思います。

これも楽しみながら外出できる機会をつくっている。これ、坂東市を御紹介さしていただきます。坂東市では、いきいき大学、年9回の行事を持っているということでございます。ここでは、1回1ポイントということでポイント付与制度、また、来た方全員が学生証「元気で老得カード」というのをいただけるそうです。70歳以上です。学生証を見せると、協賛店303店舗で、毎年増えているそうです、割引などのサービスが受けられるととてもお得なカードだそうです。どんなものかなとお聞きしたら、ソフトドリンク、いいですね。あと、お茶、缶ジュースのサービス、そういった、そういう粗品程度の進呈だとお話してましたけれども、町中で高齢者の閉じこもり防止に協力しているということでございます。そういったちなみにカードは職員がつくったとお話しされてました。

阿見町において、こういった「元気で老得カード」の配布、そういったものはいかがかなと私はぜひ思います。そして、今、課長、部長のほうからお話ありました健康あみ5つのあいことば、こういったことは紙ベースですけれども、いかにやるかというのが見えてくる、そういったことは非常にこれからの成果として必要になるのではないかなと思います。そういった中で、ぜひそういった中で1つでも実践できたらという、そういった連携した、やっていただいて初めて効果が見れる。そういった阿見町らしい、そういった健康になれるという老得カード、そういったある程度インセンティブな、そういうものをぜひできないものかと今回提案させていただきました。再度よろしく願いいたします。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱりこれは商工会等との連携をしないといけない。特に、難波議員はやっぱり商工会の女性部の重鎮でありますから、そういう面では、やっぱり商工会と連携してやっぱりやるということが大事だと思います。それでないとなかなかできないんじゃないかなと。そういうことで、商工会の女性部の代表として、ここに野口理事もいますから、やっぱり連携しながらこういうことを積み上げていっていったらいいんじゃないですかと私は思いますけど。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） これを積み上げながら、町全体でそういった交流ができる。来る方の商工会の皆さんもお年を召してきてますので、そういった中で、一緒にお話ができる。これから集中の、認知症のそういったことの集中の計画もありますので、そういった中の取り組みにも多分なってくるかと思うんですけども、はい、かしこまりました。頑張っ……。また、はい。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あの、ほら、今も商工会って言いましたけど、シルバー連合会とか

ね、やっぱりそのシルバーの団体がありますよね。そういう人たちとも一緒に連携しながら、どういう形にしたらいいものができるかっていうことを考えたら、それにはやっぱり町のやっぱり健康づくり課とか、高齢福祉課とね、そういうものを巻き込んでやっぱりつくり上げてつたらいいんじゃないかなと私は思います。

すぐできるとは私も考えてはいないんですけど、ただ、ほら、それに共鳴できるようなお店がどんどんどんどん出てくれば、それはできることでありますから、十分実現性は高いと思いますけど、それにはやっぱり自分たちがやっぱり努力していくっていうこと以外ないんですよ。ただただ提案してたんでは、やっぱり自分が動くっていう、それが一番だと私は思います。じゃないと巻き込めません。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ありがとうございます。しっかりと承りました。そのように私自身もともどもに頑張りたいと思います。また、そういった皆さんが喜んで取り組めるような、そういったまたやってみようかなと思いますので、その節はよろしくお願い申し上げます。それはそれでですね、はい、わかりました。

最後に1点だけ、これもシルバーリハビリ体操で、今御答弁ありましたけれども、行きたくても会場まで足がないというのが現実でございます。参加できない、そういった高齢者が増えて今おります。特に君原、そしてまた吉原地区ですね、そういった中で、今後やはりそういうことも考えていかなければならない課題ではないかなと思うんですけども、どのようなそういった方法、答えられる範囲でよろしんですけども、いかがでしょうかね。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 俺ばかり答弁しててもしょうがないんだけど、やっぱり地域は地域でどうやってコミュニケーションをつくって守っていくかっていう、そういうことだと思うんですよ。やっぱり、ほら、筑見だって、やっぱり地域福祉計画の中で、じゃあ私はこういう役割をしますよ、こういう役割をしますよってあるじゃないですか。車で乗せていきますよとか、電気の取りかえはこの人とこの人で、この人に頼めば大丈夫ですよ、1回100円ですよとか、そういう、ね、やっぱり地域福祉計画を今後充実させていく、これもやっぱり社会福祉協議会とか、健康づくり課とか、やっぱり連携してやっぱり今後地域に落としていくために、町もそこで努力していくということだと思うんですよ。

やっぱり待ってても来ないですよ。幾ら待ってても来ないわけだから、じゃあ、それを全て町が公共交通の中でやってくなんつたらとんでもないお金がかかるわけだから、どうやったら地域で、地域福祉計画の中でね、どういう位置づけにしてやったら、やっぱり地域がいい方向に行くのかっていうことを考えていくことは大事じゃないかなと。

今後、吉原とかね、まあ、実穀もそうですけど、統廃合によって、そういう空き教室だって、そういう形の中で使おうよとか、そういう地域の中で出てきたりすれば、またいい方向に向いてくんじゃないかなと。いろいろやっぱりあくまでも町頼みではなくて、その地域の皆さんと、町も協力はしますよ。しますけど、やっぱりただこういう提案してっていうんじゃないくてね、そういう地域にやっぱり落としていく。そのために町も少しでも努力していきたいと、そう思っています。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。しっかりと、また、はい、中に入れてともに進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らしていただきたいと思います。胃がん検診……。

○議長（紙井和美君） はい、どうぞ。

○13番（難波千香子君） よろしいですか。はい。胃がん検診についてお伺いいたします。

ピロリ菌検査の有効性と必要性につきましては、平成24年9月の定例会一般質問において提案させていただいているところでございます。今回は、全国の自治体で広がりを見せております検査費用及び除菌治療に対する助成費用について提案させていただきます。

皆様御承知のとおり、世界保健機関WHOは、2015年9月に胃がんの主な要因はピロリ菌であると報告し、全世界の胃がんの約80%はピロリ菌によるものであり、除菌治療で30から40%の発症を抑えられるとしております。今回このピロリ菌に関する細かな内容につきましては省略させていただきますが、最も重要な点は、気軽に検査の受けられる環境づくり、感染している人は気楽に除菌治療が受けられる環境をつくるということであります。

2013年から、呼気検査や血液検査で感染が判明したり、内視鏡で胃炎と診断されたり、過去の胃炎の形跡が見つかった場合などは除菌治療に保険が適用となりました。しかしながら、自由診療による検査費用はかなりの高額であり、また、感染が判明し除菌治療する場合の費用も、保険適用であっても高額であります。特に40歳代から急激に感染率が上がっていることを考慮し、40歳代からの自由診療に対する一定の助成をしていただくことによって、感染の早期発見が胃がんの撲滅へとつながり、最終的には医療費全体の削減につながるものと考えます。ピロリ菌検査の推進が最終的な胃がん撲滅への近道と考えますが、お考えをお伺いしたいと思います。

また、当町においては、がん検診受診率向上に努力されておられることにはまずもって感謝申し上げたいと思います。今後の胃がんの発症を抑えるための対策を、以下7点についてお伺いいたします。

1点目、現在の受診率と発症率。

2点目、ピロリ菌検査の現状とその費用及び除菌治療の現状と費用。

3点目、ピロリ菌検査助成自治体が増えているが、現状について。

4点目、当町として健康費用に対する助成導入の検討がなされておられるのか。

5点目、便中抗原検査についての認識について。

6点目、町として内視鏡検査の導入についてどのようにお考えか。

7点目、今後の受診率向上への対策についてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、胃がん検診についての質問にお答えをいたします。

胃がんの発生については、幾つかのリスク要因が指摘されています。中でも、喫煙や食生活などの生活習慣や、ヘリコバクターピロリ菌の持続感染などが胃がんの発生のリスクを高めるということです。また、早期胃がんの多くは検診で発見されるため、定期的に検査を受けることが早期発見のために最も重要とされています。

1点目の現在の受診率と発症率についてであります。

胃がん検診は、集団検診と個別検診で実施しており、平成28年度の受診者数は、集団検診が1,434人、個別検診が30人で、受診率は5.2%です。そのうち要精密検査となったのは122人、追跡調査で胃がんと確定されたのは現時点では1人です。

2点目のピロリ菌検査の現状とその費用及び除菌治療の現状と費用についてであります。

ピロリ菌感染の有無を調べる検査は、胃がんリスク検診の1つです。血中のペプシノゲンを判定し、胃炎の有無を調べ、検査と組み合わせて胃がんリスク検診としているようです。ピロリ菌の感染の有無を調べる検査には、胃内視鏡検査で胃粘膜組織を採取する方法と、内視鏡を用いずに、血液や尿、便や呼気の抗原や抗体を測定する方法があります。私も胃内の内視鏡でやっていただきました。

胃、十二指腸潰瘍などの適用疾患に該当すれば保険診療になる場合もあるようですが、検診目的では保険適用でないため、医療機関や検査機関によって検査方法や料金に違いがあるということで、一概には申し上げられません。

除菌治療は、医療機関に問い合わせをしてみた回答では、内服による治療をし、2カ月後に検査で除菌を確認する方法で、金額は診察なども含め約3万円、保険診療で自己負担1万円前後のようです。私もそれでやってピロリ菌がなくなったということです。

3点目、ピロリ菌検査助成自治体について、4点目の町での助成導入の検討、5点目、便中抗原検査についてあわせてお答えをいたします。

ホームページで確認したところ、検査助成している自治体は県内4市町村でした。検査方法は、4市町村ともピロリ菌抗体とペプシノゲン量の血液検査で、便中抗原検査の実施はないよ

うです。便中抗原検査は、便を採取してピロリ抗原を調べる検査で、感度、特異度は高く、小児でも実施可能である利点と、検体の採取や取り扱いが煩雑である難点があるようです。

現在、国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針により、胃がんの予防においては、食生活の改善、禁煙、ピロリ菌の感染との関係など、胃がんに関する新しい知識の普及と胃がん検診がともに重要であるとされております。

町では、この指針に基づき胃がん検診を実施しているところであり、これ以外の検査費用の助成導入については現在のところ考えておりませんが、国のがん検診のあり方に関する検討会において、科学的根拠のあるがん検診の検査項目や方法等について検討がされておりますので、この動向を注視しながら、引き続き正しい知識の普及に努めてまいります。

6点目の町の内視鏡検査の導入についてであります。

国のがん予防重点健康教育及びがん検診実施のために指針の改正を受け、茨城県胃がん検診実施指針が改正され、検査方法として胃内視鏡検査が平成29年5月1日から適用になったところ です。胃内視鏡検査は医療機関での検診となることから、実施体制とあわせて導入については検討をしてみたいと考えております。

7点目の受診率向上の対策についてであります。

町民が検診を受けやすくするために、現在、がん検診と特定健診の同時実施や、休日に実施を設けるようにしています。町民への周知については、阿見町成人健康診査予定表を全戸配布し、広報あみや町ホームページに掲載し、40歳、45歳、61歳の節目の年齢の方と直近2年間の受診者には個別通知により受診勧奨を行い、受診率の向上を目指しているところです。

今後は、引き続き受診手続の簡素化や効果的な受診勧奨方法の検討、企業など職域のがん検診との連携等で周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま9番海野隆君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） それでは、先ほどに引き続きましてよろしく願いいたします。

がん検診の受診率が低いという御答弁でございましたけれども、近年の……。先ほど、ごめ

んなさい、先ほど聞きましたね。はい、ありがとうございます。もう低いというイメージが何かちょっと耳につきました。大変失礼しました。

ピロリ菌検査を導入している自治体があるということで、詳しくどこなのか教えていただきたい。また、どのような方法で実施しているのかもぜひお教えてください。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、県内です、まず県内で実施しているところなんですけども、鹿嶋市さんです。それから、土浦市、そして水戸市、あ、済いません、それから牛久市。鹿嶋市、牛久市、土浦市、水戸市で実施しているという状況でございます。

実施の内容でございますけれども、牛久市さんにつきましては、胃がん検診、これはバリウムのX線なんですけども、これと一緒に受診をしていただいているということで、なおかつ、41歳、46歳、51歳で胃リスク検査を受けたことがない方が対象で、バリウム検査とセットで実施をしているという状況でございます。

鹿嶋市さんにつきましては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳と70歳、40歳以上70歳まで5歳刻みが対象ということで実施をしているようでございます。

それから、土浦市さんですけども、やはり40歳から70歳まで5歳刻みで、一度もリスク検査を受けたことのない方を対象に実施をしているようでございます。

それから、水戸市ですけども、51歳以上で一度も受けていない方、それから、または51歳以上で節目の年、これも50歳から5歳刻みということになっているかと思えます。それから、40歳から50代、それから40代のうちに一回も、あ、失礼しました、51歳以上で節目の年で実施をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。わかりました。かなり進んでやっていたらしゃるということがわかりました。

さらに、最近新聞で拝見いたしましたけれども、自治体に加えて、水戸市では中学2年生を対象にピロリ菌検査を今年度から実施したということでございますけれども、その点どのようにお考えでしょうか。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 中学生についてピロリ菌検査を実施したということで、胃がんの発症との関係、それから除菌治療によりまして胃がんの発症リスクが下がるということで、将来の胃がんの発症数が減るということを期待して取り組みをされているものというふうに考えておりますけども、現在は、国のがん予防重点健康教育及びがん検診のための指針の検査方

法にピロリ菌の検査は含まれておりません。なので、現時点で町で実施するということは考えてございませんが、国におけるがん検診のあり方に関する検討会におきまして、科学的根拠のあるがん検診の検査項目、それから方法について検討がされているということでございますので、この動向を注視してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） ピロリ菌に感染するのは12歳までと聞き及んでおります。そういった免疫力が低いということだそうです。で、12歳未満の場合は、除菌しても再感染するという可能性があるという聞いています。そういった意味では、15歳から30歳くらいの時期に除菌するのがよいと言われておりますけれども、そういったことも国の動向が進めば、そういったことも今後リスク検査、血液でやっていかれるのかなと思いますね。

また、貧血検査ということでね、水戸では血液検査は既にやってたってということで、そういった中で一步進んでいるということであるのかなと思いますので、国の動向を見ながら、しっかりまたお願いしたいなと思うんですけれども、また3月でも、今回、がんの教育ということで提案させていただいたがん教育の推進、また、中学校では学習指導要綱が改訂されておりますので、そういったこともあわせて、今後ぜひ教育委員会のほうでもあわせてよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問で、胃内視鏡検査を実施している自治体は把握してございますでしょうか。

○議長（紙井和美君） 健康づくり課長田邊好美君。

○健康づくり課長（田邊好美君） お答えいたします。平成28年度に県庁の保健予防課で取りまとめた調査というものの中では、県内5市町村、水戸市、常総市、牛久市、ひたちなか市、茨城町が実施しておりまして、全て医療機関での個別検診ということで実施しているようです。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番（難波千香子君）

○13番（難波千香子君） はい、ありがとうございました。医療機関の個別機関ということで、集団ではないということですね。はい。券をいただいて行ってるという、はい。

今回こういった、5月にこういった国の指針も出ましたけれども、それに鑑みて、阿見町でのそういった胃の内視鏡検査を実施するためには、どのようなハードル、体制整備をすることが必要なのかお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。国のがん予防重点健康教育、それから、

及びがん検診実施のための指針におきまして、議員おっしゃられましたように、胃がん検診の検査項目は、問診に加えまして胃部X線検査または胃内視鏡検査のいずれかとするということにされました。これに伴いまして、県の胃がん検診実施指針においてもですね、胃内視鏡検査が追加されたというところでございます。

この胃がん検診の実施に当たりましては、適切な方法及び制度管理下のもとで実施することが不可欠でございますので、保健所、それから地元医師会、それから検診の実施機関と十分協議を行うことが必要であるというふうに考えてございます。

で、県の胃がん検診実施機関及び精密検査医療機関の登録に関する基準というのがございまして、県では、検診の精度を確保し、検診の効率、それから効果の向上を図るために、検診実施機関及び精密検査医療機関の登録管理というものを行っております。市町村の検診体制を支援するという体制になってございます。

この中で、胃内視鏡検査医療機関の登録検診機関となる要件がございまして、単に胃内視鏡検査が実施できるということのみではなくて、地区医師会に胃がん検診読影管理委員会というものが設置されていること、それから、検査に従事する医師は日本消化器がん検診学会認定医や日本消化器内視鏡学会の専門医であること、それから、茨城県胃がん検診従事者講習会、その他消化器系の学会、それから、県の研修等に参加することなど複数の条件をクリアするということが必要になってございます。

現時点で胃がん検診の登録検査機関というのは町内にはないというような状況でございますので、医師会を含め、今後いろいろ協議を進めていかないといけないというふうに考えております。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） わかりました。今まで、ちょっとお隣、やってるということで牛久市を知らべたところ、やっぱり牛久市市内じゃなくて、龍ヶ崎、つくばとか、広域でやっておりますけれども、阿見町におきまして、そういった人間ドックとか、そういったものも阿見町以外でもたしかやっていたかなと思うんですけれども、そういったことも今後は考えていきながら、阿見町だけではなくて、今のお話だと、阿見にないということですので、そういったこれから研修も医者の方も重ねていくとは思いますが、その辺、阿見町においては、そういった人間ドックとか、そういった今までやっていたノウハウ、それとあるところとの提携は考えていかれるのでしょうか。既にでき上がっていたと思いますけれども。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 現状も勘案しながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 13番難波千香子君。

○13番（難波千香子君） はい、わかりました。そういったしっかりハードルがありますので、医療機関との連携、やりながらぜひしっかりと内視鏡検査も十分にできますように御配慮のほうをまたよろしくお願い申し上げます。

大変にありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（紙井和美君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 1点目で御質問がありました国民健康保険1人当たりの医療費のデータでございますけれども、平成25年度1人当たり医療費、保険給付費でございますが、24万6,519円、県内で6位、平成26年度24万9,509円、県内17位、平成27年度26万794円、17位、平成28年度が26万8,323円、県内の順位はちょっとまだ未定となっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） これで、13番難波千香子君の質問を終わります。

次に、17番倉持松雄君の一般質問を行います。

17番倉持松雄君の質問を許します。登壇願います。

〔17番倉持松雄君登壇〕

○17番（倉持松雄君） 「一筆啓上火の用心お仙泣かすな馬肥やせ」というような有名な短文の手紙があるようでございますけど、私もこの年になってようやく目が覚めました。少しの質問をして、膨大な内容の答弁をいただきたい、そのような努力をしながら質問をいたします。

最初に、地域コミュニティについて。

阿見町第6次総合計画の基本目標は、人がつながるまちづくりです。町は、大切なことなので、広く啓発しながら推進するとのことですが、第2回定例会の一般質問の答弁では、教育委員会としてはそのようなことは眼中にないような感じがして答弁してるのかなという感じがいたしました。子供の教育には子供たちの地域のつながり等は関係ないのでしょうか御質問をいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 地域コミュニティ形成についてお答えします。

地域コミュニティ形成の大切さについては、前回の6月定例会で町長から「人がつながるまちづくりを進めていくためにも、地域住民が日ごろから集い、自治会活動に参加しながら、地域の課題を共有し、その解決に当たっていくことが必要であり、地域コミュニティの大切さを

広く啓発しながら推進する」との答弁がございました。

教育委員会としましても全く同じ認識であり、前回の私の答弁でも申し上げましたとおり、将来の社会を担う子供たちが社会参加の意識を持つように教育することは大切なことと捉えております。

この意識を育てるのは、家庭、地域、学校などで子供たちにかかわる大人たちの役目であります。今回改訂の新学習指導要領で言う社会に開かれた教育課程を重視する観点からも、子供たちに求められる資質、能力とは何かを社会と共有し、連携していくことは大切であるとの考え方にに基づき、引き続き人がつながるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 私もこれ2回目なんですね。余り長々と質問はするつもりはございません。簡単明瞭に答弁をしてくださいますように、私も努めますからお願いします。

ところで、第6次総合計画については、町の方針と教育委員会は全く同じ考えということでございますので、非常に安心をいたしました。前回ですと、何か町長は町長で勝手にやって、おらはおらで別かなという感じもしたんですが、そうでないということで非常に安心しました。

ところで、今の答弁ではわかりましたが、現実的にはどうなのかと。これ、通学区域になってしまいますが、本郷2丁目では隣の子供が別々の学校に通うことになるのです。朝の通学班では、あっちに行く者、こっちに行く者、子供たちを送り出した親も、子供も、地域のコミュニティなどできないのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今の御質問の中で、本郷二丁目ということでお話ありました。それで、本郷二丁目では、今、別々の学校になってしまうということでお話でした。

で、隣同士の子供がですね、別々の学校に通うことになってしまうことや、育成会が2つになってしまうことについては、今後そのようになる可能性は考えられます。それによって、その行政区や育成会を運営していく上でさまざまな課題が生じるであろうことも認識しております。

しかし、地域の区長さんや民生委員・児童委員さん、さらにその他の地域住民の方々が日ごろから集い、地域活動に参加しながら、このような地域の課題、今言った育成会が2つになってしまうとか、そういった課題を共有し、その解決に当たっていくことによって、この第6次総合計画にも記載されております基本目標である人がつながるまちづくりを推進できるのではないかと教育委員会としても考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 区長さんや民生委員，そして育成会，地域の方々のお骨折りによってこれを達成できるのですという意味ですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい，お答えいたします。もちろんそこにはですね，私たち行政のほうもですね，深くかかわっていきながら，そういった地域づくり，地域コミュニティを，人づくり，人がつながるまちづくりをですね，推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） わかりました。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） はい，もう一回。はい。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 2番目の質問に移ります。新小学校への通学区域について。

「新小学校への通学区域を決めるに当たり，集合住宅などの子供は新小学校に入学させないことが考えられます」と第4回学校再編検討委員会の議事録に書いていますが，集合住宅に住まわれている方々が自信をなくしてしまうし，一人前に扱われていないことを自覚させられたと思います。このことについてどのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君。

○教育長（菅谷道生君） 新小学校の通学区域についてお答えします。

今回の集合住宅に関する御質問につきましては，第3回阿見町立学校再編検討委員会において，指定校変更についての説明をした際に，第4回検討委員会の開催に当たり，委員より具体的な指定校変更制度についての検討資料が必要だとの要望がありました。この要望を受け，本郷小学校と新小学校の区域について，これまでの地域社会が形成されてきた経緯や各地区の考え方等を総合的に考慮した上で，教育環境の最適化を考慮し，指定校変更制度の適用を最優先にさまざまな検討を行うため，第4回検討委員会で説明したものであります。

答申内容では，戸建て住宅，集合住宅に関係なく新小学校の通学区域となりますので，御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 今の答弁中で，一番最後のほうの，現在はどちらも新小学校に行けるということが言われまして答えていただきましたが，その点はわかりました。

私の質問をしているところは，この議事録に書いた時点で何を根拠にして書いたのかということ質問いたしましたつもりでございます。今の質問だといいますと，学校の先生が書いたとし

たら、これは零点です。教育次長や学校教育課長が書いた答弁でしたら、これは100点です。ちょっと煙に巻くような部分がございますから。

ここで私は、住まいによって人に差をつけるようなことはあってはならないと思いますが、どういうところで、誰の発案でこの文書が書かれたのかということを知りたいのです。まずそれが1つです。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今倉持議員のほうから、住まいによって人の差をつけることはあってはならない、これは私もそのように思っております。当然そういったものは人に差をつけるものでないと思います。

今回のこの第4回の検討委員会で議論し合ったのはですね、答弁にもございましたが、検討するためのいろいろ資料をですね、事務局のほうで用意していただきたいという御提案がございました。そういった中で、住まい、これはあくまでも1つの提案、たたき台として、個別住宅とか集合住宅に対しての考え方を示したものでございます。

で、その中でも議論が行われましたが、結果的にはそういう今倉持議員がおっしゃるとおりですね、住まいで差をつけるのではなく、別な形で答申が出されたものでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 今言われたことはわかりました。しかし、その資料に何で載せたんだということを本当は聞きたかったんですが、それいつまで聞いたってね、しょうがないですから、本当はその資料に何で載せたんだと聞きたいんです。

それからですね、これはこの文言が入ったおかげでアパート業を妨害したと、私はそんな感じもいたします。これではアパートのお客さんもなくなってしまいます。こういうことには、そんなことが教育委員会でははならないことじゃないかと思えます。それから、もしそんでお客さんが出てっちゃったとしたら、これは損害金を払う予定はあるのかと。実は、私もアパート業を計画してました。でも、これではお客さんが入らないなと思えます。そういうときはどのようにお考えですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。まず、資料につきましては、いろんなことを想定しまして、かなり極端な形の資料をつくらしてもらいました。これはあくまでも検討する際のたたき台ということでこういった場合ってことで、特にこれを意識してつくったものでございません。

それと、今、アパートの経営、アパートの人がですね、こういったことで出ていってしまう

と、そういった可能性もそれはあるかと思えます。ですが、今回はですね、今回の答申案では、8月31日までにそちらに住民票ある方、こちらはいわゆる戸建て住宅であっても、アパートの方でも全て新小学校に行けるという答申案です。

9月1日以降にですね、そのアパートとか個別住宅を建てるようになった場合には、いろいろ条件ありますけれども、それは本郷小学校になってしまうということで、倉持議員がおっしゃるとおりですね、これはアパートにかかわらずですね、確かにその新小学校にどうしても行きたいという方はですね、もしかするとそういう通学区域では、そちら、この今の地域をですね、選ばないという可能性はあるかと思えます。こちらについては、その可能性については否定しません。

で、損害賠償云々についてはですね、法律的なことにもなりますので、そちらについては、こちらも十分な周知期間を設定しておりますので、そちらは問題ないかと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 再質問はしないほうがよかつぱか。あれ、損害料、何て今言われました。法律的にはそれはできないって言ったんですか。損害料。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、今、損害賠償のことについて、法的なことについて私の個人的な見解を述べさしてもらいましたが、今回、周知期間についても、いろいろ弁護士さんのほうと相談しまして、特にこういう定めはないということで、周知期間をある程度、今回の場合ですね、年度内に決めて8月末までということでその条件を決めたことですが、それについては十分問題ないということで、あと、その個人が選ばれなかったことについて、アパートの経営者の方からですね、それを理由に損害賠償があるかということについては、ちょっと私もわかりませんし、法的にもどういふふうなことが生じるのか、ちょっと私もわかりません。

以上です。済みませんでした。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 今までのことはわかったわけではございませんが、大体理解しました。それからですね、これは私もやっぱりそんなこまかく質問はしたくないんですが、やっぱり議員としては質問して皆さんに知らせるほかないと思って質問してるんです。

それから、それでですね、それで確認ですけども、第4回定例会の議事録で、10ページ、今見られますか。10ページの上から9行目から12行目まで、この中で、ほかの方は8月30日までに土地を買って、求めて、で、建築屋さんと契約をした人って言われたんじゃないですか。すると、この10ページに書いてあるところには契約という文句は入ってなかったんですね。それは

どうやって私は解釈すればいいですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今、倉持議員からおっしゃられた第4回検討委員会の議事録の10ページということでございますね。はい。そちらのほうちょっと、今、まあ、議事録を確認しておりますけれども、確かにそのときには具体的な説明、そういった説明をいたしておりません。これは、先ほども説明しましたが、あくまでもたたき台としていろいろな場合を想定したものであって、その後の議論の中でそういったことは決まったところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） それは変更になってるということですか。その可能性があるということですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。その変更になる可能性というのは、今の答申案が変更になる可能性ということでございますでしょうか。そうじゃない。済いません、ちょっと、はい。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 違います。そこに書いてある文章が変わっているという意味なんですか。私の質問は、それ、第4回の定例会の議事録なんですけども、今はもうそれじゃないということなんですか。それともそのままですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 大変失礼しました。あくまでも議事録はこちらのとおりでございます。で、今の内容について、その当時説明した内容と今の答申案が違ってるのは、説明しましたが、この資料をもとにいろいろ議論をして、その中でこういったものが出てきたということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） はいはい、ここに書いてますね。「土地を取得済みであり、現時点では定住していない世帯について、お子さんやお孫さんがお住まいになることを想定されることもあるかと思いますので、将来にその家族が戸建て住宅を建築して定住した場合も対象としたいと考えています」と書いてあんだね。だから、これは土地を持っていればいいことなんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。確かにですね、議事録には倉持議員がおっしゃるとおりのことが当然記録として残っておりますし、このときの考えでは、先ほどの倉持議員おっしゃったとおりですね、土地を持っていて、その方が現在は定住してないが、将来的にはお住まいになられることを想定してこういう案を出してますよってことの説明のための資料です。そのとおりです。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） じゃあ、このとおりとっていいんですか。このとおりとって。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 大変私の説明が至らなくて申しわけありません。あくまでもこの検討委員会でのこの当時の説明資料についてこの当時は説明をしてるものでございまして、今の答申案はこの説明を受けていろいろ議論した結果できたものですから、この考え方は今の答申案ではありません。御理解ください。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） これはわからないってことだね。わかんない。わからないならそれで結構なんですよ。わからないならわからないで結構ですよ。何でわかんないって聞きませんから。これでわかるんだね。ああ、いいよ、いいよ、わかんないで。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。本当に私の説明が本当にいけないんだと思います。倉持議員にお詫びします。あくまでもですね、これは検討の過程の1つの案として説明したものです。で、答申案はこの過程とは全く違う形の答申案になってますので、今ここで載っている、記載されていることについては今の答申案には反映されておられません。御理解いただけましたでしょうか。

○17番（倉持松雄君） そうだね、今、これじゃない。これじゃない。

○教育次長（朝日良一君） 答申案は倉持議員も御理解していただいているところですよ。じゃ、もう一度説明……。

○17番（倉持松雄君） これじゃない。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） ちょっと答申案を手元にちょっと用意してなかった、説明するには正確にですね、説明したいと思っておりますので、ちょっとお待ちください。今手元に用意します。いいですか。ちょっとお待ちください。今用意します。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 申しわけありませんでした。それでは、答申案、答申の内容についてですね、案じゃなく答申の内容について御説明します。これは以前議会の全員協議会のときにもお配りしたものだと思えますけど、再度改めて説明させていただきます。

答申についてはですね、倉持議員も御存じだと思いますけど、別紙という形でこういう地域の色分けした地図が載ってます。こちらについて答申って形で出していただいております。こちらについて、この文言をそのまま読ませていただきますと、「阿見町立学校再編計画による通学区域。本郷小学校の教室不足に対応するため、分離して（仮称）本郷地区新小学校を開校することに伴う本郷小学校と（仮称）本郷地区新小学校の通学区域は、別表第1の図及び図1のとおりとすると。また、保護者から指定校の変更の申請があった場合は、別紙の2のとおり基準により定めることとすると。なお、人口の推移や社会情勢の変化等により通学区域や指定校変更制度見直しを再度行う必要がある場合は、適切な審議会を組織し、審議の結論をもって行うこととする」と。

で、別表の第1に、本郷小学校の通学区域としまして、一区、一部を除く、上本郷、一部を除く、下本郷、本郷の一部を除く、シンワ、中根ということで6地区、（仮称）本郷地区新小学校区の通学区域としまして、住吉、二区北、二区南、一区、一部を除く、上本郷、一部を除く、本郷、一部を除く、こちらも6地区となっております。

その中で、本郷、今お話にありました本郷二丁目と荒川本郷地区の一部についてですが、こちらについては条件がございます。平成29年8月31日に対象地区に定住した世帯、いわゆる本郷二丁目と荒川本郷地区、ごめんなさい、上本郷地区の一部ですね、に定住した世帯が1つ、2つ目としまして、平成29年8月31日までに対象地区内の土地を取得し、かつ住宅建築の契約を行った者。で、この2つの条件を満たさない世帯については、本郷小学校通学区域となります。また、平成29年8月31日以前にこの（仮称）本郷地区新小学校通学区域内に定住し、同一区域内において転居を行う場合この限りでないということを別紙の1としてですね、答申していただいております。

別紙2としましては、阿見町立学校再編計画に係る指定校変更の許可基準としまして、2つ、保護者が本郷小学校への指定校変更を希望する場合は申請を認める。2つ目として、申請は入学する前年の11月末日までに申請を行うこと、入学後の指定校変更及び指定校変更の取り消しは教育委員会の相当と認める特別な事情がある場合を除き、原則認めないと、このような答申の内容になっております。改めて説明させていただきましたところでございます。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） それじゃ、今私が申し上げた子供や孫さんがお住まいになるということは白紙になったということですね。わかりました。

○議長（紙井和美君） 17番倉持松雄君。

○17番（倉持松雄君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、17番倉持松雄君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は1時といたします。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次に、11番久保谷充君の一般質問を行います。

11番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔11番久保谷充君登壇〕

○11番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告により質問をいたします。

今年の茨城県高校野球大会は、地元の霞ヶ浦高等学校が決勝戦までこまを進め、甲子園出場かなあと大きな期待を持って見守っておりましたが、残念ながら決勝戦で土浦日大高等学校に惜敗し、1990年の春の選抜大会、2015年の夏の大会に続いて3回目の甲子園出場はなりませんでしたが。しかし、霞ヶ浦高等学校は、好試合に次ぐ好試合で、決勝戦も10対9というまれに見る好試合でした。しかし、今回の土浦日大の甲子園出場は、1986年の夏の大会以来31年ぶりということで、地元土浦市のみならず、県内一帯の土浦日大の同窓生や土浦日大ファンの方々の喜びは大変大きなものだというふうにあつたというふうに思います。

土浦日大は、1974年に春夏連続して甲子園出場を果たして以降、1977年にも春の選抜大会で甲子園に出場いたしております。強豪校復活に至る道は、新しい専用グラウンドの整備や選手強化、指導者の力など、見習うべき点があると思います。土浦日大高の大会出場登録18名の出身中学校内訳は、東京が5名、埼玉が2名、千葉が2名、県外が9名です。県内では、つくば市3名、土浦市、取手市、守谷市、日立市、常総市、古河市がそれぞれ1名で9名という内訳になっております。有望な選手が集まっていることがうかがえます。

霞ヶ浦高等学校の県大会出場登録の20名の出身中学校の内訳は、東京が5名、千葉が2名で県外が7名です。県内では、土浦市が3名、鹿嶋市が2名、ひたちなか市が2名、坂東市、水戸市、神栖市、龍ヶ崎市、稲敷市がそれぞれ1名で13名という内訳です。県内出身は比較的少ないものの、霞ヶ浦高等学校も県内各地から有望選手が集まっていることがわかります。正選手では9名中7名が茨城県出身となっております。

今回の一般質問は、スポーツ等の全国大会に参加する場合の補助制度と補助金についてということで質問をいたします。

小中学校でも、高校でも、社会人でも、多彩なスポーツ競技や文化芸術的な種目があります。例えば高等学校で芸術文化活動に取り組む全国や海外での高校生が日ごろの活動の成果を発表し、わざを競い、交流を深める高校生最大の芸術文化の祭典と言われている全国高等学校総合文化祭というものがあります。今年は宮城県が会場として行われました。2014年には茨城県を会場として行われております。テレビ等では放映されておりましたが、スポーツのインターハイと同様、大変大きな全国大会となっております。

また、社会人でも、全国青年大会、ママさんバレーボール大会、シニアを象徴とした全国大会等々、多くの全国的な大会があります。

交通費や競技道具などはほとんど自前で賄っていることが多いと聞いております。スポーツも、文化芸術活動も、サッカーも、バレーボールも、バスケットボールも、水泳も、野球も、これは全く平等に取り扱われるべきだというふうに思っております。

そこで、次の質問をいたします。

- 1、他自治体の同様大会出場の補助金制度と補助金額について。
- 2、町の補助対象団体について。
- 3、町の補助対象の大会について。
- 4、町の補助金について。
- 5、全国大会、総合文化祭など文化的な大会にも補助を拡大すべきではないか。
- 6、サッカー、バスケット、レスリング等さまざまな競技種目にも補助をすべきではないか。
- 7、上記の趣旨から、阿見町スポーツ大会出場補助金交付要綱を改正すべきではないかという質問をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長菅谷道生君、登壇願ひします。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 1点目の他自治体の同様大会出場の補助制度と補助金額についてですが、個人や団体が全国大会へ出場した場合に、阿見町を含めた近隣市町村の対応についてお答えします。

町では、阿見町スポーツ大会出場補助金交付要綱の規定により、対象者に補助金を交付しています。また、阿見町と同様に補助金制度を導入している近隣市町村は、牛久市、稲敷市、美浦村となります。

牛久市は、全国大会出場で開催地が関東地区内の場合に、個人については1人当たり1万円とし、関東地区以外の場合には2万円としています。団体については、対象人数を乗じた額としています。

稲敷市では、全国大会出場で開催地が関東地区内の場合に、個人については上限額を1人当たり1万円、関東地区以外の場合に上限額を2万円としています。団体については、対象人数を乗じた額とし、上限額を15万円としています。

美浦村については、個人、団体、出場地域を問わず1人当たり1万円としております。

また、土浦市と龍ヶ崎市は激励金として取り扱っております。土浦市は1人当たり5,000円で、高校生以下は3,000円としています。龍ヶ崎市では、個人は1人当たり1万円で、団体は7万円としております。

2点目の町の補助対象団体や対象者についてですが、要綱の第3条1項により、町内に住所を有する者、または、町内の事業所に勤務する者となっており、かつ、町体育協会に加入している選手もしくは町スポーツ少年団に加入している選手や監督となります。

3点目の町の補助対象の大会についてですが、要綱の第2条1項により、国・県・公益財団法人日本体育協会等が主催し、県等の予選を経て県代表として出場する関東大会以上の大会や全国青年大会となります。

4点目の町の補助金額についてですが、要綱の第5条により、補助金額の算定は交通費と宿泊費の補助対象額に補助限度率を乗じた額となります。補助限度率については、小中学生はなしで、小中学生以外については2分の1となっています。補助限度額については、日本国内で開催される大会の場合に、個人につき1人当たり3万円、団体は15万円となります。

なお、補助金額については、ただし書きの規定により、阿見町の代表として出場する選手等またはオリンピック・パラリンピックもしくは全国高等学校野球選手権大会に出場する選手等にあってはこの限りでないとしています。

5点目の全国高等学校総合文化祭など文化的な大会における補助制度の拡大についてですが、当文化祭は都道府県代表の高校生による芸術文化活動の祭典とされています。県代表として選抜された高等学校は県から補助金を受けていることなどもあり、県内市町村では補助をしていないようです。町でもこのようなことから対象として考えておりません。

6点目のサッカー、バスケット、レスリング等さまざまな競技種目にも補助すべきではないかと、7点目の要綱の改正について、関連しますので、あわせてお答えします。

議員御指摘のレスリングのように体育協会やスポーツ少年団に属さない競技種目については、補助対象要件を満たさないことから、補助金が交付できません。しかしながら、町民の生涯スポーツの推進や奨励という点からも、幅広い競技種目に目を向けなければならないことから、今後は補助制度のあり方について検討をしたいと考えております。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、まず28年度のスポーツ大会出場補助金の交付状況

についてちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えする前に、大変ちょっと今の答弁で、申しわけないんですけど、1点目の他自治体等の補助制度の部分で説明が不足してるところがありまして、ここで補足をさせていきたいと思います。

答弁の中で、土浦市と美浦村の対応状況を説明しましたが、補助金等の申請先につきましては、土浦市は土浦市の体育協会、美浦村は美浦村の体育協会となっておりますので、補足のほうさせていただきます。大変申しわけございませんでした。

引き続きまして、ただいま久保谷議員からのちょっと質問あった件でお答えしたいと思います。

28年度阿見町のスポーツ大会出場補助金でございますが、実績額としましては41万7,103円でございます。内容につきましては、さまざまな大会がある中で、まず、スポーツ少年団のほうからですが、バトミントン大会ということで関東大会へ、これ、群馬のほうに6名ほど行ってございます。それから、同じくバトミントン大会でも、全国大会になりますが、体育協会のほうで東京へ2名と、それからスポーツ少年団のほうから全国剣道交流大会、こちらでございますが、愛知県のほうに、それも2名行ってございます。それから、体育協会のほうで全国グランドゴルフレディース大会ってのあるんですけど、これで九州のほう1名ということでございます。

それから、全国青年大会なんですけど、これ、バレーのほうで、バレーボールですね、それで電車代としまして交通費補助をしてございます。

それから、常総学院が全国高等学校選手権大会のほうで出場の際にちょっとそれで補助金を出してございます。トータルで41万7,103円となります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） まあ、ね、今聞くと、いろいろなところに少しずつは補助してるのかなというふうに思いますが、今最後にあれしました、何ですか、常総学院が行ったときの阿見町からの補助金は幾らだったのかについて伺います。

あとですね、今回の土浦日大高等学校が阿見町からも当然生徒が通学してるというふうに思いますので、さっきの常総学院も同じだというふうに思いますが、補助金の金額と算定方法じゃないけど、そのことについて伺います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。それで、28年度全国高等学校

野球選手権大会に出場しました常総学院の件につきましては、これは基準というよりは算定の方法がございまして、阿見町の住んでいらっしゃる生徒さんの数その対象校のほうに何人か行ってるかっていうことを1つ基準としてございます。1人当たり3,000円ということで、28年度、常総学院のほうには通学生徒が81名いました。で、計算しますと24万3,000円ということで、20万ということで補助金の額というものを決定してございます。

それから、今回、土浦日大が出ました全国高等学校野球選手権大会でございますが、それも町の方から40名ほど土浦日大さんのほうに行ってくださいまして、計算上12万となりますが、ちょっと10万円ということで補助額を決定したということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） はい、じゃあ、わかりました。それではですね、近隣のね、高等学校、全国高等学校野球大会に出場した、何ですか、市町村の補助金額は幾らだとかについてちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 例えば土浦市で、常総学院でずっと今まで出てきた、土浦市から出てる補助金額と、例えば藤代高校とか、あと、最近の、ほら、水城だっけ、はどういう補助金を出しておるのか、ちょっとその辺のところを伺います。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今あった具体的に土浦市さんのほうはですね、土浦市内の高校が甲子園大会に出た場合、こちらは町の社会体育部門ではなくて、秘書の担当のほうからですね、100万円ということで出しているようでございます。はい。

それと、あと、取手市の藤代高校がですね、出たということで、こちらは社会体育部門のほうを担当になりますけれども、そちらで取手市のほうは要綱がありまして、その要綱規則の中で500万円を出しているようでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） それではですね、霞ヶ浦高等学校が2015年だっけ、の夏の大会に出場したときの補助金額は幾らだったのかと、また、あと、ちなみにね、まあ、古い話ですが、わかればですね、1990年の春の大会に出場したときの霞ヶ浦高等学校に対する町の補助金は幾らだったのかについて伺います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。27年ですけど、霞ヶ浦高校が

行ったときなんですけど、500万ということになります。で、そのときに生徒さんがどれだけいたかと申しますと、阿見町からの住んでいらっしゃる方が195人ということになってございます。それで500万ということで補助額を決定してございます。

あと、過去に春の選抜大会ですかね、高等学校選抜大会がありましたけど、数字的なものはちょっとわからないということで、ということです。今この時点でちょっとここはちょっとよくわからないということです。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 補助はしたのほしたんですよね、多分。後で調べてください、んじや。

今のね、500万ということなんですけど、これ、金額を決めた根拠と理由についてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） はい、お答えします。そのときのちょっと状況でございますが、こちら、取手市さんのほうでやってるスポーツ出場奨励金要綱ってのがあるんですけど、先ほど次長からもちよとお話ちよとあったんですけど、こちら、取手市のほうではそういった奨励金を使って、その中で規定額が規定されている額が500万となってまして、その金額を当てはめたということでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あのですね、これ、藤代高校のほうでは、今、藤代高校っていうか、取手市のほうですよ。取手市のほうでは奨励金ということで500万っていうことで今出したっちゅうことなんですけど、阿見町では補助金ということで、ね、500万出したっていうことなんですけど、多分ね、これ、補助金の要綱っていうかさ、あれからすれば、これ、何ですか、これ、地方自治法の第232条の2について、普通地方公共団体はその公益上必要である場合に補助金等を交付できるとされておりますが、そういう中で、支援した場合にね、この金額の使われ方を、これ、そういう問題の中でね、阿見町は補助金、向こうは奨励金、そういう形でやっぱりこの使われ方が、今回ね、去年の決算のときに、そういう形ではね、やっぱり向こうから明細書みたいなのをもらうような形で、向こうっていうか、これに限らず、野球に限らず、全部明細書みたいなのを、形をもらうような形じゃなくちゃまずいんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） お答えします。特に明細とかそういうものは

もらってない状況です。ちょっと手続の中でいろいろ入ってくるものが、趣意書ってということで、これは対象校が出場したときに、こういった趣旨で御協力をお願いしたいとか、寄附金とか、そういうもので趣意的なものでちょっと来てる内容がありますが、そこでお金がどうのこのとか、そういう点では特に明細的なものとかそういうものはなくて、で、手続に必要なものとしては、大会に行くための計画書っていうのですかね、そちらのほうで出して、それを確認してる状況でございます。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 使い切りちゅうことなんで、それはあれだというふうに思うんですが、やはりこの、何ですか、スポーツ大会出場補助金じゃなくてね、やっぱり奨励金みたいな名目で出せば、この、そういう、何ですか、いろいろな細かいそういうやつを向こうからもらったりなんだかんだしなくても済むのかなというふうに私は考えてんですね。その辺も含めね、最後の話をまだしますけど、その辺もひっくるめてね、考えていただいたらいいのかなというふうに思っております。

あとですね、霞ヶ浦高、これはあのね、私立の高校つったら霞ヶ浦高等学校しかないけどね、その中で、霞ヶ浦高等ばっかしの話になりますが、セーリング競技でね、今回ね、イタリアで行われた世界大会に出場してます。また、国体等にも出場してますが、このときの補助金等についてはどのようになっているのかちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 生涯学習課長松本道雄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（松本道雄君） はい、お答えします。そちらのほうの大会については、町のほうの対応というのは特にございません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） やはりあのね、何でも同じだかわかりませんがね、セーリングはね、やっぱりそういう意味では、運んでったりなんだかんだする場合にはね、特にお金がかかるというふうに思うんでね、その辺のところを含め、今後は考えてってほしいなというふうに私は考えております。

今まで話した中でも、要は、スポーツの中でね、野球にね、特化してやっぱり優遇してるような印象を私は受ける、まあ、受けるんですがね、そういう中で、やっぱり競技種目にある程度ね、平等に、公平に評価して補助すべきではないかというふうに考えてるんですが、どのように考えておりますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。答弁の中でも答えさせていただいてる

んですけれども、今回補助ができてないスポーツがございますので、そういった対象要件を満たさないことについてもですね、今回はそういったものも公平に、平等にですね、この制度を運用していくという観点から、この制度をちょっと見直しも含めて考えたいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 答弁でね、「阿見町スポーツ大会出場補助金交付要綱の規定により、阿見町の代表として出場する選手等またはオリンピック・パラリンピックもしくは全国高校野球大会選手権大会に出場する選手等にあってはこの限りではない」というふうなものがありますが、この交付要綱の中でね、補助金の金額をやはり今度は明記したほうが私はいいいというふうに考えておるんですが、どのように考えてるのか伺います。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。そうですね、なるべくですね、この要綱の中で具体的な金額を明示できるものは明示しながらやっていきたいと。それが町民の方にもですね、よくわかって利用していただけるものと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） あとですね、先ほどは、全国高等学校総合文化祭など文化的な大会における制度の拡大についての私の質問では、「県代表として選抜された高等学校は県からの補助金を受けている。また、県内市町村は補助をしていないということから、町では対象として考えていない」と答弁しておりますが、やはり町でもね、文化振興を考えた場合にね、何かの形でね、今後はそういう要綱的なものを設置を考えていったほうがいいのかと私は思ってるんですが、その辺についてはどのように思いますか。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども、総文はやはり県のほうでっていうことで、あとは、本当に高校のことを考えてやったら、それこそ大きな金がどんどんどんどん出てくってするでしょう。全国大会もう必ず出てるわけだから。それを全部補助対象にしたときに、非常に厳しくなると思うんですよ。

それこそ全国大会に出れば、金額は30万だ、20万だって、そういう状況はやはりほかの地方自治体、ほかの地方自治体がどうなってるか、高校に対してどうなってるかっていうのをよく調べて、それは他の自治体でもこういう形で要綱を決めてやってますよっていうんなら、それはいいと思います。

ただ、小中学校または一般町民の皆さんが、バドミントンとか、バスケ、子供たちもレスリ

ングやってる子供います。そういうものに対しての要綱を変えていくっていうことは、これはやっぱり町がやってかないといけないけど、霞ヶ浦高等学校、強過ぎるからね、今から本当にその要綱をやったときに、相当の金額が出てくってという状況になると、これはやっぱりちょっと難しいじゃないかなと、それだけはお話ししとかないと、同じようになっちゃうからな。そういうことだ。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） まあ、ね、確かに今町長言われるように、霞ヶ浦高等学校はいろいろなスポーツでね、まあ、今度またね、サッカーにも力を入れてくってということで、やっぱりどんどんそういう形で全国レベルになって、いろんな部分の形が多分出てくるというふうに思いますがね、今度のだから要綱の改正のときに、きちとさっきの金額を明示したりね、あとは、何ですか、さっきの、ほれ、補助金がいいのか、奨励金っていう名目にするのかとか、その場合は、ね、そういうふうに細かい内容はあれしないで済むとかっていうのであれば、そっちの方向に変えてってもらいたいなというふうに思います。

まあ、ね、今これから大変だよってというような形でおりますがね、本当にそのときに幾らかでもね、今以上に金額は上乘せにしてもらって、当然ね、旅費だとかね、競技種目のやっぱり道具代とかね、やっぱりだんだん高くなってるといふふうに思いますのでね、ね、増額とかいろいろ考えながら、ほんで、みんなが一生懸命、何ですか、スポーツに、とかいろいろなものにやっぱり、ね、頑張ってもらおうような方向で今後は考えていっていただきたいというふうに思います。その辺のところ最後にして。

○議長（紙井和美君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう私もね、霞ヶ浦高等学校の前の門番ずっとやってたから、幾らでも本当に霞ヶ浦高等学校に援助したいなっていう、そういう思いをしております。また、今回のね、セーリング会場にしたって、霞ヶ浦高等学校にお力をいただいてできたし、大室の7ヘクタールも霞ヶ浦高等学校に買っていただいて、あの地域も非常に喜んでるっていう、そういう状況であります。

連携協定を結んで、いろんな面で協力をしていただいていることは重々わかるんですけど、今後本当にどれだけの全国大会に行くのかということの中でね、もうバレーも強い、セーリングも強い、レスリングも、今非常に軟式テニスも非常にすばらしく練習してます。また、テニスも強いですが、硬式テニスも。そういう中で、どのぐらいの範囲の中でね、町が補助できるのかっていうことも考えながらね、ゼロっていうのではなくてね、考えながらやっていきたい。

そしてまた、先ほどね、補助金ではまた本当にね、数字を出してどうのこうのってなると、やっぱりそれではあれだろうと、奨励金のほうがかえっていいんじゃないかと。相手もこんだ

けこうやってこうやって使ったよってというのはね、出さなくて済むっていう。決してそれ以上の金額かかりますんで、そういうことを今久保谷充議員の提案等を踏まえながら、きちんとした対応をとっていきたい、そう思っています。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 本当にね、霞ヶ浦高等学校にね、ばっかしの形になりますがね、やっぱり私も最初のころに言いましたけど、やっぱり野球に、今のところはね、特化したような形になってるんで、もうちょっと、何ですか、同じ霞ヶ浦高等学校なので、いろいろなスポーツにやっぱりある程度満遍なくやっぱりできるものに対してはやっぱりお願いしたいなというふうに要望して終わります。どうもありがとうございました。

○議長（紙井和美君） これで、11番久保谷充君の質問を終わります。

次に、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。こんなに早く私の順番が回ってくるとは思っていませんでしたので、ちょっとばたばたしておりますが、今回も最後の質問者になりましたが、通告書に基づき質問をさせていただきます。

今回も阿見町第6次総合計画について、6月の第2回定例会に引き続き質問をいたします。前回は、前期基本計画の重点施策の1番、「定住促進を図ります」について、その成果指標に対する進捗状況や定住促進策、それと中間評価、また、平成35年の人口5万人の見通しと市制移行への考え方、この以上4点について伺いました。

人口5万人については、まだ2,000人ぐらい足りないけれども頑張っていきたいということでした。定住促進策につきましては、効果が出ていて、東部工業団地が全区画埋まって等ですね、御答弁をいただきました。そこでですね、今回は、第6次総合計画の基本計画重点の2番、「安心の実感を高めます」について伺います。

1つ、阿見町第6次総合計画の現状と前期中間評価について伺います。

2番、財政健全化の現況について伺います。直近の財政状況はどのようになっていますか。また、財政健全化の施策はどの程度進んでいますか。

3番、上水道及び稲敷広域、特に消防、広域消防についてですね、広域的取り組みについて伺います。

4番、学校の安全は保たれていますか。ハード・ソフト両面の現状についてお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、阿見町第6次総合計画の重点施策、「安心の実感を高める」の取り組みは進んでいるかについての質問にお答えいたします。4点目の学校の安全は保たれていますかについては、教育長より答弁をしていただきます。

1点目の阿見町6次総合計画の現況と前期中間評価についてであります。

町では、総合計画の進捗管理として施策評価を毎年行っておりますが、おおむね予定どおり進捗しております。御質問にありました安心の実感を高めることについては、重点施策の1つに掲げ、この3年間さまざまな事業に取り組んでまいりました。

幾つか例を挙げますと、防災行政無線の整備、公共施設の耐震化、防災備蓄品の拡充と、財政的にも厳しい状況にありながら、優先的かつ計画的に進めることができました。その結果として、町民の安心実感が高まったかについては、今年度から策定作業を進める後期基本計画策定作業の中で、アンケート等の方法によりこれを把握し、評価したいと考えております。

2点目の財政健全化の現況についてお答えします。

まず直近の財政状況についてであります。地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において4つの財政指標を健全化判断基準として定めております。平成28年度決算における健全化判断比率並びに資金不足比率については、先日の諸般の報告でも申し上げましたとおり、全て基準以下となっており、健全段階にあります。また、町の財政力指数は、第6次総合計画策定時の基準年となる平成24年度の0.86から年々向上し、平成28年度には0.90となっております。こうした指標から見ると、町の財政状況は健全性を保っていると言えます。

次に、財政健全化の施策の状況についてであります。

第6次総合計画では、「安定した財政基盤を確立し、健全かつ持続可能な財政運営が行われている」を目指す町の姿として掲げ、効果的、効率的な財政運営、公有財産の適正な管理、有効活用、3点目ですが、民間活力の積極的活用、4点目税収の確保の4つの個別施策を柱とした計画を策定したところです。

本年度は、計画期間4年目を迎えますが、事業の必要性、緊急性等の観点から事務事業の見直しを行うとともに、経常的経費の抑制や町税収納率の向上に鋭意取り組んでおります。

第6次総合計画の策定時における町の財政は、歳入が伸び悩む一方で、扶助費や公共施設の維持補修費、義務的経費の増加により財政の硬直化が課題となっておりましたが、財政健全化の施策の取り組みにより、わずかずつではありますが、着実に成果が上がってきております。

今後も、行政サービスを低下させることなく財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

3点目の上下水道及び稲敷広域の広域的な取り組みについてであります。

水道事業の広域的な取り組みにつきましては、平成25年度より近隣5市町村で勉強会を立ち上げ、5市町村共同で業務委託をすることによる委託費削減についての検討を始めました。そして、平成27年度より、かすみがうら市・阿見町共同お客様センターを開設し、両市町の共同での業務発注を開始しております。それにより、町では1年間に委託費の10%に当たる約720万円を削減しております。さらに、平成29年度から、かすみがうら市・阿見町の共同お客さんセンターと土浦市のお客様センターを統合したことにより、年間約360万のさらなる委託費の削減が図られております。

稲敷広域の広域的取り組みにつきましては、平成18年に国が定めた市町村消防の広域化に関する指針により、町と稲敷地方広域市町村圏事務組合は、平成25年2月より稲敷広域・阿見町消防等広域化協議会を発足し、平成26年9月の定例議会において広域化が決定され、平成27年4月1日から、町は稲敷広域消防本部に加入いたしました。

広域化による主なメリットにつきましては、これまでも説明してきたところですが、大規模災害時において消防力が不足しないように消防隊の追加投入体制をとることができ、さらなる消防力が必要となった場合でも、第二、第三の消防隊出場を確保することができます。

また、各市町村の境がなくなり、管轄区域内の5署2分署2出張所で、最寄りの署等から消防車、救急車が出場することが可能となることで、現場到着時間の短縮が図られております。実際に最近発生した事案で申しますと、先月住吉地内で飲食店の火災が発生し、消防車及び救急車の出場がありましたが、阿見署のほか他署からの応援車両もあり、速やかな消火活動により、大きな火災には至りませんでした。

その他広域化のメリットとしては、各署に配備する車両の整備についても計画的に配備することが可能となるため、経費の削減の効果が得られるものであります。

このように広域化による強力な消防体制の整備・充実と効率化が図られ、的確かつ迅速な対応が可能となることから、消防の広域化は、安全・安心のまちづくりを推進し、町民サービスに寄与しているものと考えております。

○議長（紙井和美君） 次に、教育長菅谷道生君、登壇願います。

〔教育長菅谷道生君登壇〕

○教育長（菅谷道生君） 4点目の学校の安全は保たれているかについてお答えします。

ソフト面としましては、防災教育で東日本大震災やつくば市で発生した竜巻などを考慮して、防災教育においては、備える、命を守る、立て直すのキーワードを掲げ、発生前、発生時、発

生後の各段階において適切な対応がとれるように、茨城県として学校防災に関する手引きが作成されました。この手引きを踏まえ、町内小中学校においては、定期的な避難訓練を初めとして、さまざまな訓練や防災に関する教育を計画的に実施しております。

危機管理の分野は、防犯、防災など大変多岐にわたっています。そのため、1つ1つの災害等に対して個別の教育をするだけでなく、日常の生活の中で常に自分の命は自分で守れるように、危機推測能力、危機回避能力が身につくよう指導に努めています。

危機管理体制の確立は、職員の危機管理能力の向上や地域との連携などを、訓練を通してその都度反省及び改善策を検討し、次回につなげ、改善システムを確立して向上を図っております。

ハード面の学校施設の耐震化対策については、全ての小中学校の校舎、体育館の本体については完了をしております。また、体育館の天井などから下り下げている非構造部材の耐震化対策についても、平成30年度までに完成する予定となっております。

地域防災拠点としては、各小中学校に防災倉庫の設置や非常用の通信施設の整備のほか、防災井戸等を設置しております。

防犯対策については、機械警備の導入とともに、防犯カメラを設置して来校者のチェックをしております。不審者の侵入に対しましては、さすまたを初めとした防犯用具を整備しております。

交通安全対策では、通学路の危険箇所について、関係機関との合同点検を実施し、町通学路安全対策推進会議において対策を検討し、実施しております。

今後も、子供たちが安全安心に学校生活を送れるよう、ソフト・ハード両面からさまざまな方策に取り組んでまいります。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、御答弁ありがとうございます。

1点目のですね、阿見町第6次総合計画の現況と前期中間評価についてにつきましては、重点施策2の「安心の実感を高めます」の評価とともにですね、おおむね予定どおり進んでいるということで、安心をいたしました。

また、御答弁にはごさいませんでしたけれども、直近の取り組み事例では、昨日の樋口議員の質問にもありましたように、危機管理監の新設によるさらなる安心の高まりがあると思います。このように適宜状況に応じて対応いただいていることがよくわかりました。

今後予定をされているアンケート等の実施により、町民の皆様の民意を把握し、後期基本計画策定に活かしていただきたいと思っております。

それでは、数値的な部分からですね、「安心の実感を高めます」の進捗状況をお伺いいたし

ます。2点目になります。財政健全化の現況について再質問をさせていただきます。

まず、1点目です。第6次総合計画にも載っておりますけれども、主要財政指標の推移の表がございます。その表にあらわされている指標について、現状今どのようになっておりますでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。現在の第6次総合計画では、財政健全化の主要な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率、公債費比率、実質公債費比率、収納率、この6つの項目を掲げております。

で、まず財政力指数ですが、町長の答弁にもございましたが、第6次総合計画策定時の基準年となる平成24年度の0.86から、平成28年度には0.90となっております。次に、経常収支比率につきましては、同じく92.5%から91.4%へ1.1ポイント改善しております。また、公債費負担比率につきましては、同じく11.6%から11.9%へ0.3ポイント悪化しております。そして、公債費比率につきましては、同じく8.2%から8.0%へ、また、実質公債比率につきましては、同じく8.7%から4.7%にそれぞれ改善しております。そして、最後になりますが、町税の収納率ですが、同じく93.2%から95.7%と向上しております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。ただいま御案内いただいた財政指標なんですけれども、6項目がこの6次総のところのですね、62ページに書かれています。なかなか財政指標はですね、難しい、非常に難しいんで、ここでちょっと簡単に御説明いただければありがたいなと思っております。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。財政指標の用語、定義ですね、ということですが、まず財政力指数ですが、こちらは税収入を基準として、財政需要に対する自主的な適応力、財政力の強さを示すもので、交付税の基準財政収入額を基準財政需要額で除した、そして出すうちの過去3カ年の平均値と言います。値が高いほど財政に余裕があるとされておまして、1を超えると普通交付税の不交付団体というふうになります。

次に、経常収支比率につきましては、こちらは財政構造の弾力性をあらわす指標と、比率となっております。こちらは、経常一般財源が経常的経費、経常一般財源というのは税金、地方税、それから普通交付税を中心とした毎年経常的に入ってくる収入、いわゆる一般財源になりますが、それと経常的経費、こちらは人件費、扶助費、公債費などの経費、必ず毎年支出される経費にどの程度充当されてるかの割合になります。こちらは数値が高いほど経常的に収入さ

れる一般財源に余裕がないということになっています。いわゆるよく言われる硬直化ということの指標にもなっております。

公債費負担比率につきましては、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合で、返済金が財政を圧迫していないかどうかを示す指標でございます。こちらも数値が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示すものでございます。

続きまして、公債費比率ですが、こちらは公債費に充当された一般財源の標準財政規模に占める割合で、地方債の償還額の負担状況を示す指標となります。

また、公債費、実質公債比率、こちらにつきましては、毎年度経常的に収入される財源のうち公債費に、公債費相当額に充当される割合で、過去3年の平均値となっております。

最後、収納率ですが、これは皆さん一般的におわかりだと思いますが、町税全体の調定額に対する実際に入ってきた収入額の割合となります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

そうしましたらですね、先ほど御案内いただきました現況のところの平成28年度の財政力指数、0.90ということについて先ほど御案内いただきましたけれども、こちらのですね、茨城県の県平均と、阿見町が0.90ですので、その県内ランキングというのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。まず、平成28年度、今から申し上げる数値につきましては、現在国県のほうで集計中ですので、速報値という形で捉えていただきたいと思います。

で、平成28年度県平均の財政力指数ですが、こちらは0.70となっております。で、当町では、先ほども申し上げましたが、0.90で、こちら、県内44市町村中7番目ということで、参考までに申し上げますと、県内1位は御存じの東海村で、こちらは財政力指数1.52というふうになっております。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。阿見町がですね、財政力指数で県平均を大幅に上回っているという現実、驚きとともにですね、とにかくお礼を言いたいというふうな数値だと思います。0.90というのはかなり高いと思いますので、茨城県の県内の44の町村の中で7番目ということは、自信を持ってこれからのですね、定住促進にもつながっていくん

ではないかというふうに思っております。

続きまして、財政状況の今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。まず、歳入面ですが、こちらは、景気の回復等により、町税収入につきましては増収が期待されてるところです。ただ、しかし、現在進行中の新小学校、道の駅整備、国民体育大会等の大規模プロジェクトの実施により、皆さんおわかりだと思いますが、事業費が増加しているということで、基金の部分についてお話しさせていただきますと、平成27年度及び平成28年度には財政調整基金からの繰り入れを行って対応しているというところなんです。また、新小学校の事業の財源としても、公共公益施設整備基金、こちらからも繰り入れのほうを行っております。

大規模プロジェクト等の事業推進に当たりましては、地方債、さらには補助金等、活用できる財源を活用して実施してるところですが、こうした投資的経費が集中的にここ数年実施されてるということなので、今後も基金の取り崩しは見込まれるというところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。税制の見通しを伺いましたけれども、三大プロジェクトがあって、それぞれ地方債、補助金いろいろ繰り入れしながらですね、やっていくけれども、基金の取り崩しが見込まれるということでございました。

基金の取り崩し、実際にやっていった中ですね、当然目減りはするわけですよね。この目減り分の部分をですね、今後どのように補っていかれるんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。先ほど、主要財政指標の現状について、総じて改善、よい方向にあると答弁はさせていただきました。しかしながら、私ども財政担当としましては、今後の財政運営について決して楽観視してるわけではございません。

現在、大規模プロジェクト等により、集中的に基金を取り崩しております。さらに、財源を確保するため、町債の発行も行っているところでございます。このことは言うまでもなく将来にわたって基金残高の不足、公債費の増加など、今後の健全な財政運営の懸念材料となってくると思っております。

決算監査意見書の総括の中で、監査委員から将来にわたる持続可能な財政構造の確立に向け全庁を挙げた積極的な取り組みが必要と御指摘をいただいているところでございます。この意見書を真摯に受けとめまして、中長期財政計画に基づき、3カ年実施計画における事業精査を十分に行い、新規事業の抑制と既存事業の見直しを進め、経費の縮減を図るとともに、民間活力

の活用や町税収納率のさらなる向上、さらには、新たな財源の確保を図ることが必要であると、そういうことを進めていくことで、先ほど町長の答弁にもありましたが、財政の健全化に努めていきたいというふうに考えております。

そして、その効果として、経費の節減、財政の財源の確保の結果生み出された余剰金を基金に積み増しすることで、積み増しをするというプロセスを構築し、財政調整機能を維持していくとともに、今後の行政課題であります公共施設の老朽化対策、さらには、町の第6次総合計画の後期基本計画に掲げる施策に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時10分といたします。会議の再開は午後2時15分といたします。

午後 2時04分休憩

---

午後 2時15分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それでは、引き続き質問させていただきます。

先ほど基金の取り崩しということがありまして、日経の5月31日の新聞にですね、自治体基金に関連した記事が載っております。これをちょっと御披露してですね、質問のほうを続けさせていただきたいと思います。5月31日の日経でございます。

「地方自治体が積み上げた基金をめぐり、財務、総務両省の対立が目立ってきた。財務省が見直しを求め続ける状況に、総務省の諮問機関である地方財政審議会が、地方財政に余力があるような議論は不相当だと意見書で猛反発した。地方が頑張ってお金をためたら、余裕があると言われても気を削がれてしまう」というふうに言っています。

火つけ役としては財務省で、基金の存在に着目し、地方財政の余裕のあらわれだというふうに訴えている。5月10日の財政制度審議会で、自治体の基金残高が、2015年、2年前までで21兆円に膨らんでるということのデータを提出し、同じく経済財政諮問会議の民間委員も、地方交付税の部分の見直し、財政配分の見直し論を申し立てたという形で、この今ありました自治体基金についてですね、問題提起をしているということでございます。

そこで、自治体基金について伺います。阿見町の基金の状況と総務省からのヒアリング、また、通知等の有無について伺います。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まず、本町の基金の状況でございます。現在、町では、一般会計、特別会計を合わせて19の基金を保有しております。で、平成28年度末の残高でございますが、総額で56億8,367万円となっており、そのうち財政調整基金につきましては、27億1,650万円となっております。

自治体の基金をめぐる議論について、今、議員のほうからもお話がありましたが、この件につきましては、総務省より、増加の著しい基金についてということで、基金残高の調査が来ております。こちらは、調査の内容としては、基金残高に対して交付税の基準財政需要額の直近の水準が安倍政権以前の10年間の平均と比べて1.5倍以上になっている自治体を中心に、その背景、要因について実態調査を行うものでした。

で、茨城県内でその1.5倍以上に膨れ上がっている市町村は20市町村、当町は1.173倍ということで、この20市町村には含まれておりません。参考までに、2016年、この次の年のデータですと、県内18市町村、阿見町は1.045倍というような数字となっております。

で、これは、調査の目的としては、国が策定する地方財政計画への反映、さらには財政資金の効率的配分に向けての改善策を検討するためということで、今後この調査結果いかんによっては、地方交付税等の削減につなげる国としての狙い、財務省ですね、財務省として狙いがあるのではないかというふうに見ております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。同じ日経の中でですね、どうしてこういうふうにならぬ地方自治体が持ってたということの中でですね、1992年をピークに、ずっと地方の基金については落ちていってわけです。で、2008年からですね、一転、また増加になったわけです。

で、このことについていうのは、2006年3月31日に、御案内のとおり夕張市の破綻、財政破綻がありまして、ショッキングな事例があったということで、92年からずっとこう基金をため込まないようにしていたのに、やっぱり赤字はだめだということが各市町村に再認識されて膨らんだと。で、あげくの果て、あげくというか、2015年には21兆円になったという形で日経は報じています。額とするとですね、一番大きいのが大阪市で2,050億、東京都江戸川区では1,483億という形ですね、21兆円の本当にこう大きいところでは、こういう自治体の部分で積み増しをしていたという格好になっています。

今、先ほど部長から御案内いただいた総務省のヒアリングの部分でいけば、総務省は基本的に自治体側に立っていただいているという形の中で、1.5倍をまあ超えないところで、それについてはですね、全市町村がやっているとしますけども、1.5以上の部分について特に今注目している。

ただ、財務省はですね、一般会計の予算に対して2割が適当ではないかということの部分を持ち合わせていますので、どちらにしてもですね、その折衷案という部分で自治体の基金のところまでもいろいろ注目されながら、交付金の部分での減額とかいう形で進んでいくのかというふうに思っております。

また、次の質問です。次にですね、こうやって自治体としては基金を積み増しし、歳出の効果的な運用によって経費の削減等自助努力による適正化、歳出の適正化を進めています。しかしですね、地方財政健全化の外的要因として、このように21兆円に膨らんだ自治体基金の適正化のための地方向け財政配分の見直しや、インセンティブ改革の1つと言われているトップランナー方式、これがあると思います。このトップランナー方式について、その概要と町の財政への影響について伺います。

○議長（紙井和美君） 総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

多分トップランナー方式というのは、いきなり出てきても周りの皆さんもわからない方もいるかと思いますが、これは地方交付税を算定する際の単位費用についての考え方、新たに国が示してきた考え方のことで、平成28年度から導入されまして、先進的な自治体が達成した例えば高い収納率、さらには行政の効率化によって削減された経費を地方交付税の単位費用の積算に反映するというものです。

トップランナー、すなわち先進的な取り組みによって成果を上げている地方自治体をモデルとして取り上げ、歳入面では、高い収納率で積算することで基準財政収入額にプラス要因として作用し増額となる。また、歳出面では、削減された経費で積算することで基準財政需要額にマイナス要因として減額として減額になっていくと。結果として地方自治体に対する地方交付税の総額は減額になるという交付税の仕組みの話でございます。

で、トップランナー方式、阿見町に導入されたことによる影響ということですが、こちらにつきましては、本町では、学校給食調理の民間委託、さらには情報システムのクラウド化など、トップランナー方式の対象となる業務改革を進めております。

また、歳入面では、自主財源が6割を超えております。そして、その大層を占める町税収入、こちらは歳入全体で45%を占めているという状況です。これが税収、自主財源が確保されているということに要因については、阿見東部工業団地への企業進出、さらには、荒川本郷地区等への住宅増築、住宅建築の増加など、それぞれ住宅建築の増加による人口増と。これは町税、個人町民税の収入増にもつながってきてるところです。

そういった将来を見据えて着実に進めてきた基盤整備の投資効果が、企業の進出、それから住宅開発の増加、ひいてはこういった定住促進というものに形で成果があらわれてきてるんだ

というふうに考えております。

そういう阿見町ですが、やはりトップランナー方式の導入について影響は受けております。平成28年度の地方交付税では、約1,950万円が減額となっております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。やっぱり町の財政の部分ですね、外的要因があって1,950万も目減りがしてるというところの中で、それでもですね、先ほどから財政の健全化について伺って、0.90、いろんな要因があるけれども、町民の皆様が困らないように、安心して実感できるようにということで、執行部の皆様にはいろいろとしていただいているということがわかりました。

個別施策につきましてはですね、この答弁のとおりにやられたということで、2番につきましてはですね、これで終わりにして、3点目のほうに移りたいと思います。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） じゃ、3点目、上水道及び稲敷広域の広域的取り組みについて再質問させていただきます。

阿見町における広域的取り組みを御答弁いただきましたけれども、県内とかですね、全国でこのような広域的取り組みというのはなされているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） 今回の取り組みにつきまして、かすみがうら市と共同で業者を選定して、別々に、契約は別々に結ぶという手法をとっておりますが、これは国内で初の試みということで、総務省のほうで新たにシェアードサービスという命名をしていただいております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。シェアードサービス、はい、ありがとうございます。

続いて、答弁書にもありますけれども、当初5市町村では、共同での業務委託についての勉強会が平成27年度があったと。27年度に実現したかすみがうら市との広域化では、共同での業務発注という形になっています。この両者についての違いがあるのか、どんな経緯で発注となったのか、また、その業務内容についてどのような発注をしているのかについてお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。当初は共同で発注という方法を考えておりましたが、連名で契約を交わそうとしますと、協議会の設立が必要になるということで、事務手続上煩雑になる、またはハードルが高くなるということで、スムーズな広域化が図れないということで、先ほどお話ししたように、新たな手法として、一緒に業者を選定して、契約は別々に結びましょうと。で、一般公募型のプロポーザル方式を行っております。で、阿見町、かすみがうら、あと、有識者とで審議会をつくりまして、その審議会で業者選定をしたということになります。

で、まあ別々の契約ですので、阿見町、かすみがうらそれぞれ違った業務内容で契約ができるというような利点もございます。

で、実際どのような業務を発注したのかといいますと、窓口での受付業務、あと、水道開閉栓業務、あと、メーター検針業務、料金調定業務、料金収納業務、滞納整理業務、給水停止業務、電算処理業務、その他附帯業務ということで、9つの業務を発注しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原直行君。

○6番（栗原直行君） はい、ありがとうございます。そうしましたらですね、今後の阿見町の水道事業における広域的取り組みの方向性はどのようなことでしょうか。

○議長（紙井和美君） 上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長（坪田博君） はい、お答えいたします。阿見町とかすみがうら市の共同発注は、事業統合を行わないということで、非常にハードルが低いというか、やりやすい状況になっておりますので、近隣の市町村も巻き込んだ形で、より広域化を進めていければというようなことを考えております。

で、今、かすみがうら市とやってる状況なんですけど、その中で新たな業務も広域化できるんじゃないかということで、指定工事店の申請業務、それと、給排水設備の修正業務、これを阿見町、かすみがうらいずれの水道事務所でもできるようにできないか、また、土浦にあるお客様センターでできるようにできないかということで、今かすみがうら市と協議に入っております。

また、水道で使う消毒液、これ、次亜塩素酸ナトリウムというんですが、これを県で一括購入してもらえないかと。県で一括購入してもらえば、当然単価が安くなっていきますので、そういうことで町のほうから県の企業局に働きかけをしております。県の水道の所管の生活衛生課のほうでも、担当者の方のお力をおかりして、徐々に動いているような状況ではございます。

で、さらに、共同化に関しましては、他県からの先進地の視察の受け入れと勉強会などでの

講演、あと、マスコミ取材などを通して、より広域化を全国的に広まればということで努力を続けたいと考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。阿見町水道課さんですね、シェアードサービスというのをつくられて、全国の部分にこれから広がればいいなというふうに思っております。同じ広域的取り組みの中でですね、広域消防について伺いたいと思います。

広域消防についてですね、加入している自治体というのはどの市町村があるのでしょうか。また、稲敷広域ですね、稲敷広域消防について自治体はどの市町村があるのでしょうか。また、規模はどのようになっているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。現在、稲敷広域消防に加入している自治体ですけれども、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、河内町、利根町、美浦村、阿見町の7市町村でございます。

また、この広域化されての規模でございますけれども、管轄面積がですね、約550平方キロメートル、管轄人口が約30万人、職員数の定数でございますけど、410人、消防車両等の保有台数が84台ということで、広域管轄区域内において5署2分署2出張所で、合計9署所ですか、で運営している状況でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） そうしますとですね、広域消防のサポートによってですね、消防団の技術的な向上があるというふうに伺いました。9月30日の女性消防なんかもですね、このサポートの成果だとは思いますが、それも含めてですね、取り組み事例があればお伺いいたします。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。広域消防のサポートによりですね、消防団の技術向上については、消防団の男性操法訓練、それから、今ありました女性消防隊の操法訓練、水防訓練指導等による各種協力によりまして、常に現場対応ができるような技術指導を受けてございます。また、広域化になってもですね、消防署と消防団が協力、連携し消火・救助に当たるため、従来までの活動に変わりはありません。

今後も大規模災、多発災害においてですね、迅速な対応が可能となるよう、引き続き稲敷広域消防本部と連携し、安全安心なまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えておりま

す。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。そうしますと、稲敷消防がですね、発足したのが私が消防団終わった後だと思うんですけども、これ、平成27年でよろしいですかね、27年に広域化が進んだと思いますが、その2年間でまだまだ成果云々はあれかもしれませんが、広域化の成果としてどのようなものがありますか。

○議長（紙井和美君） 町民生活部長大塚芳夫君。

○町民生活部長（大塚芳夫君） はい、お答えいたします。広域化の成果につきましては、平成27年4月に当町が稲敷広域消防本部に加入したことにより、先ほども述べましたけども、管轄面積、職員数、それから車両保有数等を比べますとですね、県内広域消防本部の中でもトップクラスの水準の組織となり、住民サービスの向上等の成果があらわれてきているという状況でございます。

ただ、当町がですね、消防広域化に踏み込んだ経緯は、町主導で編入に動いただけではなくて、町の消防広域化推進計画も相まってですね、進んできた経緯がありまして、今後もさらに広域化のメリットを活かして町の消防力の向上につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。今、上水道と町民生活部長さんのほうに伺って、広域化の部分ですね、メリットについて伺いました。

続いて、4点目についてお伺いいたします。学校の安全は保たれているかについて再質問させていただきます。

教育長の御答弁の中にですね、学校防災に関する手引きを踏まえて訓練をしているという箇所がございました。この訓練についてですね、どのような訓練をどのような時期にされているんでしょうか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。学校のほうでは、防犯とかいろいろなことに関して安全計画というのを、来年度の安全計画を2月の末までに出すことになっております。この法律で決められています。それを基づいて、避難訓練だったり、例えばそれは火災であったり、地震であったり、不審者であったりなどのような訓練だったり、それから防犯教室だったりとか、いろいろなことで対応しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。今、安全の部分の中でですね、学校防災については、それぞれ竜巻、地震、火災、雷等の部分がありまして、今度の部分について、今度というか、Jアラートですね、の部分についてはどの範疇になるのか、また新たな作成をされてるのちよっとわかりませんが、Jアラート、ミサイルが飛んだ後の30日、8月30日に、NHKの「あさイチ」でですね、このJアラートについての特集もありました。

実際にそのJアラートは、樋口議員が質問されたときにですね、この対応はどうかという形で質問されましたけども、その段階で、1月から8月までの段階で、Jアラートの訓練をした自治体というのは全国で10団体、10自治体しかなかったということでございました。阿見町は入っておりませんでしたけれども、30日以降どのような対応をされたのか、先ほど御案内した学校防災手引きには多分マニュアルが入ってないと思うんですけども、その辺のマニュアルの作成についてはどのようにされているんでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。茨城県の教育委員会からですね、「弾道ミサイル飛来に伴う学校の対応について」という通知が出ております。そういったものを各学校に読んでいただきまして、各学校で対応をしているところでございます。

で、実際にこの対応の中でも訓練のことがうたわれてまして、訓練をしている学校はございます。直近ではですね、阿見中学校で9月の5日の日にですね、Jアラートに対応した避難訓練を実施しております。

で、先ほどマニュアルというお話がございましたけれども、この訓練に際してどのように訓練を行うかっていうものを、計画したものをですね、自分たちでつくって、それで訓練を行っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） このJアラート、6時に私も目覚めておりまして、子供たちの登下校、8月でしたので登下校はなかったんですけども、これは子供たちがいたらどうなったんだろうなというふうに考えました。

東部地区、西部地区によってですね、登校班の登校の子供たちの登下校については違うとは思いますが、茨城県が採用してる「子供を守る110番の家」というのが子供たちの避難場所として認知をされています。

この子供を守る110番の家の今実際に御協力をいただいている方々というのはどのくらい

らっしゃって、これはどのくらい再点検としては実施されているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。子供を守る110番の家についてですが、現在、全校で895軒の方に御協力いただいております。この子供を守る110番の家の再点検につきましては、各学校とか、PTAの方、あと、児童がですね訪問しておねがいでいる学校が多いところがございます。それら以外に、電話とか手紙等により拡充させていただいているところがございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） そうしましたらですね、この答弁書にもありましたけれども、危険予測能力や危険回避能力の育成という形で書かれています。具体的にはどのようなことをされてるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。先ほど私のほうから、年間でいろいろな計画的に訓練とかしてるという話しましたが、それだけではとても、そのときにこう話をしただけでは、当然子供が自分で、あ、これは危ないかなとか、この場合にはこうしたらいいかなというのはなかなか身につけません。また、小学校の1年生と小学校の6年生では、その教え方も違ってきます。1年生とかだったら、何回も繰り返して刷り込むように教える、6年生だったら自分で考えるなどなど一応それぞれの段階にもよるので、こういうふうにすればすぐ伸びますよっていうことはありません。ですので、学校のほうでは、事あるごとにそれぞれの学年、子供の発達段階に応じて話をしたりするようにしています。また、話すだけではどうしてもその力は着きませんので、やはり日常生活の中で体験をしながら学ぶというふうにしています。

ちょっと一例ではありますが、例えば本郷小学校のほうでは、至るところで鳥のカモの写真が副校長のほうで張っています。カモということで、ここを歩きながらそのカモの写真を見るたびに、もちろん事前に話をしとくわけですが、ここで急に飛び出すと子供同士でぶつかるカモとか、ここで急いで走ると滑って転ぶカモとか、そういうような子供たちにわかるような伝え方をしているところであります。

第二小学校のほうでは、今年の夏休みになる前に、スクールサポーターという警察のOBの人を招いて、防犯教室なんかを開きました。そういうところでは、例えば低学年向きに主になりますが、「いかのおすし」なんていう言葉を教えたりしています。「いかのおすし」というのは、行かないの「いか」、乗らない、「お」は大声で叫ぶ、「す」はすぐ逃げる、「し」は知らせるなどといったような、これはちょっと今の防災というところとはちょっとずれますが、

このように事あるごとに話をしています。

以上でございます。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） いろいろ、本郷小学校のカモとかですね、「いかのおすし」だとかっていう形でいろいろ工夫されているってことで、この2つ能力がですね、育成されて、子供たち自身が危険から逃れていただくように能力を高めていただきたいと思います。

防災から防犯のことについてもちょっとお伺いしたいんですけども、8月の11日の深夜、近隣の小学校ですけれども、そこに不審者が入ったという事件が発生しております。阿見町における不審者情報の件数というのは実際に発生しているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい、お答えします。平成29年度では、1件だけ、夏にプールに中学生が入ったという報告が受けてあります。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。プールということで、よかったなと思っています。これは、近隣小学校については、ガラスを破られて当然侵入されたと、侵入されてしまったという形でしたので、より警備のほうをですね、強化していただきたいというふうに思っております。

で、さすまた以外の防犯用具がありますよという形で、さすまたも、それ以外のものもありますよってことで御答弁いただきました。君原小学校のPTAでかかわっていたときに、第一小学校でやっぱり不審者というのが、もう六、七年前ですかね、ありまして、そのときにさすまたを、なければという形で、それから配備されたと思います。そのときに、PTAとすると、ネットランチャーというですね、女性でも扱いが簡単な防犯用具がありまして、これは防犯上効果的だよという形があったんですけども、ネットランチャーとかですね、カラーボールとか、いろいろ防犯用具はありますけども、具体的にその他の部分の備品関係の整備はどうなっているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今御質問がありましたネットランチャー、それに防犯スプレー、さらにカラーボール、バット、竹刀などについては、各学校のほうに配置しております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。それでは、交通安全のほうをさせていただいて、4問目の質問も終わりたいというふうに思っております。

交通安全の部分なんですけれども、町内にスクールゾーンがあります。ただ、制限速度が30キロから40キロという形の中で、スクールゾーンといっても一律な制限があるというわけではありません。このスクールゾーンはどのような基準で設置されているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。このスクールゾーンにつきましては、阿見町というか、一般的にですね、各小学校区から子供が徒歩で通学できるおおむね半径500メートルの範囲を設定しております。で、スクールゾーンの地区におきましては、車両禁止などの時間規制や路面表示、「スクールゾーンあり」とか、「通学路注意」「スピード落とせ」、そういった路面標示や、また、横断歩道や信号機の設置、それに一時停止、速度規制なども警察にお願いして実施しているところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。スクールゾーン設置のときにですね、30キロという、30キロ、40キロという中でですね、30キロというのは、ぶつかったときに致死率が、つまり40キロだと致死率がぼんと上がるんですけども、そういうところで30キロ規制というのがあります。

本来、今阿見町にも2カ所、ゾーン30という部分ですね、設置されております。これは当然のことながら、スクールゾーンには制限速度がこれだということが実質で決まっておりますが、ゾーン30については制限速度が決まっています。この設置基準についてはどのような基準になっているのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、今栗原議員がおっしゃるとおり、阿見町にはゾーン30が2カ所ほど設置されております。この設置はですね、茨城県警察本部が設置しております。

設置基準に対しましては、市街地、市町村の行政区画がD I D地区、いわゆる人口集中地区を単位として設置することになってると。それと、地域住民等日常生活に利用されるべき道路が基準の1つになっていると。で、生活道路が集積している区域と、こういったものを満たすところに対してだけ、このゾーン30というのは設置できるようになっているとございませぬ。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。私が住んでおりますのは君原地区の塙というところでございます。塙には君原小学校もございまして、残念ながらスクールゾーンの最高速度は40キロという形になっています。

今、第一小学校はですね、ゾーン30と併用してスクールゾーンを設置しています。例えば、君原小学校のスクールゾーンを30キロに、40から30キロにですね、先ほどの致死率が下がる30キロにするということの検討というのはできるのでしょうか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。まず、ちょっと御質問にはなかったんですけども、君原小地区につきましては、先ほどの設置理由からですね、ゾーン30ってのは設置できないところだと思います。その中で、スクールゾーンの制限速度をですね、今40キロのを30キロに制限できないかということだと思いますが、これはですね、警察のほうで交通標識で40キロとか30キロの速度制限の規制をしているところでございます。それに対して町のほうからですね、要望することができますけれども、警察本部の、その要望を受けてそれを40から30に変えるのは警察本部の判断になります。これについては、警察本部の中でも厳密な基準がどうあるかわかりますけれども、いろいろなことを総合的に勘案して、その40キロだったのを30キロにするのではないかと考えております。

そういったところで、町の立場としましては、ちょっとそこら辺についてはどうなるかはちょっとわからないところでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございました。1問目のですね、第6総の部分について、細かく今まで伺ってまいりました。財政の部分から始まり、安心を高めるという形の中でですね、これも重点項目第1番の部分と同じようにですね、安心が実感できて高まっているということで、いろいろ各部署から御案内をいただいたところでございます。

以上をもって1問目の質問をこれで終わります。

○議長（紙井和美君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は3時といたします。

午後 2時53分休憩

---

午後 3時00分再開

○議長（紙井和美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） それでは、2問目の質問に移ります。

現在、当町長はですね、現在2期目で町政をしていただいております。前回と今回、6総につきましては、6次総につきましては、るる細かな内容について質問させていただき、先ほど1問目の締めのようにですね、おおむねいい結果で推移をしてきているという格好になっております。2期目ということで、7年半、7年半がですね、町長、町政を担当していただいておりますけれども、1期も含めてですね、総括をお願いできればというふうに思っております。

そこで、1つ、天田町政7年半の総括について伺います。

2つ目、今後の町政運営について伺います。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、今後の町政運営についての質問の1点目ではありますが、天田町政7年半の総括についてであります。

早いもので、私が町長という立場に立たさしていただいてから7年半が経過しようとしております。1期目の4年間の総括については、平成25年第3回定例会において、川畑議員の一般質問にお答えしております。

その一部を申し上げますと、都市計画道路等の整備、工業団地への企業誘致、デマンドタクシーの運行、学校給食センター整備などハード事業、また、民間認可保育所の誘致、家庭的保育事業の実施や放課後子どもプランの充実強化、中学3年生までの医療費の無料化など子育て支援の推進、公共施設並びに防犯灯のLED化や太陽光発電システムの普及のための助成、さらには音楽で元気にするまちづくり、大学研究機関等との連携事業などのソフト事業にも取り組んでまいりました。

こうした事業に加え、幅広い層からすぐれた人材を確保するため、職員採用に関しては、受験対象年齢の拡大や任期付職員採用の制度化に取り組むとともに、公有地管理における里親制度の拡充、競争力を高めるための入札制度の改革、さらには外部評価の実施など、予算の歳出削減の適正化にも努めてまいりました。

1期を総括いたしますと、前任者から継承した施策の着実な推進を図る一方、町民の皆様にお約束をしました施策の実施、よりよい町政を目指す行政改革をあわせて進めることができたものと自分なりに評価をしております。

2期目につきましては、東日本大震災の経験から、安全安心に対する町民ニーズが一層高まる時期には当たりまして、これに応じ災害対策となる地域防災計画の策定、これに基づく防災行政無線整備、防災拠点となる役場庁舎への自家発電装置の整備、公共施設の耐震化等のほか、消防広域化を進めることにより、常備消防体制の充実により災害に対する備えを強化し、安全安心の実感を高めることを重点的に推進してまいりました。このほか、学校再編計画に基づく

小中学校の適正配置と新小学校の建設，地域産業活性化の拠点となる道の駅の整備，国体の開催準備に取り組んでまいりました。

2期目を総括いたしますと，安全安心の確保が大きく前進したことのほか，新小学校，道の駅，国体の3つのプロジェクトに着手できたことを評価しております。これもひとえに議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力によるものと感謝している次第であります。また，最初の学校給食センター，そして，先ほども言ったとおり，国体の開催，また，道の駅，新小学校，非常に難解な事業に対して，役場職員が一体となって協力していただいた，このことは非常に心強い気持ちで7年半の事業をやれたのかなと，そう思っております。

2点目の今後の町政運営についてであります。まず，現在進めております学校再編，道の駅整備や国体開催については，着実な推進を図る必要があります。また，笑顔のあふれるまちづくりをさらに高めるためにも，教育環境の充実，産業の振興，地域の安全対策，子育て支援，高齢者・障害者対策，健康づくり，文化芸術の振興，もろもろこれでは何をやるのかというのはわからないと思うので，1つに，やっぱり教育環境の充実は，まだ中学校，竹来中学校，第一小学校，舟島小学校，この施設整備がまだできてない。こういうものをやはり早目につくり上げていきたい。

産業の振興ということですが，もうすぐ来年の1月，2月には，アイリスオーヤマの操業も始まるでしょう。また，イワタニガスのやっぱり操業も始まってくるんじゃないかなと。積極的な形でやっぱり雇用促進というような，そういうものもやっぱり積極的にやっていかないといけないなと思っております。

子育て支援等は，やはり今叫ばれている18歳までの医療費の無料化，これはやはりやっていかないといけない事業じゃないかなと。必ず県もやるでしょうから，県と一体となってこの問題に取り組めばいいのかなと思います。

高齢者・障害者対策においてはですね，やっぱり高齢者，今2つの特別養護老人ホームがありますから，もう1つはやっぱり朝日地区に何とか1つつくってきたいという，そういう思いをしております。やはりそういう面では，高齢者のところというものはまだまだ需要が高いんじゃないかなと。障害者対策においても，この間もそういう話をしましたけど，民間のやはり障害者施設を運営する，そういう会社をやはり持ってきていたいなと，そう思っております。

健康づくりというのは，先ほどの問題等でも言いましたけど，やはり人がやることです。やっぱり保健師の採用をやはり多目にして，そしてやっぱり阿見町の健康づくりの基礎をつくり上げていく。これは難波議員にも先ほど話ししましたが，そういうやっぱり人づくりをしていかないといけないんじゃないかなと。ただ単に物を何かをやってどうのこうのじゃなくてね，一番の基盤である人，人がどういう形で町民の健康に携わっていくかというか，これが一

一番大事なのかなと思います。

文化芸術の振興は、振興条例等もつくりましたから、そこにやはり基金等を入れて、そしてやっぱりそこからどういう町の文化芸術、また、歴史とか、そういうものに対しての補助等ができればいいなど、そう思っております。

町民生活が豊かなものにするという施策、公共施設の拡充というのは非常にまずいって、そういう状況もありますけど、やはり町民が豊かに暮らせるためにどういう施設が必要なのか、今の状況の中で文化会館とか町民体育館をつくるには、40億、50億という金がかかると、そういう中で、やっぱり屋根つきの多目的なね、そういう広場をつくと私はいんじゃないかなという、ずっとそういう考えを持っております。

そういうこうした施策を実現するためには、やっぱり安定した行財政基盤が不可欠であります。それには、吉原区画整理事業の土地利用をやはり県とともに早目に土地利用を進めていくということが肝要かなと。そしてまた、荒川本郷の土地利用、これも民間をやはり通じた中でね、なるべくこの四、五年の間にやはり土地利用を進めていくと、非常に町にとっては、5年先、10年先にはきちんとした安定財源、ここを四、五年はお金はかかるけど、その状況の中で、やっぱり四、五年先じゃなくて、5年、10年先を見たときに、阿見町の財源がどうなっていくかということやうちの総務部長にもいろいろ計算していただきまして、そういうことも非常に必要かなと、そう思っております。公共施設の維持管理となると、やはりもう今から公共施設をどう少なくしていくかっていうことも大事ですよ。それで、公共施設も全て町が使うのではなくて、やっぱり民間にどうやって使っていただくかということも考えていかないとけない。

そういう中で、やっぱり一番私が考えているのは、町営住宅、これをやっぱりきちんと再編していかないとけないんじゃないかなと。今どうしても必要のないものをどうやってそこに住んでる人を理解をしていただいてほかに住んでいただけるとか、そういうものでそういうものの土地利用が非常に不可欠なのかなと、そういう思いをしております。

もろもろお話しはしましたけど、やはりそういう中で、やっぱり確かに公共施設の総合管理計画は非常に大事な点だと思いますので、そういう面での、まあ、ちょっとね、自分がこういうことやりたいっていうちょっと矛盾したものがありますけど、しかし、それが町民のためになるのであるならば、お金をかけてもいいんじゃないかなっていう、そういう思いをしています。

今、今後の町の町政運営について、私が次回に町長選に出るとい、そういう思い、それはこういう事業をしたいんだって、そういう思いを今述べさせていただきました。次期町長選には出馬をするという、そういう決意を表明いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。町長選の出馬ということで表明されたということを受けとめました。

で、第6次総合計画の基本理念、みんなが主役のまちづくりをですね、推進していただきたいと思っております。頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（紙井和美君） これで、6番栗原宜行君の質問を終わります。

---

#### 休会の件

○議長（紙井和美君） 委員会審査及び議案調査の都合により、9月13日から9月27日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（紙井和美君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時12分散会

第 4 号

[ 9 月 28 日 ]

## 平成29年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成29年9月28日（第4日）

### ○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
都市計画課長	林田克己君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	岡野 栄君
上下水道課長	坪田 博君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山 義一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田 衛
書記	野口和之

平成29年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成29年9月28日 午前10時開議

- 日程第1 議案第69号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について  
議案第70号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第71号 阿見町介護保険条例の一部改正について  
議案第72号 阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について  
議案第73号 阿見町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第2 議案第74号 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）  
議案第75号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第76号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第77号 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 公共下水道特別会計補正予算にかかる所管常任委員会への再付託を求める動議
- 日程第3 議案第78号 平成28年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第79号 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第80号 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第81号 平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第82号 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第83号 平成28年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第84号 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第85号 平成28年度阿見町水道事業会計決算の認定について
- 日程第4 議案第86号 国交都再第5-1号西郷地内排水路整備工事請負契約について

- 日程第5 議案第87号 財産の取得について（消防団第3分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第6 議案第90号 訴えの提起について
- 日程第7 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第8 意見書案第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第9 議員派遣の件
- 日程第10 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（紙井和美君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

- 
- |        |   |
|--------|---|
| 議案第69号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について   |
| 議案第70号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について                              |
| 議案第71号 | 阿見町介護保険条例の一部改正について  |
| 議案第72号 | 阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について |
| 議案第73号 | 阿見町立学校設置条例の一部改正について   |

○議長（紙井和美君） 日程第1、議案第69号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第70号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第71号、阿見町介護保険条例の一部改正について、議案第72号、阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、議案第73号、阿見町立学校設置条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして総務常任委員会に付託されました議案についての、審査の結果と経過について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、29年9月19日午前9時55分に開会し、午前10時27分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め20名、事務局2名の出

席をいただきました。なお、傍聴者1名がございました。

まず初めに、議案第69号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、マスコットキャラクター選考委員会では複数の案を決めて、町民投票で多数決なのかどうなのか、最終的に選考委員がどこまで関与するのかよくわからない、ただ単に、多数がいいとは限らないという部分があるので説明をしてもらいたいという質疑がございました。

現在の予定では、選考委員さんには数点に絞り込むことをまずやっていただき、そこで最終的に町民投票をやりまして一点に絞り込んでいくんですが、それについての御意見もいただければということで考えてございますという回答がございました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第69号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第70号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、マスコットキャラクター選考委員会委員及び認知症初期集中支援チーム検討委員会の費用弁償の額は副町長相当となっておりますが、何か決める基準があるのですかとこの質疑に対し、条例の別紙、新旧対照表をごらんになっていただきますと、費用弁償ということで設定させていただいております同市の非常勤特別職の職員の方々の均衡的なところを配慮させていただきました。荒川本郷地区の審査委員さんとか、マスコットキャラクター、認知症、いずれも副町長相当職ということで設定させていただいております。均衡を図るために、こういった設定をさせていただいているとのことでございました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第70号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成29年9月19日午後1時54分に開会し、午後2時50分まで慎重審議を行いま

した。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め17名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第69号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、阿見町認知症初期集中支援チーム検討委員会は、どういった方々が委員になるのか教えてくださいとの質疑あり、執行部からは、この委員会は定員20名以内で組織するという形になっており、学識経験者、県から認知症疾患医療センターとして指定を受けた医療機関の職員、保健医療関係者等の専門職を予定しております。そのほかに、介護支援専門員、民生委員、消費者生活センターの職員、阿見町区長会からの代表を地域の代表として、認知症の人と家族の会茨城県支部より推薦を受けた当事者、それと包括支援センターの職員と高齢福祉課の職員を予定しておりますとの答弁がありました。

次に、認知症の初期の人に対する支援チームとありますが、具体的にはどういった形で検討委員会をやるのですかと質疑があり、認知症初期集中支援チームの正式な発足については、10月中を予定しています。初期集中支援チームについては、包括支援センターに配置する形になっており、包括支援センターと協力しながら訪問に当たっていきますが、その活動内容をまず検証するという事。その活動状況において、町全域で1チームという設置になりますが、さらに拡大する必要があるのかどうかという事も検討します。また、先ほどのメンバーとのネットワークをつくりながら、地域において、認知症をなるべく早い時期において発見し、医療と介護をどう結びつけていくかを、このチームを中心に検討していきたいと思っておりますと答弁がありました。

次に、町の中で認知症の方はどのくらいいらっしゃいますかと質疑があり、執行部からは、正式に何人というのは出ていませんが、厚生労働省の発表では7人に1人が認知症ということなので、やはり介護認定と同じ程度の約1,800人程度はいるのではないかと予想しておりますと答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第69号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第70号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第71号、阿見町介護保険条例の一部改正について、質疑を許しましたとこ

ろ、厚労省のホームページに地域包括ケアシステムの強化という形で載っているんですが、その中に第1号を外して全部に網をかけるということを書いていないのだが、どういう形でこのようになったのかを教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、今回、介護保険地域包括ケアシステム強化法という形の中で介護保険法が改正されたわけですが、第202条第1項で、本人に関しては被保険者ということで第1号被保険者、第2号被保険者を分けていないんですが、配偶者と世帯に属する方は第1号被保険者の配偶者世帯に限ってという形で、今までは条文が適用されていたわけですが、実際、介護保険法の運用の中では、利用者負担などに関しては、本来であれば被保険者は第1号、第2号にも関係なく、利用する方については世帯の配偶者がいた場合、その配偶者も含めて負担割合を決めるために、所得等の提出を求めていました。法的に言うと、わざわざ第1号被保険者のみに限り、第2号被保険者の家族については、法的には出さなくてもいいというものですから、そこで整合性が取れなくて、今回、そこを改正したのかと思います。経緯についてはわかりませんが、我々としてはそう判断しておりますとの答弁がありました。

次に、今回は、この17条だけの改定でいいのですかと質疑があり、執行部からは、抜本的な条例的な改正については4月1日施行がほとんどですので、3月議会のほうで予定しています。この条文に関しては7月1日施行という形になっていますので、7月1日以降の一番早い議会ということで、今回改正しましたとの答弁がありました。

続きまして、で、そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し…

…。

○議長（紙井和美君） 71号。

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） 71ですね、済みません。71号、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

○議長（紙井和美君） 71号。

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） 議案第71号、阿見町介護保険条例の一部改正について、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第73号、阿見町立学校設置条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第73号、阿見町立学校設置条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、命によりまして産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成29年9月20日午前9時59分に開会し、午前10時44分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め8名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は3名でした。

議案第72号、阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第72号、阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号から議案第73号までの5件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案5件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号から議案第73号までの5件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第74号 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第76号 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第2、議案第74号、平成29年度阿見町一般会計補正予算

(第2号)、議案第75号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議案第76号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第77号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)、以上4件を一括議題といたします。

ここで、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

上下水道課長坪田博君。

○上下水道課長(坪田博君) 9月20日の産業建設常任委員会において、私の答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

議案第75号の平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑において、久保谷充委員から、現地の復旧方法は本復旧なのか仮復旧なのかという質問に対して、本復旧ですと答弁いたしました。正しくは仮復旧でございます。お詫びして訂正いたしたいと思います。申しわけございませんでした。

ここで、舗装の復旧方法についてちょっと詳しく申し述べたいと思っております。水道においては、掘削深度が浅いため、埋め戻し後直ちに舗装を行い、管路敷設終了後に掘削した部分の舗装を撤去して再度舗装を行い、本復旧として工事完了となります。

下水道工事におきましては、掘削深度が深いため、相当な圧密沈下が予想されるため、埋め戻し後直ちに舗装を行い、仮復旧としてそのまま一定期間放置し、圧密沈下が落ちついてから舗装を撤去して本復旧を行うようにしております。水道工事と勘違いして答弁をいたしまして、大変申しわけございませんでした。

また、今回の補正についても詳細を申し述べたいと思っております。

先ほど御説明したとおり、下水道工事におきましては、一定期間仮復旧で放置し、圧密沈下が落ちついてから本復旧を行うようにしておりますが、当該現場は掘削深度が3メートル以上とかなり深く、相当量の圧密沈下が予想され、圧密沈下が落ちついてから直ちに復旧を行う必要があったため、下水道工事で掘削した道路半面については、当初予算に計上をしております。

今年度に入ってから、復旧方法について道路所管の道路公園課と協議を行ったところ、下水道工事を行わなかった反対側の路面についても損傷が激しいため、全面復旧するのが適切であろうと判断し、また、この路線で水道工事のみを行った区間についても全面復旧するのが適切であろうと判断し、今議会において補正をお願いしております。

訂正については以上です。申しわけございませんでした。

○議長(紙井和美君) 本案については、去る9月8日の本会議において所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） ちょっとタイミングが狂いました。先ほどに引き続きまして、議案第74号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、11ページ12番の地域安全対策費について概要を御説明願いますとの質疑に対し、町の危機管理監採用に伴う人件費の増でございます。8月3日付で交通防災課内に、危機管理監が副参事として着任しまして、こちらの当職に対する今年度末までの給料及び諸手当の総額になりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第74号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第74号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）、うち民生教育常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ、保育所整備事業の中の補助金が増額になった背景をお願いしますとの質疑があり、執行部からは、平成30年4月に開所予定の民間保育所「阿見きらり保育園」に関する整備補助金の補正です。国の補助基準額が改定され、補助額が増額となったために、国の補助分と町の一般財源分を増額補正するものですとの答弁がありました。

次に、この増額分を利用して具体的にどういうことをやるんですかとの質疑があり、執行部からは、国のほうの基準額の改定ということで、予算措置での基準額が改定されて、29年度の基準額が多くなったため算出し直しているということだと答弁がありました。

次に、保健衛生総務費の時間外手当の内容をお願いしますとの質疑があり、執行部からは、健康づくり課の職員の定数が14名ですが、昨年度に内定を出した保健師などが4名入るところ1名しか入らず、3名欠員になっている状況です。当初予算では、その4名が入る見込みの時間外の金額を計上していましたが、3人少なくなってしまったことにより、現時点で93%の時間外支出済みとなっているため補正しましたと答弁がありました。

次に、引き続き募集は続けていくのですかとの質疑があり、執行部からは、来年度の募集で既に5名の内定を出しており、そのうち1名は10月から働き始める予定だと答弁がありました。

次に、備品購入費の中の図書購入代について、学校図書館図書標準の基準で考えた場合、こ

の金額で図書館の冊数は整えられるのですかとの質疑があり、執行部からは、この補正予算で7,000冊弱を購入する予定です。新小学校では11,760冊が1つの目安となります。現在、実穀小の8,000冊くらいの図書を精査して、約5,300冊を持ってこようと考えています。そうすると、大体11,981冊となり、クリアできる数字と思っておりますと答弁がありました。

次に、実穀小学校の分も持ってきたけど足りなかったということで、予算的に合わないというときには、相互互換という制度もありますので、互換的な部分を利用するという考えはいかがでしょうかとの質疑があり、執行部からは、現時点でもお互いの相互間の図書はやっておりますので、そういう形で今後も進めていきたいと思っておりますと答弁がありました。

次に、予科練の委託料がマイナスという形になっていますが、この予科練平和記念館の保守点検の対象はどこになりますかとの質疑があり、執行部からは、保守点検の対象は記念館本体のみですとの答弁がありました。

次に、零戦のところはやっていなかったということですかとの質疑があり、執行部からは、零戦の格納庫については、職員が点検をしていますとの答弁がありました。

次に、教育部の時間外手当の状況について伺いますとの質疑があり、執行部からは、主に新小学校の建設や学校再編についての各部会の会議を開催していますが、実穀小学校と本郷小学校の統合に向けては、去年の28年12月に統合が決まったものであって、当初予算には計上していませんでした。また、事務局としては、土曜日、日曜日など休みの日に会議を持てば、時間外ではなく振替休日に対応できますが、委員からの意見の中に、やはり土曜、日曜は家庭があり、昼間はお勤めしているということがあり、子供の夕食とか準備が終わった後の夕方7時以降がいいというのが大多数だったので、どうしてもこの会議は夜の対応しかないということで、今年度は84回の夜の会議を実施しながら進めていくような体制づくりをしています。そのために、補正予算を計上しましたとの答弁がありました。

次に、夜の会議が入っている日は、朝のフレックス、朝のスタートを少しおくらせるとか、フレックスタイムのような方策は考えていますかとの質疑があり、執行部からは、一般の町民が窓口に来られたり、電話がかかってきたりというのがありますので、時間をおくらせるというのは難しいと思っておりますとの答弁がありました。

その他、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第74号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）うち、民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第76号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を許しましたところ、地域密着型介護予防サービスの給付費の内容をお願いしますとの質疑があり、執行部からは、要支援2の方が1名、認知症型のグループホームへ入所し、年間を

通してグループホームへ入所すると高くなるので補正予算を計上しましたとの答弁がありました。

その他、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第76号、平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 次に、産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第74号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、産地改革チャレンジ事業補助金の内容について教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、この補助金は茨城県の補助金で、農業者等の組織する団体がブランド化や独自産業化による付加価値向上に自ら行う強みをつくり、高める、革新的な取り組みへのチャレンジを支援するものです。

今回、阿見町では、阿見町認定農業者落花生倶楽部が、阿見町産の落花生を活かした蜜入り落花生の商品化の取り組みについて、産地育成型の補助事業を申請しています。事業費は66万5,280円、県の補助金が2分の1で33万2,000円となり、町の補助金の支出はありませんとの答弁がありました。

次に、農業への農業基盤整備事業の内容について教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、農地耕作条件改善事業交付金は、整備済みの農地の簡易な整備や再整備を実施する事業で、各土地改良区で取りまとめた要望を事業主体である町が国に申請し、耕作者の実施した整備費の定額が国より助成金として交付されるものです。

事業内容としましては、暗渠排水整備が島津、大形、掛馬で5件、435アール、783万円。次に、区画拡大が吉原、大形で2件、254アール、381万円。湧水処理が大形で2件、162メートル、27万6,000円。合計1,191万6,000円の取り組みとなりますとの答弁がありました。

次に、町観光協会補助金の内容を教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、あみ観光協会で来年3月の自転車イベントに向けて計画を進めており、町内への誘客促進や知名度向上、霞ヶ浦観光の有効活用などの観点から、地方創生推進交付金を活用し、平成28年度から調査研究を進めています。委託業者はミズスポという東京の会社で、内容は、時間内に決まったコースを何周走れるかをチーム戦で競うエンデューロと、阿見町、美浦村、稲敷市を走るサイクリング、ライドハンターズという種目の2競技を開催する予定です。

エンデューロは武器学校内で開催するよう進めていますが、武器学校内コースの一部に損傷

が激しいところがありますので、自転車車両が安全に走行できるよう、舗装、補修を行うということで、今回の補正を行いました。補修内容は、舗装面積3カ所、合計が60平方メートル、そのほか約60センチの穴の補修が3カ所で、舗装構成は町道規模の簡易舗装で考えていますとの答弁がありました。

次に、土木費の区域指定業務委託料の内容を教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、区域指定集落实態調査の委託料で、阿見町都市計画マスタープランに位置づけられた区域指定制度の運用を図るための業務となります。この制度は、都市計画法第34号第12号に基づく開発行為に伴うものですが、市街化調整区域であっても、要件を満たす区域をあらかじめ県の条例に定めることで、申請者の出身要件を問うことなく、住宅や一定の小規模店舗等が建てられるというものです。

当町ではこの要件を満たす区域として、島津地区、上条地区及び君島地区、この3地区の一部についてが対象となっており、今年3月に3地区で地元説明会を開催したところ、反対意見等がなかったため、県のほうのテーブルに乗せていただくことになりました。それに伴い、事前協議の資料や、申請図書を作成を委託するものと答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第74号、平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号）のうち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第75号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、公共下水道整備事業の場所と詳しい内容について伺いますとの質疑があり、執行部からは、焼き鳥くらもちのころの舗装が非常にひどいということで、全面復旧するためのものです。当初、下水道工事をした半面だけを予算計上していたんですが、反対側の舗装の状態もよくないということで、道路公園課と水道会計から負担金をいただいて、全面復旧する予定だと答弁がありました。

次に、下水道工事はいつ工事発注していつ終わったのか、また完了検査はいつやったのかについて伺いますとの質疑があり、執行部からは、平成28年10月18日から平成29年3月31日まで、3月29日に検査を行いましたとの答弁がありました。

次に、現在の状況は仮復旧なのか本復旧なのかとの質疑があり、本復旧だと答弁がありました。ただいま執行部から説明がありましたとおり、本復旧ではなく、仮復旧ということでございます。

次に、あれだけ路面が下がり、でこぼこになってひび割れているというのは施工不良ではないですかとの質疑があり、執行部からは、現場によっては水がたくさん出たり、状況がよくないところでは竣工してから下がるところがあるので、ひどいところは改めて舗装し直すよう

にしていますとの答弁がありました。

次に、下の管はどういう状況になっているのですかと質疑があり、執行部からは、管には影響がないと考えておりますとの答弁がありました。

次に、今すぐに全面復旧するのではなく、もう一度復旧して半年くらいおいて状況を見てから路面の復旧をしていただきたいと思いますと思いますが、どう考えますかと質疑があり、地域住民の方も非常に心配していて、できれば早くやってもらいたいと言われたので、今回補正を上げましたが、ある程度復旧をして、しばらくおいて状況を見ながら全体的な舗装ということも検討せざるを得ないだろうと思います。技術的手法については、委員から言われたような考え方の中で検討させていただければと思いますとの答弁がありました。

次に、今後どのように処理していくのか、また、下水管について下がっている可能性もあるので再検査してくれませんかとの質疑があり、執行部からは、今回補正をいただいても、まだ沈む可能性もあるので、業者のほうの瑕疵担保でひどいところは補修しながら様子を見て、もう沈みはないだろうという判断ができた時点で全面復旧を行いたいと思います。下水管についてはもう一度、下がっているかどうか検査したいと思いますとの答弁がありました。

その他、質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第75号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第77号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第77号、平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今、委員長の報告があったんですが、執行部の誤ったね、答弁により作成されたものの答弁がありました。そこで、訂正答弁に対する質疑が必要じゃないかというふうに思いますので、お願いを申し上げます。

○議長（紙井和美君） ただいま、11番久保谷充君から動議が出されました。

ここで、この動議について賛成者はございますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） この動議の所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。

それではここで、暫時休憩といたします。会議の再開は——、このあと議会運営委員会を開きたいと思っておりますけれども、委員長いかがでしょうか。

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） はい。

○議長（紙井和美君） それでは、会議の再開は議会運営委員会が終了後といたします。

午前 10時41分休憩

---

午前 0時05分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議会運営委員会で種々話し合いがありました。また、休憩中にも少し話し合いをしたいと思っておりますので、それではここで、暫時休憩といたします。会議の再開は、午後1時といたします。

午前 0時05分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

久保谷充君に申し上げます。本日の本会議においては、執行部に対する質疑はできないということは十分御承知かと思っておりますが、もう一度動議の内容について簡潔にお願いいたします。

○11番（久保谷充君） 先ほど公共下水道事業特別会計補正予算にかかわる執行部の発言に対し、所管常任委員会で質疑、再審査を行うため、所管常任委員会に再付託をお願いしたいというふうに思います。

○議長（紙井和美君） わかりました。それでは、最終日でありますので、本動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。

---

#### 公共下水道特別会計補正予算にかかる所管常任委員会への再付託を求める動議

○議長（紙井和美君） 追加日程第1、公共下水道特別会計補正予算にかかる所管常任委員会への再付託を求める動議を議題といたします。

提出者から、動議提出の説明を求めます。

11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 先ほど執行部のほうより、常任委員会での説明の内容と変わっている点がありますので、そういう中で、そうしますと質疑の内容、その他、変わりますので、その辺のところを、やはりもう一回、委員会を開いていただきたいというふうに思いますので、

その辺のところ、もう一回、わからないところをもう一回、委員会の中で説明を聞きたいというふうに思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） これより質疑に入ります。

質疑を許します。

動議に対する質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、ただいまの動議に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、ただいまの動議について、起立により採決いたします。

所管常任委員に、再審査のための再付託についての動議に賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。よって、所管常任委員会の再審査のための再付託についての動議は、可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩とし、産業建設常任委員会の開催をお願いいたします。

会議の再開は、産業建設常任委員会が閉会し、委員長報告書がまとまり次第再開いたします。

それでは、産業建設常任委員会の皆さんは……。

〔「全協室」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 全協室にお集まりください。執行部の方もお願いいたします。

午後 1時06分休憩

---

午後 2時30分再開

○議長（紙井和美君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、18番佐藤幸明君が退席いたしました。

したがいまして、ただいまの出席議員は17名です。

それでは、議案第75号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、本日9月28日の本会議において動議があり、所管常任委員会に再付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） さきの9月20日の産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告をいたしました。本日の本会議において当委員会に再付託されました。議案第75号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により報告申し上げます。

当委員会は、平成29年9月28日午後1時9分に開会し、午後1時39分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め4名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者は11名でした。

それでは、議案第75号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、初めに執行部からの答弁の修正点について再度説明があり、その質疑を許しましたところ、焼き鳥くらもち側と反対側という話と、水道工事と下水道工事の期間を改めてどういう工事なのか説明をお願いしますとの質疑があり、執行部からは、当該現場につきましては、水道管、下水道管、両方の工事を行っております。水道工事を先に行いまして、その後、下水道工事をやったということです。現場については、下水道工事も水道工事も終わっていますとの答弁がありました。

次に、穴を掘ったところに一度に埋めたということですかとの質疑があり、執行部からは、同時ではなく別々に行いましたとの答弁がありました。

次に、入札のときに、仮復旧、本復旧という資料は業者に出しているのですかとの質疑があり、執行部からは、水道工事にしても下水道工事にしても、一般的なことなので、マニュアルをつくってはいません。施工する前に、業者から施工計画書というのが上がってきます。その際、抜けているものがあれば指摘をして、こういう項目を入れてください、順序が違っていれば、順序を変えてくださいなどのやり取りはしていますとの答弁がありました。

次に、完了検査をいつやったかについて、3月29日との説明でしたが、後日尋ねたときに、追加発注によって工事がずれこんだとの話でしたが、どういうことですかとの質疑があり、執行部からは、工事を行っている間にうちもお願いしたいとお話があります。予算がない場合についてはお断りすることもあります。予算があるときには追加工事として発注することもありますとの答弁がありました。

次に、追加と通常の変更工事とは違うんですかとの質疑があり、執行部からは、設計変更をして追加工事として出す場合と、別の工事として随意契約と、二通りのやり方がありますとの答弁がありました。

次に、先ほど、現在は仮舗装という説明ですが、仮舗装のまま完了検査をやったんですかとの質疑があり、執行部からは、設計が仮舗装までということで発注していますので、仮復旧のまま竣工という形になりますとの答弁がありました。

次に、仮復旧のまま本復旧をしないで完了検査をしたということは、本舗装をしないで支払いを済ませたということですかとの質疑があり、執行部からは、支払いは設計書に沿って工事ができているかどうかで行います。設計書が仮復旧までということであれば、仮復旧で竣工ということです。下水道工事は仮復旧までしか設計で見えていないので、仮復旧で竣工ということになります。その後、沈下で下がった場合には合材で埋めていただいて、地元の人々に迷惑がかからないようにしていますとの答弁がありました。

次に、現場は仮舗装の設計ということですが、阿見町では下水道の工事は仮復旧までで発注をかけているということですかとの質疑があり、執行部からは、下水道についてはそのような形で工事発注を行っておりますとの答弁がありました。

次に、本復旧をするときはどのような形で予算を執行するのですかとの質疑があり、執行部からは、工事については下水道工事で別物ということで本復旧は発注するようになります。設計を組んで、指名競争入札または一般競争入札ということで、新たに入札をして契約しますとの答弁がありました。

次に、今回の路面の復旧工事はどのような形で復旧工事をするのですかとの質疑があり、執行部からは、舗装工事については、あくまでも別の工事ということで考えておまして、下水道工事をやったところに随意契約で出すということは考えておりません。それまでの間の補修については、下水道工事なり水道工事を施工した業者に本復旧するまでの間、補修をやっていたと予定ですとの答弁がありました。

次に、本復旧はまだという状況で全面復旧するということですかとの質疑があり、執行部からは、今回、下水道工事を行った業者に補修をお願いしているのは、工事として発注して町からお金を出しているわけではなく、施工業者のほうで負担してやってくれています。町のほうでやる本復旧では、当該現場を全面復旧で行う予定で、指名競争入札または一般競争入札ということで新たな業者を選定する予定ですとの答弁がありました。

次に、埋め戻してやるのは仮復旧で、それを剥がしてやるのが本復旧ということですかとの質疑があり、執行部からは、下水道工事については、仮復旧をしてある程度おいてから本復旧をします。現場を見て反対側も状況が悪いということで、全面を舗装するということでの補正

ですとの答弁がありました。

次に、どこの現場も下水の場合は仮舗装のままで完了検査をして支払いをするということですが、工事をやった業者が補修していくという形で、年度内まで様子を見てから本復旧をお願いしたいと思いますがいかがですかとの質疑があり、執行部からは、御指摘をいただいたとおり、あれで沈下が終わっているのかというと、あれで沈下が終わりましたという状況じゃないので、なるべく沈下が終わってから舗装するような形で、年度内ぎりぎりまで待って舗装したいと思いますとの答弁がありました。

次に、下水道と水道では穴は一緒なんですかとの質疑があり、執行部からは、同じ穴に入れる場合もありますし、別々の場合もあります。下水道工事と水道工事は進捗状況が違いますので、下水道なら下水道を終わらせてから、水道をやります。同じ業者をお願いしても、同時にはしないで別々にしているようです。当該現場でも、下水道工事と水道工事は別々に行っていますとの答弁がありました。

次に、あそこは下水道と水道は別々の業者なんですかとの質疑があり、執行部からは、水道について資料の持ち合わせがないので、後でお願いしますとの答弁がありました。

次に、下水道の仮復旧の目安というのはないのですかとの質疑があり、執行部からは、下水道の場合、自然勾配で流すということでスタートが浅くてもだんだん深くなってくるので、場所によっては違いますが、一部だけの復旧は難しいため、下がりを見た後に復旧しますとの答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結、採決に入り、議案第75号、平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第74号から議案第77号までの4件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案4件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第77号までの4件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第78号	平成28年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第79号	平成28年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第80号	平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第81号	平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第82号	平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第83号	平成28年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第84号	平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第85号	平成28年度阿見町水道事業会計決算の認定について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第3、議案第78号、平成28年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第79号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号、平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号、平成28年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号、平成28年度阿見町水道事業会計決算の認定について、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において決算特別委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔決算特別委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○決算特別委員会委員長（吉田憲市君） それでは、決算特別委員会の付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定によりじっくりと御報告をいたします。

当委員会は9月13日、14日、15日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より天田町長初め、関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第78号、平成28年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案を認定することに決しました。

続きまして、議案第79号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第80号、平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第81号、平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第82号、平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第83号、平成28年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第84号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第85号、平成28年度阿見町水道事業会計決算の認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員の委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 決算認定に関しまして、私は、議案第78号、平成28年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定、議案第79号、平成28年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第83号、平成28年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第84号、平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第85号、平成28年度阿見町水道事業会計の決算認定について、5点について反対をいたします。

まず、一般会計のほうですが、平成28年度の予算委員会でも話しましたが、マイナンバーの関連の支出金です。国や県から交付金もありますが、本来、この制度に関して具体的に住民サービスになっておらず、廃止を求めています。税金の使い方の問題としても反対します。

また、決算委員会でも話しましたが、時間外手当の問題です。諸事情で集中しているところもありますが、慢性的になっているところもあるのではないのでしょうか。時間外労働の問題は、マスコミなどでも騒がれていますが、全体的に職員不足が懸念されます。労働者の健康を守る観点からも、この決算認定に反対します。

次に、国保と介護の問題です。国保税が払えないという人、また、生活費を切り詰めてまでも苦勞して支払っている人がたくさんいます。一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しなど、国保税や介護保険は下げられます。税金をどのように使うか、どこの目線で物事を見るかが問題ではないのでしょうか。国保税、介護保険料を下げることを求めて、この2点の決算認定にも反対をいたします。

また、後期高齢者医療制度についても、75歳以上を別の医療制度にさせること自体には反対です。

最後に水道会計ですが、給水件数や給水人口、また普及率などは増えているものの、年間総配水量は27年、28年と減少しており、水余りの状態になっているのではないのでしょうか。大口受給者の減少も聞いておりますが、やっぱり高い水道料金の問題もあると思います。料金体系の見直しも話されていますが、根本的に高い水道料金をどのようにするかが問題ではないのでしょうか。

それと、太陽光発電設備の特別損失、これが1,494万9,000円、これにも大きな問題があると思います。よって、水道会計決算認定にも反対をいたします。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第78号から議案第85号までの8件についての委員長報告は原案認定であります。

本案8件は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、順次採決をいたします。

初めに、議案第78号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。

議案第78号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第78号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第79号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第79号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第79号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第80号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第80号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第81号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第81号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第82号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第82号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第82号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第83号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第83号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第83号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第84号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第84号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第84号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第85号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。

議案第85号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（紙井和美君） 起立多数であります。

よって、議案第85号は、原案どおり認定することに決しました。

---

議案第86号 国交都再第5-1号西郷地内排水路整備工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第4、議案第86号、国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） 議案第86号、国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第86号、国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第86号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議案第87号 財産の取得について（消防団第3分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第5、議案第87号、財産の取得について（消防団第3分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第87号、財産の取得について、消防団第3分団消防ポンプ自動車購入についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、入札によって、土浦消防センターが落札しておりますが、これまでの納入実績、アフターフォローの実績はあるところなんだろうかとこの質疑に対し、今回の消防団の第3分団車の車両購入に関しましては、指名競争という形を取らせていただきました。落札された消防センター、こちらの企業に関しましては、消防団車両の納入実績があるということでございます。

次に、第3分団とは、阿見町でどの地域の消防団なんだろうかと、どのくらいで買い替えになったのかという質疑に対し、第3分団の管轄地域は、岡崎、廻戸、大室、霞台、曙東、曙南、レイクサイドタウン、以上の区域を管轄する分団です。今回の車両の更新につきましては、耐用年数がおおむね15年と定めておりますが、阿見町では車両の更新計画はおおむね20年を目安に更新を考えております。今年度、第3分団におきましては22年の年数を経過しております。30年度以降も20年を超える車両を毎年計画によって更新する予定でございますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。

議案第87号、財産の取得について（消防団第3分団消防ポンプ自動車購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第90号 訴えの提起について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第90号、訴えの提起についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長倉持松雄君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長倉持松雄君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（倉持松雄君） 議案第90号、訴えの提起について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第90号、訴えの提起については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第90号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、請願第2号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長、川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） それでは、請願第2号、教育予算の拡充を求める請願について、御報告申し上げます。

紹介議員の趣旨説明があり、質疑を許しましたところ、教職員の定数改善をしなければならない理由を、もう少し詳しく教えてほしいとの質疑があり、紹介議員からは、いろいろな障害を持った児童生徒が、通級によって公立学校での教育を希望する機会が増えているということと、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が増えているということですとの答弁がありました。

その他質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第2号、教育予算の拡充を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（紙井和美君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第2号についての委員長報告は、採択であります。本案は委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

---

### 意見書案第3号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、意見書案第3号、教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

12番、川畑秀慈君、登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） それでは、意見書案第3号、教育予算の拡充を求める意見書（案）、朗読をして説明にかえさせていただきます。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。

(公財) 連合総合生活開発研究所の教職員の働き方労働時間に関する報告書によると、七、八割の教員が1カ月の時間外労働が80時間となっていること、1割が既に精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための、長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源を保障し、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保証するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

#### 記

- 1、きめ細やかな教育の実現のために少人数学級を推進すること。
  - 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 以上です。

○議長（紙井和美君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号については、会議規則第39条第2号の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。  
これより採決いたします。

意見書案第3号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字を削除してください。これをもって可決された意見書の配付といたします。

---

#### 議員派遣の件

○議長（紙井和美君） 次に、日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（紙井和美君） これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここに全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長を初め執行部各位の御協力を深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念申し上げます。

これをもちまして、平成29年第3回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 3時14分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 難 波 千 香 子

署 名 員 柴 原 成 一

## 参 考 资 料

平成29年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第69号 議案第70号 議案第74号 議案第87号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 総務常任委員会所管事項 財産の取得について（消防団第3分団消防ポンプ自動車購入）</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第69号 議案第70号 議案第71号 議案第73号 議案第74号 議案第76号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町介護保険条例の一部改正について 阿見町立学校設置条例の一部改正について 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成29年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第72号 議案第74号 議案第75号 議案第77号</p>	<p>阿見町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について 平成29年度阿見町一般会計補正予算（第2号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成29年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） 平成29年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）</p>

<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第86号 議案第90号</p>	<p>国交都再第5－1号西郷地内排水路整備工事請負契約について 訴えの提起について</p>
<p>決算特別委員会</p>	<p>議案第78号 議案第79号 議案第80号 議案第81号 議案第82号 議案第83号 議案第84号 議案第85号</p>	<p>平成28年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 平成28年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成28年度阿見町水道事業会計決算の認定について</p>

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

平成29年6月～平成29年9月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	7月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年第2回臨時会会期日程等について</li> <li>・その他</li> </ul>
	7月28日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年第3回臨時会会期日程等について</li> <li>・その他</li> </ul>
	9月1日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年第3回定例会会期日程等について</li> <li>・その他</li> </ul>
総務 常任委員会	7月21日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口縮小と地方創生，並びに地方自治体の財政問題</li> </ul>
民生教育 常任委員会	7月7日	東京都足立区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おいしい給食について</li> </ul>
	7月7日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	7月11日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>

民生教育 常任委員会	8月2日	下妻市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・W a i w a i ドームしもつまの建設について</li> <li>・W a i w a i ドームしもつまの利用状況について</li> </ul>
議会だより 編集委員会	6月29日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第153号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	7月18日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第153号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
全員協議会	7月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新本郷小学校区第1・第2・第3・第4放課後児童クラブ建設工事（建築工事）入札に係る談合報道について</li> <li>・危機管理監の任用について</li> <li>・平成30年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	8月4日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度町行政施策及び予算要望について</li> <li>・その他</li> </ul>
	8月31日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第74回国民体育大会セーリング競技会の進捗状況について</li> <li>・道の駅基本計画の修正について</li> <li>・阿見町監査委員の選任について</li> <li>・第4期障害福祉計画の見直しについて</li> <li>・訴えの提起について</li> <li>・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて</li> </ul>

全 員 協 議 会	8月31日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 阿見町立学校再編事業及び本郷地区新 小学校建設事業の進捗状況について</li> <li>・ 阿見町立学校設置条例の一部改正につ いて</li> <li>・ その他</li> </ul>
-----------	-------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
茨城県後期高齢者医療広域連合会	7月24日	第2回全員協議会 ・ 広域連合長提出議案の概略説明について ・ 平成29年第2回広域連合議会定例会開会までの日程等について		川畑秀慈
	8月17日	第2回定例会 ・ 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） ・ 平成29年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ・ 平成28年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案可決  原案可決  原案承認	川畑秀慈
稲敷地方広域市町村圏事務組合	8月2日	臨時会 ・ 消防ポンプ自動車の取得について ・ 高規格救急自動車の取得について ・ 支援者の取得について ・ 監査委員の選任について	原案可決  原案可決  原案可決 平岡 博 氏	佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博

# 請 願 文 書 表

平成29年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提 住 出 所 者 氏 名	紹 氏 介 議 員 名	議 決 結 果
2	平成 29 年 8 月 30 日	<p>1. 件 名 教育予算の拡充を求める請願</p> <p>2. 主 旨 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。</p> <p>(公財) 連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書では、7～8割の教員が一月の時間外労働が80時間(過労死ライン)となっていること、1割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。</p> <p>ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2018年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1. きめ細やかな教育の実現のために少人数学級を推進すること。</p> <p>2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</p>	茨城県水戸市笠原町978番地46 茨城教育会館2F 茨城県教職員組合 吉田 豊 他 167名	井田 真一	